

宜 議 第 1 1 9 号  
令 和 6 年 5 月 3 1 日

議 長  
呉 屋 等 殿

総務常任委員会  
委員長 石 川 慶

### 委員会審査結果について（報告）

第455回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1. 委員会活動

| 期 間<br>期 日         | 会 議<br>月 日         | 備 考                                                                                            |
|--------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令 和 6 年<br>3 月 4 日 | 令 和 6 年<br>3 月 4 日 | 議案第 1 号                                                                                        |
| 令 和 6 年<br>3 月 5 日 | 令 和 6 年<br>3 月 5 日 | 議案第19号、議案第20号、議案第37号、議案第38号、<br>議案第30号、議案第22号                                                  |
| 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 議案第 1 号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、<br>議案第30号、議案第37号、議案第38号、陳情第11号、<br>陳情第12号、陳情第18号、請願第 2 号、請願第 6 号 |
| 会議日数<br>3日間        |                    |                                                                                                |

## 2. 審査結果

| 議 案<br>番 号     | 件 名                                                                       | 付 託<br>月 日           | 議 決<br>月 日         | 結 果  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|------|
| 議 案<br>第 1 号   | 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算<br>(第8号)                                                | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 1 9 号 | 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び<br>費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員<br>の育児休業等に関する条例の一部を改正<br>する条例について | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 2 0 号 | 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部<br>を改正する条例について                                         | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 2 2 号 | 宜野湾市債権管理条例の制定について                                                         | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 3 0 号 | 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正す<br>る条例について                                             | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 3 7 号 | 日野自動車株式会社によるエンジン認証<br>不正に係る燃費補償金に関する和解につ<br>いて                            | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 同 意  |
| 議 案<br>第 3 8 号 | 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規<br>約の変更について                                             | 令 和 6 年<br>3 月 1 日   | 令 和 6 年<br>3 月 6 日 | 原案可決 |
| 陳 情<br>第 1 1 号 | 日本全体で解決すべき問題として、普天<br>間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・<br>土の安全の保障を求める陳情               | 令 和 5 年<br>3 月 3 日   | —                  | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 1 2 号 | 公契約条例の制定を求める陳情                                                            | 令 和 5 年<br>3 月 3 日   | —                  | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 1 8 号 | 学生議会開催について                                                                | 令 和 5 年<br>9 月 1 2 日 | —                  | 継続審査 |
| 請 願<br>第 2 号   | 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に<br>要請することを求める請願                                        | 令 和 5 年<br>3 月 3 日   | —                  | 継続審査 |

|              |                              |                      |   |      |
|--------------|------------------------------|----------------------|---|------|
| 請 願<br>第 6 号 | 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止<br>を求める請願 | 令 和 5 年<br>9 月 1 2 日 | — | 継続審査 |
|--------------|------------------------------|----------------------|---|------|

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年3月4日（月） 1日目

午前10時01分 開会

午後 4時50分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |          |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶     |
| 委員  | 宮城 克     |
| 委員  | 桃原 功     |
| 委員  | プリティ宮城ちえ |
| 委員  | 上里 広幸    |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 伊波 一男  |
| 委員   | 我如古 盛英 |
| 委員   | 上地 安之  |

○欠席委員（0名）

○説明員（62名）

|           |         |
|-----------|---------|
| 総務部次長     | 多和田 眞満  |
| 防災危機管理室長  | 本永 貴也   |
| 企画政策担当技幹  | 玉元 智    |
| 企画政策担当技査  | 望月 利晋   |
| 秘書広報課長    | 吉村 純    |
| 基地政策部次長   | 津波古 良幸  |
| 市民経済部次長   | 新垣 育子   |
| 環境対策課長    | 當間 大和   |
| 市民協働課長    | 喜友名 和佳子 |
| 産業政策課長    | 宮城 恵美   |
| 福祉担当次長    | 島袋 喜美恵  |
| 障がい福祉課長   | 島袋 尚    |
| 児童家庭課長    | 玉代 勢桂   |
| 子育て支援課長   | 山城 隼人   |
| 健康推進部次長   | 米須 之訓   |
| 健康増進課長    | 山口 久美子  |
| コロナ対策担当主査 | 桃原 靖    |

|            |        |
|------------|--------|
| 人事課長       | 上地 章弘  |
| 企画部次長      | 伊佐 真   |
| 企画政策担当主幹   | 小橋川 陽介 |
| 財政課長       | 比嘉 隼也  |
| デジタル推進課長   | 金城 広郁  |
| 基地跡地推進課長   | 仲泊 嗣典  |
| 市民課長       | 宮良 弘美  |
| 産業政策課長     | 宮城 恵美  |
| 観光スポーツ課長   | 外間 理子  |
| 企業誘致担当主幹   | 饒平名 文治 |
| こども政策担当次長  | 浜里 郁子  |
| 保護課長       | 比嘉 洋   |
| 児童家庭担当主幹   | 棚原 佳乃  |
| 認定こども園担当主幹 | 又吉 時生  |
| 国民健康保険課長   | 香月 直子  |
| 介護長寿担当主幹   | 志良 堂孝  |
| コロナ対策担当主幹  | 池原 史真子 |

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 建設部次長              | 城間 勝也  |
| 都市計画担当技幹           | 新崎 雅也  |
| 道路整備課長             | 高江洲 強  |
| 用地課長               | 比嘉 徹   |
| 施設管理課工事係長          | 東江 信治  |
| 予防課長               | 早川 淳   |
| 警防課長               | 伊佐 隆之  |
| 施設担当技幹             | 我那覇 宗康 |
| 文化課長               | 浜里 吉彦  |
| 市立図書館長             | 與那原 類  |
| 指導部次長              | 松本 勝利  |
| 指導担当主幹             | 比嘉 祐一  |
| はごろも学習センター<br>支援係長 | 當山 ゆかり |
| 生涯学習課長             | 佐久原 昇  |

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 建設部参事             | 嶺井 辰也  |
| 建築課長              | 普天間 朝信 |
| 市街地整備課長           | 嶺井 実克  |
| 施設管理課長            | 與那嶺 諭  |
| 消防次長              | 又吉 清   |
| 消防総務課長            | 島袋 保   |
| 教育部次長             | 真鳥 かおり |
| 施設課長              | 仲村 等   |
| 生涯学習課長            | 佐久原 昇  |
| 市立博物館長            | 平敷 兼哉  |
| 指導課長              | 新川 健次  |
| はごろも学習センター<br>所長  | 當山 全盛  |
| 学校給食センター所長        | 伊佐 英人  |
| GIGA スクール担当<br>主幹 | 比嘉 広和  |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

第455回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年3月4日（月）第1日目

○石川慶 委員長 それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

○石川慶 委員長 これより議事に入ります。

議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。補足説明は特にございせん。

○石川慶 委員長 では、これより款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費、12款公債費、14款予備費及び3款民生費の一部から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。

ちょっと待ってください。事務局よりまた説明がありますので、お願いいたします。

○議事係長 ただいま委員長からございました3款の一部につきまして御説明いたします。

議案書の63ページと64ページの3款1項2目国民年金事務費は、3款ではございますが、こちらの時間帯でもし質疑がありましたら、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

では、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。本会議場で資料請求したのですけれども、ちょっと届いていない。これ歳入はできますよね。1ページの7款の地方消費税交付金の減額と、11款の地方交付税の増額の件で、資料出せるかって私言ったつもりだったのだけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑に関してですが、ちょっと私どものほうもこの議場のほうでの質疑受けておりまして、部長のほうから地方消費税交付金の減額の理由、地方交付税の増額の理由の質疑を受けて回答をしたので、それでちょっとよろしいでしょうかという形で完了したのかなという認識でございました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 スピードが速くて私が聞き取り、ちょっとその辺も含めて改めて確認したいと思います。

1億1,600万円減額されていますけれども、地方消費税交付金、この減額理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、桃原議員の御質疑にお答えいたします。

○桃原功 委員 資料はあるの。

○財政課長 資料は今作っていないので、作らせていただきます。

予算書の18ページ、7款1項1目地方消費税交付金が1億1,600万円余りの補正減となっている件についてなのですが、こちらの減の理由としましては、県のほうが市町村に配分をしている状況になりますが、こちららは全国で国に納めた地方消費税のほうが県に配分されますが、この最終的な配分というのは、最終消費地の県で、都道府県同士で精算をされた後の消費税が県に配分されることになりますが、その配分額が当初の見込みよりも少なくなっていたということで、総体的に宜野湾市のほうにも配分される額のほうが減額しているということで通知がございましたので、その通知に合わせて補正減を行っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 国から県に配布される配分が減額した理由というのは分かりますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 この件につきましては、ちょっと県からは、これ以上のお話といえますか、国からどういう形で配分が減になったかという説明というのは資料等も頂いてはおりませんが、ただこれ推察になるのですが、今年度、令和5年度に入ってから消費動向調査というのが行われているところなのですが、消費動向調査の中で、消費者指数、消費者動向の指数というのが低い水準で動いておりまして、特に夏あたりは、8月、9月あたりは消費者動向のほうも悪い状況でございました。やっと12月以降になってから上向いてきているというような調査報告が国のほうではされておりますので、こういった動向を踏まえて地方消費税のほうも、国で減額になっているものと思われるというところが、あくまでも推察でございます。この辺については国と県からの通知等では説明はありませんでした。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私は、現実的にちゃんと知るべきだと思います。やっぱり全体的な国の、あるいは県の動向も含めて、地方自治体予算にも反映されるので、その減額理由というのはやっぱり知るようにしてください。

県知事会、全国知事会として、この地方消費税交付金の増額をやっていますよね、ここね。これ改善したことありますか。そのことも何か資料としてありますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今のところ資料のほう把握はしておりませんので、こちら確認をさせていただきます。全国知事会の動向等も踏まえて確認をさせていただいて、もし資料提供できる部分がありましたら、こちら併せて資料提供させていただきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、国から各都道府県、市町村含めて地方に2分の1入ってくると理解していますけれども、この用途は一般会計、何に使ってもいいということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予算書の18ページ7款1項1目の2節社会保障財源交付金というのがあります。こちらにつ

いては社会保障財源交付金ということですので、社会保障経費のほうに充てるようにということになっておりますので、私どものほうでは当初予算のときから保護費の事業と、あと児童措置費のほうに充当をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、社会保障財源のみに活用しているという理解でいいですね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 この2節社会保障財源交付金についてはそのようになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あと、1ページ戻りますけれども、消費税の減額に関して地方交付税は増額されていますよね。2億3,200万円の増額、この増額理由を伺います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 お答えいたします。地方交付税の増についての御質疑ですが、こちらは国の第1次補正予算において、国税の収入の上振れ、決算の上振れがありまして、この国税の一部が地方交付税の財源になっておりますので、上振れたことによって、こちらをまた地方財政措置として市町村に配分するというような形の補正が取られました。それで、宜野湾市においても増額の交付決定がありましたので、増額補正をさせていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その交付税の上振れされた種類は何ですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、お答えいたします。こちらの税目の種類については、今把握をしておりません。ちょっと手元にも資料がありませんので、今お答えがしかねるところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは一応調べて後で何が要因だったということで報告をお願いできますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらについては御報告差し上げます。

○桃原功 委員 では、次行きますけれども、予算書の2ページと3ページにあるのですけれども、これ歳入の21款の諸収入と22款の市債ですか、これもいいですか。本会議場でも質疑しましたけれども、雑入の1億1,400万円、2ページ、一番下段です。1億1,400万円増額されています。この理由は、39ページの雑入に後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金が2,800万円とか、下から2段目の地域型保育給付費返還金過年度分1,900万円とか、これはまたちょっと多くて、倉浜衛生施設組合の返還金が3,800万円とか、これ分かる資料、この増額が分かる倉浜衛生施設の資料も要求もしたのですけれども、これもまだ資料出ていないのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 本会議のほうで部長のほうで答弁いたしまして、その内容でもう済んだと思ひまして、資料のほうは御用意しておりませんけれども、準備して、内容を少し確認しながら準備差し上げたいと思ひますが。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっとこの負担金、これ末にこうやって返還されると、この仕組みも含めて説明できますか。返還金多いですね、3,800万円、なぜこんなに多くなっているのかというのが知りたかったのです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 倉浜衛生施設組合の返還金ですけれども、汚泥再生処理センター、伊佐のほうにある清水苑ございます。そちらの建て替えに係る市の負担金分の返還になりますので、2市1町を含めまして1億985万5,000円の返還がございました。それを2市1町で案分しまして、返還されているのが3,892万6,000円となっております。これにつきましては3年にかけて負担金を倉浜のほうに負担金を出しまして、事業が完了しましたので、その余剰のほうを返還するという形になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 箱物造って、これが完了して、1億900万円払ったわけ、3自治体で案分しての金額、なぜこんなに上がったのですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。一旦、市の負担金として令和2年度から令和3年度にかけて、先ほど次長からもありましたように、総額で1億1,861万円は負担金という形で支出をしております。3市町村、そのほか倉浜さんの国庫補助金等も活用して事業を、入札等の残であったりとか、その他公債費、そういったものが通常よりも精算した際には多く借入れができたというような事情もありまして、それぞれ3市町からの負担金に対して精算という形で余剰額を算出したところ、宜野湾市に関しては今回3年間、3年分の負担金に対しての返還金ということで3,892万6,000円が精算されたという形になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

これは、各自治体から倉浜に対して負担金出して箱物ができて、完成して戻ってきて、これは普通に一般会計で使用はできるわけですね。倉浜に行って戻ってくる分というのは、何も法的には問題ない。問題ないからちゃんと活用しているのですよね。それとも、何かこう手続があったのですか、特にない。手続なければならないのです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原功委員の御質疑の件ですが、市から倉浜組合に拠出する負担金につきましては、年度終了後、余剰金につきましては返還させていただいているのですが、その辺につきましては市の一般財源として、今後、その他の事業にも活用できるというふうに考えてございます。

○桃原功 委員 問題ないということでもいいわけですね。

○企画部次長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

後期高齢者の分の返還金も説明できますか。担当の次長さんっていっぱいいますか。いなければ、分かりました。

この倉浜の1つ上の地域型保育、これの説明は難しいのかな、保育の。はい、分かりました。

続いて、市債の質疑したいのですけれども、いいですか。41ページの市民会館施設整備事業債、これも資料要求したつもりだったのだけれども、市民にとってはいろんな活用をしている市民会館が1年半以上も工事のために使えないという状況なののですけれども、今回明繰りの金額が太かったですよね。繰越明許費補正に係る理由等のどこかにあるかと思います。明繰りの理由。理由の中に、市民会館施設整備事業、金額ちょっと書いてあるのだけれども、理由で建設工事が地域的に集中して労務者の手配調整に不測の日数を要したため年度内出来高工事完了が困難となったとある。これ宜野湾市だけではなくて全国の市町村が同じような環境かと思うのですけれども、私手書きで入札、応札の基準の見直しと走り書きしているのだけれども、この単語しか書いていないので、ちょっと私自身も書いて分かっていないのですけれども、これって説明できますか。その応札基準の見直しって走り書きしているのだけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。桃原委員、こちらにつきましては教育委員会担当になりますので、先ほどのスケジュールからいくと15時10分からのところで御質疑いただければなと。これと関連してちょっとよろしいですかね。桃原委員が先ほどから資料要求ということでお話がありましたけれども、ちょっと資料の取りまとめをしている総務部のほうから少しこの件について、本会議でのやり取りにおきまして、明確に資料要求ということがありませんでしたので、恐らく各部長はその内容を答弁しておられたというふうに私たちも見ていまして、それで今回資料は出してはおりませんので、これについてはまた議会事務局にも確認をしながらやっておりますので、その辺御了承いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 失礼しました。ちゃんとはっきり言うようにします。次からね。

45ページなののですけれども、2款1項1目の説明番号07の職員代替等雇用事業693万4,000円、次のページ、会計年度任用職員手当等支給事業の減額が2,239万6,000円とあるのです。この会計年度任用職員手当等支給事業の2,200万円の減額理由を説明してください。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。予算書の46ページです。会計年度任用職員手当等支給事業の減額2,239万円ですけれども、当初予算計上時に想定していた時給単価と、実際任用した会計年度任用職員の単価の差額と、また任用ができなかった、または当初予定していた任用期間が任用できなかったことなどから……

○桃原功 委員 任用期間の。

○人事課長 例えば会計年度は1年間任用になりますけれども、それが御本人の自己都合だったりとかなどで退職に至ったりするケースもまれにありますので、そういった部分で減額が発生したという形になってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こうやって自己都合等で任用期間が短かったとかということで、あるいはそうじゃなかった方もいると思いますけれども、昨今の雇用の募集をしても普通に集まるというか、そういうのはどうなのですか。例えばこの減額理由が募集かけたけれども、来なかったのか、そういうことではないのか、その辺をちょっと知りたいのです。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 委員御質疑のように、特に専門職、技術職であったりとか保育士さんであったりとか、あとは臨床心理士だったりとか、本当にこういった特別職といいますか、専門職のほうはなかなか見つからなかったりという部分があります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の専門職が見つからないというのは、仕事にも支障を来しているわけだから、とても心配なところはあるのですが、これは宜野湾市だけではなくて、その自治体全般的な悩みなのか、その辺はいかがですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 会計年度任用職員に限らず、常勤職員等々についても言えることであるのですが……

○桃原功 委員 常勤職員も少ないのですか。

○人事課長 申込み、要は試験を受ける方が少ないというような形があったりします。技術職、特に建築、土木とか、そういったあたりもなかなか、民間のほうで採用が旺盛なことと関係があるのか、なかなか雇用に至らなかったりとか、あと臨床心理士のほうは特にそうなのですが、ほかの市町村でも同じような状況があるというふうには聞いています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 常勤職員の応募も少ないということとても気になる場所なのですが、これも全般的に言えることなのですか、少子化等、あるいは給与がやっぱりまだほかのところがいいとか、その辺の理由というのは把握していますか、常勤も少ないというのは。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 給与についてはどの市町村も同じような体系を取っていますので、その部分について魅力がないとかということではないとは思いますが、恐らく民間のほうが先ほども言いましたけれども、やっぱり採用が旺盛ということです。そういった形であろうかとは思いますが。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このように2,500万円減額されたことに対して、皆さんの仕事に対する悪影響というのは生じたのでしょうか、人がいなくて。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 個別に各課からは聞いてはおりませんが、確認は取っていないのですが、今、実際配置されている職員、常勤職員と会計年度、お互い業務を分担し合って取り組んでもらっているというふうに考えております。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。予算書45ページです。2款1項1目01の一般退職手当、これ2,900万円補正増額とされているのですが、例年これ聞いているのですが、退職者のその状況ということで説明いただきたいのですが、定年退職、あるいは一般退職、そういったものが分かればお願ひしたいのですが。

もしそうであれば、後で資料として出していただいてもいいのですけれども、3年分ぐらい。退職の人数、これ普通退職なのか定年退職なのか、退職者の状況が分かるような資料。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 我如古盛英委員の要求にあった退職の過去3年分の人数については、また資料等にしまして提供したいと思います。ちなみに今年度の対象人数は16名おります。今回は定年延長というのが始まりましたので、定年という形で退職する者がいなくて、勧奨というような形になります。勧奨という名称といいますか。ただ、退職金自体は定年扱いで算定はされます。この分で適用を受けている方は、定年扱いという形で退職される方は3名おります。その後、年度途中で退職した者も1名おりますし、年度末にかけてまた退職した職員もおりますので、トータルしますと16名というような形です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料を出してもらってから、定年延長というのでしょうか、制度が少しずつ変わってきていますから、そういった職員がどれを選択するかといろいろあると思います。

それと、もう一つ、先ほど桃原委員の質疑で、46ページ、会計年度職員の支給とはちょっと別ですけれども、同じような感じで会計年度職員の任用1年ですけれども、1年丸々その仕事をしたか、あるいは途中で仕事をやめたかという、その資料もあれば分かりたいのですけれども、それについてはないですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。結構、各部署にまたがって任用されている職員が多数おりますので、ちょっと資料提供できない。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この会計年度任用職員というのは各部署で採用しているということで理解していいのか、それで分からないということ。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 各部署で募集をかけて任用している。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういうものが知りたければ、どうすればいいのか。各部署に問合せしてやるしかないのか。人事課では一切関知していないということなのですね。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 任用はもう全て各課のほうで担当しておりますので、人事課のほうでは細かいところまでは把握ができておりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういったのは知らずに給与とか手当が発生したときには、人事課でそれは予算計上して支払うという、支払いの方法は人件費というよりは、別の方法で支払われていると、そういう形になりますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 人事課のほうでは、この2款1項1目の会計年度職員の手当の支給事業のこの労働保険料、社会保険料とか、そういった保険料関係を人事課のほうで計上して見ておりまして、そのほかの報酬関係は、

各部署のほうで計上がされております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 各部署のどの担当者がやるのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 メインになる庶務を担当する方です。

○我如古盛英 委員 資料はない。

では、次お願いしたいのですけれども……

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料を頂きまして、予算管理に関して金額はもう分かっていますので、あとちょっと内容をお聞きしたいので、これは土木のときにやりますので、これは資料を見ました。

次に、50ページの2款1項6目、説明欄19の宜野湾市火葬料等負担軽減事業についてなのですが、これはちょっと本議場で聞けていないものですから、補助の申請件数とかいろいろ金額をお聞きしていないのですけれども、まず295万円、合計して300万円が減額、余ったということなのですが、これについてちょっと説明していただけますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 では、予算書の50ページ、2款1項1目説明欄19番の宜野湾市火葬料等負担軽減事業の、こちらの内容について環境対策課から説明させていただきます。

まず、最初の欄にありますマイナス11万円につきましては、会計年度任用職員の任用がちょっと5月にずれ込んだことに伴うその差分の減になっております。

その下、宜野湾市火葬料補助金のマイナス295万5,000円の減については、今回、当初予算では見込んでいた数よりもこの月額補助金受付け数と実際の受付け数との実績を考慮した部分での補正の減となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 新しい事業だったわけなのですが、いろいろ火葬場の建設が遅れているということで、こういったことで市民の負担を少しでも軽減しようということでなされた事業なのですが、この補助申請をした件数とか、あるいはこれだけ補助金が減額になっているわけですから、十分であったのかなと思うのですが、その件数と、それから宜野湾市の市民でお亡くなりになった方の数とか、そういった資料をちょっと出していただきたいのですけれども、その資料も出せますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今の時点での積算した際の人数ということでちょっと御報告させていただいていいでしょうか。

○我如古盛英 委員 答弁できますか。

○環境対策課長 まず、12月末時点までに申請のあった方の件数です。これが463名、12月末までに申請があった件数です。あと、今回、死亡者の速報値になりますが、死亡者の数が4月から12月までの死亡者数606名で約8割の方が申請しているという状態になっております。今ちょっと口頭で説明差し上げましたので、資料については、後ほど整理して提出いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 火葬に関しては高齢化社会ですから、亡くなる方あるいは病気とか事故で亡くなる方だと思いますけれども、これに対して手当ををしているということは、市民からも理解はあると思うのですけれども、しかし根本的には、以前から取り組んでいらっしゃるその火葬場と葬祭場の建設が本当はもう、これだけの人口、人口密度が東京都よりも高くなっているということですから、宜野湾市にもその他市町村から流入してくる人も多いということですけれども、人口が多くなればなるほど、そういった亡くなる方も多くなるというような、早めに建設も進めてほしいし、またこれも1人当たり金額幾らでしたっけ。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 1件当たり1万5,000円です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もしこれまでの葬儀費用が少し下がってきているというのものもあることはあるのですけれども、できたらそういった金額を予算に合わせて上げていけば、なお市民の負担が軽減するのではないかなと思いますので、そこら辺はよく検討していただきたいなと思います。私は以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いいたします。まず初めに、前年度、あるいは今日までの繰越しの最終整理の推移というのはどのようにになりますか。通常、最終補正で、これだけの件数、これだけの金額が繰越しの手続をされておられますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。令和5年度繰越明許の件数が御提出させていただいているのが、今回は36事業を繰越明許させていただきまして、10月補正で1件既に繰越明許の議決していただいたということで、合計37事業になります。繰越しの事業費自体は55億3,700万円ということになっておりますが、令和4年度については、繰越明許費の議決件数は23件で、金額としては31億8,581万9,000円というようにな状況となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 本来、予算の原則からすると、その手続は議会の承認を得ているけれども、せっかくつけた予算が、単年度主義の予算が実行できないというのは、ちょっとやっぱり考えなくてはならないと思います。全体的な繰越し理由というのはそれぞれあります。例えば国との関わり、県との関わり、補助の交付時期、それは当然あります。ところが、皆さん方は当初予算に計上しているのが基本ですよ、当初予算で。年度の途中で補助絡みで入ってきたものについては、それは短期間では執行できない。それは分かりますけれども、それからすると、それを分析したことがありますか。当初予算で計上されている件数何件ですか。補助絡み何件ですか。それも詳細、細かいことは聞きませんが、それぞれあるわけ。しかし、それにしても計上するのであれば、これ執行していくというのが原則ですよ。ぜひとも、今後予算計上するときには、これも議会の承認を得てやりますから、この単年度主義を生かして単年度でこの事業を遂行していけるといえば、分析した上での予算計上をやっぱりすべきですよ。事業の執行をやるべきですよ。それは、今後、ぜひとも検討していただきたい。

さらには、当初予算でやっているやつというのはおかしい。ですから、それは細かいことは言いませんけ

れども、やっぱり分析して、今後、それはやってはならないと思いますので、ぜひとも対応を検討してください。

それから、予算書の10ページの債務負担行為補正、今回3件の債務負担行為補正予算の事業がここに上がっているのですが、通常、債務負担行為予算というのは、9月の議会、12月の議会に年度内契約をして、契約をした後の契約始期というのが4月1日、その4月1日を見直すために債務を保証していくわけ、負担していくわけ、この最終補正で債務負担を計上するということは、これ歳出予算は令和6年度の当初予算にも今計上されているのですか。それとも、もちろんされないといけないと思う、債務負担されている分が。それと、今後その事業をどのように進めていくのか、その説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今回、3件の債務負担行為の設定を3月でさせていただいているところでございます。こちらについては、当初、令和6年度当初予算で計上はさせていただいていると思いますが、こちらについては、例えばカード券面変更印字システム保守委託料、複写機等賃借料、宜野湾市短期入所生活援助事業業務委託料というところでございますが、実は今契約している、例えば事業所、こういった宜野湾市短期入所生活援助事業所、特養というところなのですが、そちらについて、この事業所と再度契約をさせていただくというところで、引き続き契約を更新するために、4月1日から事業を行うために、この時点での債務負担行為の提出という形になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに年度契約を実行しているということですか。そして、4月1日にその契約のスタート、始期をされるということですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。御指摘のとおりでございまして、年度内契約をして4月1日からの履行を行えるようにということでいたしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、当初予算で、その事業というのは毎年度実行していますよね、やっていますよね。そして、債務負担予算でさらに年度内で契約をして、始期が4月1日なのです。これは、中間結審で議案に上がっているのですか。

気になるところは、議会いつまでですか。こんなやり方でいいのかなと思ったりするのです。会期はいつでしたか、26日。4～5日間の期間であんなの慌ててやるべきなのかなと思ったりする。例えば1つ、宜野湾市短期入所生活援助事業業務委託、これは恐らくかなりの必要がありますよ。これ出産をして乳幼児が何らかの保護者の理由で短期間預けるような制度なのです。恐らくそれ病院等の委託契約でしょう。なぜそれが分かるのに、それが最終の債務負担なのかなと思ったりするわけ。

例えば、皆さん方の長期継続契約、それも地方自治法で認められているわけ、なぜ債務負担なの、長期継続でそういったことできないのということを言いたいわけ。こんな、だから繰越明許費もあれだけの件数、予算を計上した、執行できない。そして、このことも令和5年度の事業は実行していますよ。そして、需要は満たされているわけ、それで予算が足りないから債務負担で予算計上しているのですよ、皆さん方は。しかも、4～5日間の間で、議会で、これが中間結審だったらまだ理解できますよ。そんなのしたら、事業も

慌てるわけよ。そういったのもやっぱり検討してもらいたいと思いますね。

どう思いますか、こんな予算の計上して。債務負担だからといって、議会の承認を得たらいいという話だけではないですよ。効率良く事業を執行していくための予算計上の在り方はこれでいいのかということを提起しているわけ、ちょっと本当残念ですよ。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 土地委員からの御指摘の件、会期は26日に表決ありますが、この一般会計補正予算（第8号）におきましては、議会早期採決のお願いしている案件となっております。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 分かりました。勘違いしていました。中間結審での対応であれば、それはどうにか効率よく契約も締結するつもりだろうと、そこは承知しました。大変失礼しました。

しかし、今後、いろんな事業も慌てることなくしっかり対応できるように、それも仕事の流れなのだと思います。中間結審であれば少し安心しました。

それから、先ほど会計年度任用職員のお話がありました。どこを見ても会計年度任用職員の報酬等の減額というのが、先ほど大体職員の配置についても、それは何名ですか。何名配置予定で配置ができなかったのですか。

それと、有資格というのがここにはあるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 有資格の部分については、先ほども言いましたけれども、子育て支援課であったり、あとは建設部であれば土木建築職とか、そういった形の配置はされておりますけれども、すみません、ちょっと何名が実際配置されているのかというところは、人事課のほうでは確認ができていませんが、人事課のほうでは先ほども答弁しましたように、労働保険料とか社会保険料、その辺り任用が定まらなかったということで、執行残が出ているということです。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 では、代替職員の配置ができなくて問題となっているというのは、その配置者というのは、有資格が求められていた職員のことですかということです。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 2款1項1目のところ、職員代替等雇用事業、こちらの部分については、ここの部分は、職員が病休で休んだ場合、それから産休や育休で休んだ場合とか、そういった形で休んだときに会計年度任用職員を補充します。その際に、この休んだ職員が専門職であれば専門職を配置したりとか任用したりという形を取っておりますが、先ほども言いましたとおり、技術職なかなか雇用ができなかったりする場合もあつたりします。そういった場合もやっぱり執行残が出たりする場合があります。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 その計画で予算をつけている財政課ですよ。かなり減額されたのですよ。その対策を。

資料の要求も含めて、予算書33ページ、沖縄振興公共投資交付金事業費、この辺のところが減額でされておりますけれども、これは当初予算の計上額と最終補正での減額、その資料として出していただけませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。予算書33ページ、16款2項7目土木費県補助、沖縄振興公共投資交付金事業についての当初予算計上の金額と今回歳出補正の状況を整理して資料を提出したいと思います。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 当該事業の執行状況も分かるような資料としてお願いをしたいと思います。

それから、49ページです。沖縄振興特別推進市町村交付金事業費、これは近隣かな、市町村の減額に伴って、それを市が受けているような内容だと思うのです。これ県が主催して、最終減額に伴う配分をしているのですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。沖縄振興特別推進市町村交付金、一括交付金でございます。こちらは、年4回程度県のほうから、計画変更のタイミングがございまして、その都度県のほうから不用配分額に対する、不用といいますか、流用できる額、各市町村から流用ができる額、あとはそれに対して逆に流用を受け入れたい額の希望額、この両方を県のほうが調査をしております。その集計を県のほうがしまして、その金額に基づいて県のほうが案分をして市町村のほうに、また変更で交付決定するというような流れになってございます。それが今回最終4回目の方向でございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** これちょっと資料としてお願いできませんか。1回目はいつなの、2回目いつなの、3回目、4回目の最終ですよ。最終時期でのこれは活用できないと判断をして、不用にすることなく、その部分を市町村に配分をするような仕組みだと思うのだけれども、その資料をお願いしたいと思います。

そして、49ページの4億1,600万円というのがその額というふうに理解していいですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。49ページ、2款1項6目の説明欄13の事業費として沖縄振興特別推進市町村交付金事業費4億1,643万円の記載でございますが、こちらは御指摘のとおり、先ほど御説明差し上げました各市町村配分が増えた額と、あとこちらの中でも当初から配分を得ているものの中で、事業の執行に合わせて不用額等の整理をさせていただいた中で、6,000万円の不用額が増えている、契約執行残でございましたので、交付金を8割充当していたのですが、そういったところも全部不用額等も整理をさせていただいて、全部の事業を8割に、この積立事業以外の事業については全部8割にして整理をさせていただいて、残りの金額をここに充てているというような形になります。頂いた金額と内部での交付金の整理をさせていただいて、残りの金額が4億1,643万円ということになっています。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** その残りの金額、予算は何に活用ですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 残りの金額と県から今回配分を頂いた金額合わせてこちらの事業に配分したという形になります。

○**上地安之 委員** 分かりました。それでは、資料として沖縄振興公共投資交付金の執行状況、それとまた今言う1回、2回、3回、4回の配分に伴うその経過について資料としてお願いをいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 資料のほうは提出していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ございますか。

上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料請求だけお願いいたします。118ページの14款1項1目予備費なのですが、軽微の変更等もあって、今回の補正になってきていると思うのですが、令和4年、3年、2年の決算額と支出した項目、ちょっと確認させていただきたいので、よろしくお願いします。

それと、今回補正後の額9,014万6,000円になっているのですが、令和5年度の補正、今回の補正に係る支出の項目、ちょっと確認させていただきたい。この資料をお願いいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里広幸委員の御質疑にお願いいたします。令和2年から令和4年の予備費に係る支出項目と決算額についての資料と、併せて令和5年の現時点の支出項目についての状況の資料を提出してまいります。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 質疑です。予算書の9ページの一番下のほうです。2、変更というところです。ここの2款1項普天間飛行場周辺まちづくり事業ということです。これが補正後に5,000万円増えているところですが、議案説明のときに地権者との交渉というふうにおっしゃっていたのですが、そのところをもう少し詳しく説明していただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。地権者と購入の調整をしていくのですが、やはり反対者とかもいらっしゃると思いますので、その交渉にちょっと時間を要しているというところがございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その交渉に時間がかかって予算が高くなっている。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 高くなっているということではなくて、その金額を、交渉にかかっている分は繰越しをしたいということでございます。

金額については、12月議会に補正（第7号）で大型の補正、国からの大型補正がございましたが、その際、やはり時間的にちょっと厳しいというところで繰越しの手続きをいただいたところでございます。先ほど土地委員からちょっと御指摘があったのですが、この件については当初からの予算でございまして、ちょっと相手方があることでございますが、その調整に時間を要しているというところがございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

知念秀明委員。

○知念秀明 委員 予算書47ページの説明欄04市庁舎建設費積立金の1億円を積み立てすると思うのですが、多分本議会で聞いたと思うのですが、どうやって捻出してきたのかというのと、あと今の分

に追加で金額、これ目標金額というのはあるのかなのか、その目標に向かって積み立てていつているのか。それまで資料でいただければ、豊見城市が60億円ぐらいかかったということだったので、それをただ積み立てしているかどうかということも資料で頂きたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 知念秀明委員の御質疑にありますこれまでの積立て等記載した資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいですか。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時07分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時17分）

---

○石川慶 委員長 続きまして、3款民生費及び10款の一部について審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。

事務局より説明があります。よろしくお願いいたします。

○議事係長 ただいま委員長より御説明ありました10款の一部でございますけれども、こちら109ページ、10款4項1目幼稚園費、こちらのほうは今担当が福祉推進部となつてございますので、こちらの段階で質疑ありましたらお願いいたします。

○石川慶 委員長 では、これより質疑を許します。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 後期高齢者の返還金をお尋ねしたいのですが、一般会計予算の雑入でしたよね。予算書の39ページ、沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金2,800万円が来ているのですけれども、この説明をお願いします。

○石川慶 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。雑入の沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金に関する2,868万1,000円でございますが、これにつきましては後期高齢者制度における医療費の一部を市町村からいただく負担金の精算分となつておりまして、令和4年度の負担金が確定したことに伴い、今回支出していた、実際に令和4年度に支出していた額を超過しておりましたので、差額が戻ってくるようになっております。それによる返還金ということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、例年、前年度もその前の年も3,000万円前後とか返還されることなのですか。

○石川慶 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 3,000万円前後か確かではないのですが、毎年後期高齢者医療広域連合で医療費の経費を予測して、市町村が負担しておりまして、不足が生じないように多めの見積もりで、一旦お支払いして、毎年精算の形で返還金を処理している状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、答弁で経費っておっしゃつたのですけれども、経費以外にも医療費の返還もあるという

ことなのですか。

○石川慶 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 経費というのは医療費のことでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございました。

65ページ3款1項1目老人福祉費なのですけれども、赤道老人福祉センター改修事業が4,700万円の減額があるのですけれども、この減額理由をお願いいたします。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。赤道老人福祉センターの改修事業ですが、当初、工事費を見込んでいたのに、契約で入札残が生じたために、その減額となった分を今回補正で減額しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大体おおむねもう入札残ということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最近、赤道老人福祉センターを訪れてないので外観も分からないのです。全く新しいのができたということですか。改修だけなの。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 外観の改修ということではなくて、完成してからもう30年以上たっていますので、中の設備のほうが老朽化していて、主に空調設備の改修が主になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、外観は変わらないわけですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど申し上げたとおり老朽化している部分もあるので、外壁については耐震を含めた改修を行うことになってはいるのですが、大幅に外観が変わるということではございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 赤道老人福祉センターの利用者から以前に要望を受けたこともあって、駐車場の不足とか、あるいは出入口の改善ということ、その辺も併せて回収されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、駐車場がやっぱり手狭な部分が課題としてありますので、そこらはできる範囲で附帯工事として何台分か増やせないかということを今調整している段階でして、そのほかにも街灯の整備とか、そういった今回併せてできる改修については検討してやっていきたいと考えているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、駐車場の増設部分については、まだこれからということですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 工事を担当しています建築課がお答えいたします。駐車場の部分、これについては工事につきましてはこれからになります。あと台数の増の検討と、あと白線がもう大分消えかかって見にくいものですから、併せて台数の見直しと白線の引き直し、これについても今回の工事で今後実施していきたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと確認なのですが、はごろも学習センターはある程度は移ったのでしたっけ、今あそこらいでしたっけ、それはまだ一緒にあるのでしたっけ。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 はごろも学習センターの支援事業につきましては、今年度、市民図書館2階のほうに移動して、これまでどおり実施してございます。今回の工事が終わりましたら、予定では4月にはまた元に戻って、これまでどおりの事業展開をしていくという形で、今年度については市民図書館のほうで実施しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 工事をしている間のみ市民図書館に移動しているという、工事が済んだらまた戻ってくるの。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 駐車場が、市民図書館ですから、空くから、その後、老人福祉センターの利用の方々の駐車台数が増えるのかなって期待したのですけれども、また戻るわけですね。

○建築課長 これまでどおりの利用となります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 繰越明許費補正に係る理由等の資料5ページなのなのですが、明繰りの理由として改修工事において、既存外壁モルタルの浮きが確認されたことにより、改修方法の変更における協議及び現場施工に不測の時間を要したためとあるのですけれども、何で工事したところがモルタルが浮いて剥げてしまっているのか、その辺の詳細まで分かりますか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 今回、赤道老人福祉センターとはごろも学習センター、この2事業につきまして1つの工事として発注しております、前年度にその2事業の実施設計を終えております。実施設計段階では、目視であつたり1階部分のモルタルの外壁の調査、そういった実際目視が可能な箇所だけを行ってございました。2階部分であつたり高所でどうしても足場を設けないと調査できない箇所については、工事を発注後、請負業者とともに現場を確認して、目視であつたり打設検査をしたところ、モルタルに浮きのある箇所が数か所見られたということがございまして、施工期間中にしか調査できない箇所がございますので、今回については主に2階部分のモルタルの浮きがほとんどです。この辺はもう契約をして、工事の内容変更を協議して、増額で工事での対応を今回行っているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そういった工事等の影響で利用者の駐車が制限されるということにはなっているのですか。これは駐車場に影響ないのですか。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 委員おっしゃるとおり一部工事車両で使えない部分は出ているのですが、今のところ駐車場が手狭になってというところのお話は、報告は上がっていませんので、また施設についても工事中ですので一部利用制限をしながらやっているところもあるので、こういったところもあって駐車場の問題というのは今のところ発生していない状況です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 続いて、児童措置費なのですが、69ページのうなばら保育所についてお伺いします。会計年度任用職員の報酬の減額とかあるのですが、これ種類が両方とも会計年度任用職員報酬、1,400万円と543万円のほうがあるのですが、それぞれ御説明をいただけますか、どうして減額になったのか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。まず、03番のうなばら保育所運営事業の会計年度任用職員については、通常のクラスの担任だったりとかの会計年度の保育士さんの報酬になっています。こちらは、未配置、募集はかけているのですが、配置できなかった分の減とか、あとうなばら保育所に関しては、令和8年度の認定こども園移行に向けて、今現在、入所児童を少しずつ減らしている状況にありますので、その部分の配置の減の部分になっています。

04番のうなばら保育所特別保育事業については、こちらは支援を必要とするお子さんたち、特別支援保育の担当する保育士さんの報酬になっていまして、こちらも同様に未配置の部分が若干ありまして、その分の減になっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、課長のほうから令和8年度の認定こども園の移行に向けて、その数字も調整しているということなのですが、ちょっと気になるのですが、それはどんなふうに減数していくのですか。ちゃんと令和8年度にはごろも小学校との認定こども園統合に向けて減少をしていくので、保護者に通知は出しているわけですか、その減少していく、統合していくという通知も含めて。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 御質疑にお答えいたします。令和5年7月頃に保護者向けにアンケートを実施しております。その中の通知文で、この認定こども園の移行の計画があるので、今後、少しずつ入園数も制限していきますということはお伝えしております。

具体的に申し上げますと、令和8年度に移行するので、令和7年度には2歳児、3歳児、4歳児、5歳児が残るような感じで、ゼロ歳児、1歳児の入園を少しずつ減らしていくような形で調整を進めております。

移行するときに3歳児以降が認定こども園に移っていくので、移行できない子たち、その時点で、令和7年度でゼロ歳児、1歳児の子たちが行き場がなくなるというのはちょっとまずいので、そういうのを見越しての整理という形になっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは、保護者にアンケートを出して、保護者の意向というものをどこかで反映されているのですか。今、皆さんの立場で調整をしていく、減数をしていくという説明だったと思うのですけれども、保護者からの意見とか変更、何かそういう要望もあったのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 御質疑にお答えいたします。そのアンケートの際に、自由意見として保護者の方たちがどのようにお考えかというところも集約しているところではあります。その意見の中には、なぜうなばら保育園から一番近い大山幼稚園に統合しないのかとかいろいろ御意見あったのですけれども、そういった御意見も踏まえて、あとは最近行われたパブリックコメント等の御意見も踏まえまして、今回の計画策定に至っております。

当初、7月の時点では大山幼稚園の認定こども園移行を早めるという計画ではなかったのですけれども、そういったこの保護者の御意見だったりとか、子ども・子育て会議の中で頂いた意見とかを踏まえて、今回計画を策定していったのですけれども、その中で大山幼稚園の移行を少し早めるという計画になっております。うなばら保育所から校区内の大山幼稚園に希望する方がいれば、そのまま大山のほうに進級できるような形でちょっと考えたというのも、今回の移行計画に反映されております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、パブコメも募集して、それも実施したと、その結果を受けて、はごろも幼稚園だけではなくて大山幼稚園にも行けるように、保護者の意向は酌んでいるということによろしいのですか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 保護者の方、それぞれいろんな御意見があつて、全ての御意見を満たしているというふうにはちょっと言えないかなとは思っているのですけれども、ある程度はそういった保護者の方の御意見も踏まえた上で、今回配置計画を策定しております。

○**桃原功 委員** 分かりました。ぜひ保護者とも意見交換をして移行が酌めるように努力していると思うのですけれども、またお願いいたします。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** よろしくお願ひします。61ページ3款1項1目05、後期高齢者医療特別会計繰出金事業に関してなののですけれども、説明の中でいろんな国民健康保険の対象者が減少して、団塊の世代が75歳にもう突入するわけですから、この後期高齢に加入する方々が多くなるということで、今回増額になっているのですけれども、まずこれについて説明していただけないでしょうか。そのためなのかどうか。

○**石川慶 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** お答えいたします。61ページの説明欄05後期高齢者医療特別会計繰出金事業、保険基盤安定繰出金、後期高齢者医療保険軽減分なののですけれども、この事業につきましては、後期高齢者の方の保険料の一定の額、所得が一定程度の方について減免を行って保険料自体の負担軽減を図ることとなっております。

委員おっしゃるように、今回、補正で1,199万4,000円増額となっておりますのは、団塊の世代等の影響で後期高齢者のほうに移行してくる保険者が大幅に増加している影響で、その移行してきた方たちに対する保険料の軽減分も増加しております。そのために補正を行っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 増加ということで、今年度は令和5年度ですから、令和6年度、令和7年度ということで、ますます多くなるわけですが、今回は1,199万円が拠出されるわけですが、これからもっと増加傾向になると、あるいは皆さん増加を見越して拠出金の事業のその予算を増やしていかないといけないということになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員のおっしゃるとおり、団塊の世代の移行に伴う令和4年度から令和7年度あたりまで、大幅な増加を見越しておりまして、それに伴い保険料の負担軽減の方たちの数も増えるものと見込んでおります。予算においてもこの一般会計からの繰出しを計上していく見込みとなっております。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 62ページの3款1項1目、説明欄08沖縄子どもの貧困緊急対策事業についてお尋ねします。これは、対策事業が減になっていますが、この事業費、補助金、それが減ったのでしょうか、理由の説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 御質疑にお答えいたします。62ページの説明欄08沖縄子どもの貧困緊急対策事業の減ですが、113万7,000円の減となっております。子供の貧困対策事業については、大きく分けて3つの事業がありますけれども、子供支援員の配置事業、それとあとは居場所の支援事業、それとあとは居場所の連絡会議事業というそういった事業です。

今回の減に関しては国庫補助金が減になったというわけではなく、国庫補助金は10分の8いただいておりますけれども、それについてではなく、この子供支援員の配置で一部未配置期間があったことによる報酬の減、それとあとは子供支援員により過卒生とか、あとは進路が決まっていない中学3年生の子供を中心に、出前子供の居場所というのをやっておりますけれども、それに関する経費が、居場所の実施を公民館でやることによる使用料が減にさせていただいたりとか、そういったことで事業は実施しておりますけれども、その不用になった部分、それを減したことによって今回の補正減というふうになっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 理由はよく分かりました。

進路の決まらない子供たちの出前居場所づくり、その何か資料があったら、どのぐらいの人数とかを教えてくださいいただけますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 分かりました。出前子供の居場所事業の実施に関して、資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。

もう一つは、109ページで10款教育費の4項幼稚園費、1目幼稚園費、説明欄02の預かり保育事業というところ。これの需要が高まっていると思うのですが、ここで減になっているところの理由の説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 申し訳ありません。02の預かり保育事業なのですけれども、こちらは教育委員会の指導課のほうで行われている事業になりますので。

○**石川慶 委員長** 教育委員会のときをお願いします。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。ありがとうございます。以上です。

伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 62ページ3款1項1目、先ほどはプリティ宮城ちえ委員は08のほうを確認されていました。07を確認させてください。大変な金額が今回減になっているかと、当初予算は幾らでスタートしたのか、その点確認させてください。

○**石川慶 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 62ページの説明欄07の子どもの学習・生活支援事業ですけれども、今回220万9,000円を減額補正の要求をさせていただいております。ここに関して当初予算は1,353万1,000円でした。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 当初は1,353万円の予算を計上してスタートをしたということですが、この委託料の220万9,000円が減になった、まずは大きな理由、ちょっと金額が大きいのではないかなと思うのですよね、委託料で。多分、学習・生活支援事業とあるのですが、この内容も一応説明してください。

○**石川慶 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 事業内容についてでございますけれども、生活困窮者自立支援法の任意事業でございます、生活保護世帯、または低所得世帯を対象として、その子供の貧困の連鎖を防止するために、子供に対する通塾の支援を行ったり、あとは生活指導を担当職員から行ったりしている事業でございます。委託料の220万9,000円の減額については、通塾を民間の塾に委託をしておりますので、その不用額というふうになっております。

今回、令和5年度に関しましては、40人の子供の支援を予算化していただきまして、それによって子供の募集をかけながらその通塾の支援をしてまいりましたが、実際、応募があつて内定した子供の人数が38人になっております。40名を枠としておりましたが、今回、理由はちょっとこちらのほうでも分析できないのですけれども、少なくなつて38人でした。その中から、内定して、もしくは通塾始めているけれども、その子供がこの通塾が合わないとか、そういったことで、実際、途中の辞退とか退塾、そういったのが5名おまして、実際最後まで続けているのが33名です。ということで、その分の差額が不用額として生じまして、今回、補正を計上させていただいているところでございます。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 御説明ありがとうございます。申込み人数が予想より下回り、さらに途中で5名利用しなくなったという説明でこの委託料が減になった。基本的には生活保護世帯というお話されていましたが、宜野湾市にはそういう子供たちの数はここで聞けないのでしょうか、なかなか、聞いてもいいのかな。こういうふうに必要なと言われている方々を40名の計上というのは合っているのですか。まず計上の仕方はどんなふうに計上されたのですか。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** お答えいたします。この40名については、これまでこの事業をやってきた経緯の中

で少し増減をしているところあるのですけれども、最初は子どもの学習支援事業ということで始まりまして、通塾を支援しておりましたが、その後に事業が子どもの学習・生活支援事業ということになって、学習支援員のほうで、例えば生活自体が朝起きられないとか、そういった児童に対してもいろんな体験とかを援助したりとか、そういった生活支援のほうも途中が入ってきております。

今、学習支援員を1人置いて事業を行っておりますけれども、この学習支援員で十分に支援が行き届くであろうというところを40人と定めて、今年度から40人で募集をかけてやっているところでございます。募集についても1回のみではなくて、2回も3回もかけてやっているのですが、今回はなぜだかちょっと理由は分からないのですけれども、最終的に38人の応募という形になっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 事業としては大変いい事業だなと思います。たくさん、なぜ40名にしたのかなとまず人数から聞いたものですから、人数分しか生活保護世帯の該当者がいないのかなというふうに思ったものですから確認だけさせてもらいました。

この委託料に関して、これはどこに委託したのですか、それだけ教えてもらえますか。どこかの学習塾なのか、それとも生活支援は別のまた団体なのか、それも含めて御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 答えいたします。通塾に関しましては、市内の4校区の生徒が通えるように、民間の学習塾に委託をしております。生活支援に関しましては、福祉総務課に配置しております学習支援員のほうで児童、またその保護者と連携を取りながら、生活支援をしているという形でございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 委員長、予定としまして、3款1項から4項、その時間になっておりますけれども、次も今の日程については予定どおりで進めていくということですか。ということは、幾つかその時間には恐らく収まらないと思うのですよ。そのときにまた機会ありますか。

○石川慶 委員長 少し12時超えるのもありますし、最終日もまた質疑もできますので。

○上地安之 委員 分かりました。限られた時間内で押さないように。

66ページ、医療的ケア児等支援事業について何点か質疑いたします。今回の予算を見る限りにおいては、会計任用職員の報酬の減額となっておりますが、まずその減額された職員の配置が当初からできなかったのか、途中、何らかの理由でやめられて減額となっているのか、その説明いただけますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御質疑にお答えします。医療的ケア児等相談支援員なのですが、報酬減となっておりますが、4月から11月まで未配置の状況でございました。12月から1名の配置がされております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その業務というのは有資格が求められているような業務なのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 基本的には、看護師などの医療的な資格を持っている職員を採用したいということで募

集を続けてきたところなのですから、長期にわたって未配置でしたので、調整して、コーディネーター業務の内容ですので、社会福祉士といったこの福祉制度をよく知っている資格の職員を採用してもいいのではないかといいところまで広げて募集したところ、12月から社会福祉士が採用されたということになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今後も新年度もそれは継続されていくわけですか。そして、また配置事業も当然継続されていくと思うのだけれども、配置のめど等是对応なるのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 現在、配置されている職員については、契約上、今年度末までの計画となっておりますが、令和6年も継続して契約、雇用していきたいというところで、本人とは調整しているところなのですが、少しまだ調整中です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともそれは配置ができるようにお願いしたいなと思います。

というのは、これは2021年、法律改正しました。2021年の施行令としては9月だったと思うのです。それ何の医療的ケア児の対応、地方公共団体は努力義務からこれ責務に変わりましたよ、責務。やらなければいけないのですよ、それ、責務。しかし、罰則規定はありません。責務に変更されていて、それを担わないといけないのですよ。例えば未就学児においても、その事業について少しやり取りさせてもらいたいのですが、未就学児においての保護者の希望としては、社会に出てもらいたい。そして、健常者も一緒にそこで生活を送りたい。よって、まず保育園、そして当然幼稚園、そして問題は小学校1年生の1年の壁というのに今引っかかっているわけ、壁。しかし、それを担わないといけない責務が発生しています。それに対応しないといけないわけ、だから先ほどのコーディネーターの有資格も含めて、これは非常に重要なことなのです。皆さん方はこのケア児の未就学児の対象者の実態の把握はされておりますか。それと、また保育所等でのその対応の実態を確認されておりますか。

それから、民間事業者のデイサービス、それ何か所ありますか。そして、小学校を希望される方々についての看護師の配置であり、あるいはまたそれに代わるような配置、それが完備されておりますか。そういうのをやらないといけないような事業なのです、この事業は。実際どうなのですか、その実態の把握はされておりますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 医療的ケア児の実態把握については、市内で、正確な数字は増減があると思いますので、正確ではないかもしれませんが、50名前後の児童が医療的ケア児と呼ばれる状態になっているというふうなことは把握しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 保育園に通われているケア児は何名おられますか。

それと、重心も含めてのデイサービスは市内に何か所ありますか、そこに何名の方が通っておりますか。小学校の学校に通いたいという希望する中での看護師の配置状況は対応されているのですか。それをやらないといけないような事業なのです。そのためには、実態の把握がどうなっているのか。保育園においても、

それは看護師の配置は当然だけれども、看護師の配置が厳しいというのであれば、それは介護福祉士等の配置をもってその対応をすることも可能だと思われる。あるいはまた保育士の研修事業で保育士が担うこともできている。それどうなっているのか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。私のほうからは保育所の状況について説明いたします。今現在、5歳児クラスで一人の医療的ケア児のお子さんがいらっしゃいます。公立保育所の宜野湾保育所で受入れを行っている状況ですが、この3月で卒園して小学校に進学する予定になっています。その子については保護者の意向等もあって、通常の志真志小学校に進学する予定となっております。

次年度については、公立保育所でさらにお一人の医療的ケア児の受入れを今現在予定しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 説明ありがとうございます。看護師の配置も予定をされているというふうに理解していいですね。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 公立保育所に関しては、今現在、会計年度任用職員の看護師が2名配置されております。次年度も2名の配置が予定されております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 第1小学生の壁とも言われている学校現場の対応は。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 私も教育委員会から聞いた話ではありますが、小学校で受入れをするために、教育委員会のほうで看護師募集をかけて、何名か応募はあったというふうに聞いております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともその予算書見る限りにおいて、会計年度任用職員の募集減になっているわけ、特にまた有資格が求められるような部署においても、そうなると、事業の進展に影響出るわけよ。非常にこれで目についてしまった、今回。ですから、先ほどのこれ2021年度に地方公共団体の責務として法律改正されましたよ。今までの努力義務とは違う。ですから、そういった気持ちでケア児の支援事業については、当然、コーディネートをしてもらう専門職員の会計年度任用職員を確実に配置していく、そしてその後の支援事業の充実をどうしていくか、その充実をするためには実態の把握をしないと、そしてまた未就学児の保育園との連携、保育士との連携、あるいはまた介護福祉士の連携、それも視野に入れないと責務は果たせませんよ。ぜひともそういった思いで、まずは配置ができるようにぜひともその辺を確保してもらって、今言われたようなものを充実してもらいたいなと思いますので、時間が来ましたので、これで終わります。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

(「進行」という者あり)

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時02分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時03分)

---

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。  
(午後0時03分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

質疑に入る前に、午前中の質疑に対する答弁が財政課長よりあるそうですので、よろしく願いいたします。財政課長。

○財政課長 それでは、午前中、桃原委員より御質疑いただいて地方交付税の増に関する私のほうの答弁の中で、令和4年度の国税収入決算の増によるものということで回答させていただいた中で、また質疑として、国税収入のこういった税目のほうが上振れたのかということで御質疑を頂いていたところでございますので、こちらに関しての答弁をさせていただきたいと思います。

令和4年度の国税収入決算の中で、地方交付税の原資となる税の対象で、法人税、所得税、消費税、酒税のほうが令和4年度の国税収入の決算で上振れがございまして、その結果、地方交付税の原資となる額の中で8,584億円、地方交付税は増となりましたので、それを地方に分配するというような国の補正予算の中で地方対策の措置が取られました。このようになっております。

○石川慶 委員長 では、午前に引き続き、議案第1号に対する質疑を許します。

4款衛生費、5款労働費、6款農林水産費、7款商工費及び10款の一部について、この10款の一部については、115ページ、10款6項1目教育費、保健体育費、保健体育総務費となっていますので、この時間帯に質疑をお願いいたします。

それでは審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 81ページです。4款1項1目保険衛生総務費の説明番号08番の親子伴走型相談・経済的支援事業なのですが、これ減額措置されているのですけれども、この事業の説明を、これは所得制限なしの5万円支給事業だったと覚えているのですけれども、なぜ宜野湾市で減額になっているのか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 81ページ、4款1項1目、説明番号08親子伴走型相談・経済的支援事業です。令和5年度より全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、国が創設した出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠期から出産・子育て期まで寄り添い相談に応じる相談支援と、経済的な負担軽減を図るための親子支援ギフト、出産準備ギフトと子育て応援ギフトを一体的に実施する事業です。

この親子支援ギフトというものが出産準備ギフトとして妊婦1人ごとに5万円、子育て応援ギフトが子供1人につき5万円を支給する事業でございます。こちらの事業の一番下のほう、出産・子育て応援ギフトが、先ほど議員もおっしゃっていた妊婦1人ごと5万円と子供1人につき5万円の事業なのですが、令和5年度から事業開始しましたが、今年度につきましては令和4年度分も遡及として2年分を交付しております。

した。2年分の交付になって、令和4年度の遡及分につきましては、4月以降6か月以内として9月末期限で支給が確定したことにより、そちらの執行残と、また今後の見込みを加味して減額しております。月々100人ほど、それぞれ月に100人ほど支給者がいらっしゃるということで計算して、1,200掛ける2回分ですか、2,400人掛ける10万円というような形で計算して、2億4,000万円としておりましたが、実際、今、2,540万円は執行残として見込んで、全体2億1,460万円のほうで今後の見込みも合わせて負担できるとして、その分を減額しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和4年と令和5年の2年分の交付というところが少しまだ理解できていないのだけでも、もう一度、この2年分をまとめて交付した理由というのをお尋ねできますか。

国からの通達自体が遅れてタイミング的にそうせざるを得なかったのか。それとも自己都合なのか、これがよく分からない。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この事業につきましては、国の令和4年度補正予算で計上したものでございます。それで、物価高騰、経済再生支援の部分の一つとして補正予算に創設されたもので、この令和4年11月頃に通知が来て、第2次補正予算のほうで計上されたものと認識しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと聞き取りにくくて、もう少し大きな声でお願いします。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちら令和4年の11月に事務連絡が、ちょっと私が見ているものがあるのですが、令和4年の第2次補正予算において、令和4年4月以降の出産をされた方から、その当時、物価高騰とかもありまして経済的に負担もかかるというところもございましたので、令和4年度のこの子育て世代に対して、この10万円の支給を一体的に整備するということから計上された予算と考えています。なので、11月頃国のほうで計上されましたので、宜野湾市もその対応をするということで、またこの事業内容をやる体制も整っていなかったことから、令和5年2月に健康増進課のほうで1人職員を配置しまして、要綱を作成して、令和5年4月から2年分を支給するというような形で事務を取らせていただきました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございます。体制が整っていないという答弁がありましたけれども、例えば今日午前中から会計年度任用職員などの未配置だったり予算の減額みたいなやつがいろいろ出ていますけれども、そういうふうに職員数、執行体制が整っていないという影響があるのですか。それはないの。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この事業は全国的にも11月の補正予算で計上がありましたので、どこの市町村もこの事務を行うことで体制づくり、要綱作成というところがあったのかなと思うので、宜野湾市だけ遅れていたということではなかったです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。総額で2.4億円、今回減額が2,500万円、約1割が現状となっているのですけ

れども、当事者へのその配布というのはおおむね100%行っているということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらのほうで遡及者の方に対しても申請の通知を送りまして、また窓口のほうにいらっしゃる方についても対応を行いましたので、対象者の方には支給ができているものと考えています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。

次ですけれども、84ページ、4款2項1目説明03番ごみ減量対策事業の印刷製本費1,600万円の減額ということ。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 補正予算書の84ページ、4款2項1目の説明欄03番、ごみ減量対策事業の内容の説明をさせていただきます。まず、こちら、当該事業の印刷製本費として計上させていただいたものなのですが、市指定のごみ袋の印刷製造請負業務の実績に伴う補正の減となっております。各家庭から出される指定ごみ袋ですが、大中小それぞれありますが、これの契約に関する年間の執行残を補正させていただいております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、大中小あるごみ袋の印刷の減額ということだね。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 指定ごみ袋の製造に係る実績に応じた減額となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 例年末になるとこれぐらいの印刷、このごみ袋の印刷の減額って出ていましたか。

それとも、今回1,600万円というのは何らかの理由があって減額になっているか、発行枚数が減っているということなのか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 例年3月で一定額を補正減させていただいていますが、今回は当初予算においても事業者からの見積り等で原料高であったりとか、物価高騰等もあり、例年より予算自体は若干高めに設定をさせていただいていました。入札等で印刷をさせていただいたところ、数円程度単価が落ちたということもありますので、その兼ね合いで、今回1,667万1,000円ということで減をさせていただいております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

入札単価が数円落ちたということで、印刷事業者というのは市内事業者を利用していますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 こちらは入札で指名業者2社という形になっており、例年、県内の市外業者さんになるのですが、印刷製造請負という業務がなかなかこの2社しかできないという現状がありまして、例年、指名については今のところこの市外業者2社ということ指名させていただいています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このごみ袋に、印刷するのは特殊なので、市内事業所ではできないということですか。もうその市外2社しか対応ができないのですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 一旦、県内で製造するというのが一つの要件にさせていただいております。

○桃原功 委員 袋自体は県内。

○環境対策課長 はい。また、いろいろ指定の卸の業者さんに翌日までには納品していただくとか、いろんな諸条件もありまして、一旦、今のところ宜野湾市としての指名は例年この2社となっているところです。

また、県内の11市においてもおおむねこの2社が指名、請負をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちなみにこの2社というのは県外事業者なのですか、それとも一応県内事業者ではあるのですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 県内事業者になります。

○桃原功 委員 だけれども市外ということ。

○環境対策課長 はい。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料頂きましたので、資料の3番、繰越明許費の7ページなのですが、火葬場建設事業に関してなのですが、この中で進捗状況に関する資料が出ているのですが、今回、繰越明許の説明がございまして、いろんな調整等に不測の日数を要しておりますが、もう一度説明のほうをお願いできないでしょうか。そして、そういった遅れが生じているかどうかです。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。繰越明許費の説明資料7ページということでよろしいでしょうか。議案第1号の説明資料ということで、財政課のほうから出されています第2表、繰越明許費補正に係る理由等の7ページをお願いします。その中の上の段、事業名、火葬場建設等検討調査事業ということで、今回、繰越しを提案として上げさせていただいております。

理由のほうですが、宜野湾市火葬場基礎調査・基本構想策定業務において、住民意向調査における調査結果の整理及び、先進事例の整理のための視察先の選定、日程調整において関係団体との調整に不測の日数を要し、業務の年度内完了が困難になったので繰越しとさせていただいております。

具体的には、意向調査についても内容の精査等で委託事業者と進めていきながら、当初よりも若干遅れて1月の中旬からの開始になっておりました。また、集約状況も2月2日までとしていたのですが、やはり集約状況を確認しまして、1週間ほど期間を延ばしております。

また、一番大きいのは先進地事例の視察、今回追加の本会議要求資料でも出させていただいておりますが、東京都の落合斎場と四ツ木斎場、埼玉県越谷市斎場、川口市めぐりの森、入間東部広域斎場等6か所、細かくは4か所ほど聞き取りして、あと2か所は外観視察というような形の視察をさせていただいたのですが、やはり例えば友引日に指定してほしいとか、先方のちょっと都合がなかなかつかなくて、ちょっと視察日が2月にずれ込んでしまいました。ですので、委託事業所等の調整もこれからまた整理が必要になってくるのがありまして、一旦繰越しとさせていただいております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 9月まで繰越しですね。完了予定は9月ということで書かれているのですが、説明の中では2月まで延ばすということなのかもしれませんが、これ9月末にはちゃんとした本になった整理されたものが出るということになるのですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 基礎調査とあと基本構想を今委託して整備を進めておりますので、成果物としてはそういった冊子というような形でまとめる予定をしております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今年度の予算での事業としては、先ほど説明した2月末までには終わったということですか。火葬場建設の視察研修等も終わって、それはみんな済んでいるということですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 住民意向調査の回答及び先進地視察については、2月の時点では一旦終了しております。今、取りまとめ作業、整理作業というのがまだちょっと時間がかかっているという状況です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ちなみに、この事業の委託先というのはどちらのほうに出されていますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 受託業者のほうは株式会社国建さんになっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、先ほど製本は令和6年度の9月にしかできないということですが、その令和6年度の9月までに令和5年度の調査研究、あるいは基礎調査をやったものの中間というのでしょうか、そういったものも出す予定はないのですか。もう9月まで待たないと事業の検討委員会の調査事業の結果というのは分からない状況にあるのですか。皆さんどういった予定をしていますか、中間報告。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 基礎調査、基本構想につきましては、特に中間で公表するのは今のところ検討していません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この事業は、令和5年度の事業ですから、やっぱりその令和5年度でしっかり調査研究とかいろんなやったものについては、途中経過でもよろしいですから、やはり宜野湾市はそういった火葬場建設に関しては、以前も5市町村でやった経緯もありますから、やっぱり関心が高い。それから、先ほどの質疑でも火葬の補助金申請する方も多いということで、亡くなる方も増加しているわけですから、しっかりした関心があるわけですので、市民の皆さん期待もしているから、途中でどういうふうになっていたということぐらいは出してもいいのではないかなと思うのです。一切、9月にならないと成果物を出さないということなのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 火葬場建設に向けたこちらの基礎調査で内部の資料という形で検討しているところで、これの次に基本計画というのがございます。これに向けては外部委員などいろいろ入っていただきながら検

討してまいりたいと思いますので、その際にいろいろ中間が出せるか出せないかという、そういったところは検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、資料として進捗状況は頂いたのですけれども、その間のものの説明というのは、もうこの資料として出したもので、これペーパーで1枚でいいということなののでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今現時点で行っているのが住民のアンケートとあとは視察になりますので、今のところ出せる資料につきましては、今のこの状況となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 アンケートの調査結果でも出せないですか。市民の動向というか、出したほうが私はいいと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員おっしゃるように市民のニーズなど、そういったものは資料として提供できると思いますので、少し今取りまとめの最中がございますので、終わり次第また御連絡します。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 まず、82ページ、予防費、説明06なのですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業、かなりの減額があると思いますけれども、これは要するにワクチン接種を受ける方がかなり少なくなったというふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 上地委員の御質疑にお答えいたします。4款1項2目予防費、説明欄の06新型コロナウイルスワクチン接種事業の部分です。減額の主な要因については、委託料のほうがかかなり金額大きくなっておりますが、主に予防接種の希望者が少なくなったということが大きな要因です。令和5年の秋接種についてですけれども、想定としては約2万人受けるということで予定しておりましたが、実績のほうがかかなり落ち込みまして、今見込みも含めて1万2,000件ほどの接種になるかということで、この部分の減額が大きい金額となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに今の説明からすると8,000人ぐらいが接種受けなかったということですね。分かりました。ありがとうございます。

一部繰越しされていますよね。その接種事業は令和5年度で全て終了、国も補助金も出さないというようなことになっていると思うのです。今回、一部1,120万円繰越しをされていますけれども、その繰越しにかかる支出というのはどういったものなのでしょうか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主幹。

○コロナ対策担当主幹 繰越明許費についてなのですけれども、委員おっしゃるとおり新型コロナのワクチン接種は、令和5年度で一旦終了というふうになりますけれども、持ち越しで残務処理がございまして、この部分を繰越明許費で上げてございます。主に、委託料のほう、医療廃棄物の委託料、これは不要となった

ワクチンを廃棄するための医療廃棄物委託料、あと予防接種の業務についてですけれども、今現在、個別医療機関での接種はまだ続いておりまして、接種を2月、3月で受けた方については、国保連を通じても請求が年度明けての支払いが発生してくるという部分での金額、あと役務費のほう、同じく国保連を通じての支払いになりますので、その委託に係る手数料の部分で次年度の支払いが発生してきます。あと、ディープフリーザー等の処分がございまして、それも3月31日までは市町村で保管という形になりますので、年度明けて譲渡先がない場合については、処分が発生するという部分の金額となります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。接種は完了しているのだが、支払い云々というのが要ると、そしてまた廃棄物の処理等も連動する、その費用が繰越しというような説明だったと思います。それでよろしいですね。分かりました。

それから、88ページの商工振興費の企業立地検討委員会委員報酬、委託料、若干の減額がありますけれども、これは企業の土地処分するに当たって、企業誘致をするに当たって、その立地検討委員会が選定作業されたというような内容なのですか。

○石川慶 委員長 企業誘致担当主幹。

○企業誘致担当主幹 企業リサーチ委託業務ですけれども、これは企業リサーチ委託業務、企業の経営状況とか調査、企業立地検討委員会に係る調査資料に係るものでございます。ただ、今回、補正減に至った経緯なのですけれども、愛誠園跡地に係る公募において、今回提案者なしということになりましたので、今年度の企業リサーチ分が不要になったということで委託料の減になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今後、土地処分の件数というのはどの程度を見込んでいるのですか、予定をされていますか、今後。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 土地委員からの御質疑で、土地の処分ということですが、こちらにつきましては様々所有してはおりますけれども、今、はっきりしているのは、今、市民経済部が行っている愛誠園跡地のみです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次に進めますけれども、その下の03中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策支援事業、それも減額になっています。それも同じく繰越しされていますでしょう。その説明をお願いしますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 土地委員の質疑にお答えいたします。88ページ、7款1項2目説明欄03の中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策支援事業につきましては、こちらで示しておりますのは、財源の組替え減となっております、事業費の減ではございません。こちらに関しては国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充てられておりまして、12月補正の段階では2,200万円の財源を予定しておりましたが、今回の補正で5,600万円追加し、国庫補助金7,800万円を充てていく予定となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** せっかくの機会ですので、今回の補正予算で財源組替えというのが幾つもあるわけ、今の説明をもらったけれども、余り整理ができないわけ、財源組替えを、この一例で構いませんけれども、もっと分かりやすく説明していただけますか。なぜ財源組替えをしなくてはならないのか。財源組替えすることによって何かどう変わるのか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今回、補正第8号において様々な財源組替えとかの表示が見えているところで、あとこちらについては予算書の歳入のページで26ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,295万2,000円減と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億4,224万円の増という形で、今回、歳入の補正させていただいてございます。こちらについては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、民生費のほうで新たな交付金、交付金というか、こちらは住民税の均等割のみ課税がされている方々への給付金という事業と、またそれらの家庭で扶養している18歳以下の児童がいる方たちへの給付事業、この2事業が国から下りてきましたので、ここの財源として今回交付金を計上しているものでございますが、実は令和5年の補正第2号で、宜野湾市においては既に住民税均等割のみの家庭、世帯に対して先行してこちらは3万円の給付を行っているところでございます。国からは今回、10万円を支給するというので要件がつけられて来ているのですけれども、既に宜野湾市は3万円先行しても令和5年の補正第2号でやっていたもので、だから差額金分の我々は7万円を今回、令和5年第8号補正予算として、歳出としては7万円を支給しますよという形で歳出は組んでおります。既に3万円は支出しているので。残りの項目については国としては支給をしますと、ただ、前回、5月の臨時会で組んでいた3万円分については、今回、先ほど申し上げた令和5年補正第8号で歳出を組んだ分と統合をして、5月に歳出を組んだ分の歳入は、今回新たに交付する交付金でやったという形にしてもよいという形です。そうすると、今回の分が余ってしまいますので、財源充当を組み替えして、今度はまた令和5年の12月で追加議案、児童手当のほうに2万円上乗せして支給しますという形で、こちらも独自の事業として行ったのですが、今度はこちらのほうに振替をしていくというような形で、こういった財源の組替えを様々行っていくと、年間を通して交付金が数回交付されていたので。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 私以外はみんな理解されたとは思うのです。なかなか理解できなかったもので、要するに財源組替えというのは、いろんな理由、今の定義から、ただ危惧していたのが、危惧というよりは単費で充てたやつがその後交付金措置をされていく、そのような財源組替えなのかなというイメージを持っていたのです。ですから、そうであれば別に問題はないわけです。難しく言われるとちょっと理解ができないわけで。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 大変失礼いたしました。先ほど出ました中小企業への支援金のほうに関しましては、歳出の予算措置をした際に一般財源を残しておりましたが、この事業については確かに充当率を上げて単費分を減らしているような形で財源組替えという形でさせていただいているところでございます。あとはもう、民生費のほうで様々ちょっと出てきている財源組替えについては、年間として数回交付された交付金のちょっと整理をさせていただいている財源組替えになってございます。大変失礼いたしました。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** つまり、効率的な財政運営をされたというふうに理解をしていいですよね。それがまた逆であればまた問題だけれども、単費出したけれども、後ほど国からの交付金措置がされるということで、財源組替えのものであれば、それは財政運営の効果として理解をしておきたいと思います。

最後に、81ページ、先ほど桃原功委員にも説明しておりましたが、親子伴奏型相談・経済的支援、出産・子育て応援ギフトと、これは今年度スタートですよね。これ今後も継続をされていくような事業ですか。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 継続されるということで、令和6年度も予算計上しております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 非常にそれは、これは全て国庫ですか。それとも、市の裏負担分があるのですか。予算書全体から見たら、国と県のメニューだということが見えてきますけれどもね。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** こちらの事業は、この親子支援ギフト、出産者と子育て者に対して5万円ずつというものと、あと一つ、伴走型相談支援という2つの事業を一緒にやっているのですが、それぞれでちょっと補助単価、割合が変わっていて、ギフトにつきましては、国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1、伴走型が国2分の1、県4分の1、市4分の1であります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** その2つの事業というのは市の負担分が一部発生しているということですね。しかし、それでもこの事業は非常にいい、だけれども、満たされていない。伴走型についてはちょっと長くなるから、それここでもう議論しませんけれども、ギフト提供については、それ選択ができるような制度でしょう。現金をもらえる、ギフトも、これ選択できるわけね。そして、10万円現金が欲しいのであれば、10万円支給することができるわけ、ところがそれは周知不足なのか分からないけれども、先ほどちょっと対応方についても説明があったけれども、それは対象者に全て支給されていませんよ。その減額でしょう、ギフトについては。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 先ほど桃原委員のほうにも説明しましたが、令和4年度からの遡及分も合わせて、対象者には支給されているということで、こちらのほうは対応しております。見込みが月100件というような形で試算していたのですが、今、福祉保健の概要にもございますが、年々出生数というのがちょっと少なくなってきたという状況もあって、月100人まで行かずに、月89人だとか、10人ほどちょっと見込みより実績というのがちょっと少なかったというところは現状としてありますが、予算が不足しないようにちょっと余裕を持って、月100件というような形で取っています。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 対象者の見込みというのが、やっぱりこれは一人たりとも残してはならないと思います。これは非常にいい制度、初めて導入された、その情報を聞いて、窓口に行って、非常に喜んでいただいていた。ですから、それは恐らく、出産、妊娠と大きな関係がありますから、ぜひとも連携をして取りこぼさないように、そしてまた周知を徹底して、対象者には支給できるようにやっていただきたいなと思います。

最後に、先ほど少し触れましたけれども、それは現金、あるいはまた診療に関係するギフトもその中の選択の中だと思うのだけれども、それは選択自由なのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、宜野湾市においては、全て現金で口座振替をさせてもらっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、これ他市の話かな。要するに、幾つか病院の診療におけるギフト云々というところ、こういったのもあったような感じがしたのだけれども、ぜひともこれ継続をして取りこぼしのないようにぜひとも令和6年度もやっていただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 3つあります。まず1つは、予算書80ページ、4款1項1目保健衛生総務費で説明番号が03妊婦健康診査事業の委託料、そこが1,000万円ですよね。大きく減になっていますが、その理由を説明をお願いします。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちら妊婦健康診査事業ですね。こちらは妊娠届出をした際に、親子健康手帳、母子手帳を交付した全ての妊婦の方に対して公費で健診受診を助成しております。全部で14回の助成になっておりまして、1人の妊婦に対して14回の助成になっておりますので、先ほども申し上げましたが、ちょっと妊娠届出者数がちょっと少なくなっている状況もあるのですが、当初予算計上時には、5年間の平均でもって試算しておりましたので、実績が減になっているという状況がございます。

また、妊婦の方でも6か月までは4週間に1回の健診とか、10か月になると週1の健診とかになると、ちょっと出産が早まった場合には全て14回使えないというところもございましたので、そういったところから少し実績を見込んで1,000万円の減をしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つ目ですが、89ページです。7款1項商工費、4目消費行政推進費のところですよ。補正額で減になっています。今、いろんな強化することを求められていると思うのですが、減になっている理由はなぜでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補正予算書89ページ、説明欄01番消費者行政強化事業10万円の件につきましては、まずこの事業に関しましては、消費者安全法、そして消費者教育の推進に係る法律に基づきまして実施される事業でございまして、消費生活相談機能の強化を行う事業となっております。具体的な取組といたしましては、消費生活相談員のスキルアップ研修、そして市民への周知啓発事業が主なものとなっております。

今回、補正に至った理由といたしましては、消費生活相談員のスキルアップのための県外研修、参加に係る旅費なのですが、こちらのほうが早割やホテルパックなどを活用したため、安価な額で研修に参加することができましたので、下回ったための不用分を減額させていただいております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 いろいろ事業数が増え、私は増大するかなと思ったのですが、そういう事業が増えているということはないですか、消費者教育とか相談の数が増えているとか、そういうことはない

でしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この説明欄01の消費者行政強化事業に関しましては、スキルアップや市民への教育、消費者教育の事業となっておりまして、それ以外にも消費者相談員の報酬であったり、そういった事業はまた別にございまして、その中で相談業務を行っておりますので、これに関しましては相談件数も令和4年が173件、令和5年の1月現在174件、少し増加傾向でありますけれども、そういった相談を受けているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。分かりました。

では、最後の3つ目ですが、115ページです。15ページの10款教育費の6項保健体育費の1目保健体育総務費、説明が05です。フッ化物洗口推進事業のほうですが、それについてお尋ねします。

(「申し訳ありません。観光スポーツ課では、03の体育振興運営費と04のスポーツ少年団派遣事業のほうが事業になっております。05は教育委員会のほうです。よろしく願いいたします」という者あり)

○石川慶 委員長 すみません。教育委員会のほうにお願いしましょう。

よろしいですか。

では、ほかに質疑ございますか。桃原功委員。

○桃原功 委員 商工費についてお尋ねしたいと思います。予算書の88ページ、商工振興費の説明欄の02番の宜野湾市がんばる商店街活動支援事業の減額について、減額理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。がんばる商店街活動支援事業でございますが、こちらにつきましては商店街の地域活性や活動を支援してまいる事業でございますが、令和5年度は既存の3通り会と新規で1つ通り会を予定して当初予算を200万円計上しておりましたけれども、今年度は新規の通り会の立ち上げがまだできておりませんで、その1か所分の50万円を補正減しているところです。新規通り会につきましては、今年度、年度内に立ち上げができるように準備を進めておりまして、次年度の交付に向けて、私たちのほうとしても代表者の方と相談を進めながら支援を続けているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちなみに、予定していた商店街、通り会というのはどちらになっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今予定しておりますのが真栄原のほうから、可能であれば大謝名のほうまで含めたエリアで検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 そうすると、真栄原十字路から県道34号線大謝名に下っていくのその両サイドということでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そのエリアの範囲内で、現在、そういった立ち上げ準備にかかっている方々のエリアがその範囲になっておりますので、可能な限り真栄原十字路から大謝名交差点までということで考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ぜひ支援をお願いしたいと思うのですけれども、今答弁で立ち上がる準備という答弁だったと思うのですけれども、これは立ち上がるために支援はできないわけですか。立ち上がった後に、手挙げていろんな通り会の事業をしようということでの補助金なのか、それとももう一応立ち上がる素地はあると、元気な人たちでやってこうというときに、何か定款的にはまだ立ち上がっていないけれども、そこに支援ということはできないか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この助成金につきましては、立ち上がって設立されて、総会において今後の事業計画などを出されて進めていく際に助成金の交付をしまいたしますが、産業政策課としては立ち上げに関して、立ち上げまでの支援ということで、いろいろと代表者の方々と相談業務は行っているというところで、支援はもう既に始めているという認識でお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 支援始まっているとは、この50万円とは別にまたちゃんとサポートしているよということですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そのように理解していただければと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の西普天間の琉大病院等はできつつある中で、令和6年度は非常に、今ヒルズ通りもいろんな若い人たちのお店ができて元気になっているところなのですが、既存の人数というのはこのヒルズ通りとコンベンションシティ会と、もう一つ普天間のメイン的な名前ちょっと今ど忘れしているのですけれども、この3つですね。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。既存の協議会としましては、桃原委員もおっしゃっていましたコンベンションシティ会がまずございまして、あとぎのわんヒルズ通り会、こちらにつきましては、既に令和2年度までの補助金交付助成事業は終わっております。現在、対象としてなっております協議会がCOCOふてい一商店街と宜野湾市いすのき通り会、Route 58通り会がございます。

（「Route 58」という者あり）

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 国道58号沿いの通り会となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 4つあるのですか。Route 58というのは、伊佐、大山の、コンベンションシティ会とは別なの。

○産業政策課長 58号沿いの伊佐、大山の通り会となっています。

（「すみません、確認です」という者あり）

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今言ったRoute 58とCOCOふていーまとコンベンションシティ会とヒルズ通り、4つですね。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 いすのき通り会というのもございまして、COCOふていーま商店街のほうのエリアに重なっている商店もございしますが、COCOふていーま商店街とは別に宜野湾市いすのき通り会というのがございまして、こちらは別組織として活動しております。

○桃原功 委員 では、4つあるわけですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 コンベンションシティ会を入れますと、5つございます。

○桃原功 委員 分かりました。名前も覚えきれないぐらいたくさん出てくるのがうれしい悲鳴かもしれないので、ぜひ支援方よろしく願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 皆さんもよろしいでしょうか。大丈夫ですね。

---

○石川慶 委員長 では、これから10分間休憩いたします。（午後2時30分）

○石川慶 委員長 それでは、再開いたします。（午後2時40分）

---

○石川慶 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費及び2款総務費の一部、総合運動場管理費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議場でも指摘したのですが、今回、繰越明許費補正の件数の多さ、37件だと思いますけれども、去年が20数件だったと思うのですが、10何件増えているのです、繰越明許が。そうすると、理由は国の予算の時期的なタイミング的なものもあって、明許繰越しせざるを得ないというのでも分かりますけれども、ずっと最初から、当年度からやっている事業、道路橋梁費にしても都計費の公園事業にしても、どうしても用地買収があるから遅れるのは分かるけれども、あまりにも多過ぎると、私が懸念するのは、職員に負担がかかっていないかと、職員にストレスがたまっていないか。現場で仕事をする皆さんの、これだけ、もう毎年のように繰越しが出てくると、声としてもう3月、4月怖いという声私聞いているのです。これたくさんあるので、その辺の適正な体力ではないけれども、適正な自治体規模で、どうしてもその土地買収というのは時間かかるというのは分かるわけですから、ある程度前もって見積もって、やはりこれだけ引っ張るよねと、単年度事業というのは分かりますけれども、どうしてもこれ年をまたいでしまうわけですね。どうしても大概またいでしまう。そういった意味で、あまり明許繰越しをせず、職員にもストレス与えない範囲にしっかり適正な事業というのをやっていくというのは、これは皆さんではなく、本来はもうこれ執行部が、三役がしっかり認識していかないと、どんどん、どんどん明繰りがたまっていくので、その辺皆さん協議する上で、これ中間結審終わったらまた新年度予算がぼんと出てくるわけですね。新年度事業、もちろん大事ですし、市民サービスのために事業執行しないといけないというのは分かるけれども、それをやっていく皆さんが前向いて希望を持てる、事業体制、というのをやっぱり構築していくべきだと思う

のですけれども、その辺、次長の皆さんはどう感じていますか。あまりにも明繰が多い。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原委員の御質疑ですが、事業自体は当然必要性があつて取り組む事業ばかりだと考えておりますので、繰越しに至る要因につきましては先ほど桃原委員からもありましたように、補助とか国の予算のタイミングの問題とか、あとは市民との交渉の期間がやはり必要なもの等々ございますので、なかなか年度内に完了しないとかというものは出てくるというのは御理解いただいていると思うのですが、確かに事業、ここもう10年、20年ぐらい前に比べて人口も増えていきますし、予算規模もどんどん増えて……

○桃原功 委員 人口増えているけれども、職員は変わらない。増えていないものね。

○企画部次長 職員につきましては15年ぐらい前ですか、定員適正化、これは国の全体的な計画の下に削減していった経緯がございますが、その後、やはり事業、人口も増えてきている中で、職員も少しずつではありますが、増やしてきているところではございます。

また、定数のほうも市長部局のほうはもうアッパーまで来ていますので、この定数の見直しも今後、早急にする必要があるのかなというところまで来てございます。

あと先ほど来、会計年度任用職員のお話も出ておりますが、やっぱり必要な部署には配置をしながらこの間対応してきたところではございますが、大ざっぱに言いますと、職員が今750名ぐらいで、会計年度任用職員も660名ぐらいに、かなり半分ぐらいの数が一応いるというところで、そのバランスのちょっと問題とかも今後やっぱり検討していかないといけないのかなというのと、あと必要で予算措置もしてはいるのですけれども、募集しても、採用ができないとかというのがやっぱりかなりあちらこちら聞かれますので、そういった状況とかもございますのでなかなかちょっと解決策といいますか、ちょっと難しいところはあるのですが、先ほどお話ししましたこの職員の定数、職員管理計画も含めて、その辺の見直しは早急にやっていかないといけないというふうには考えてございます。ちょっと回答になったか分かりませんが。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の答弁聞いていると、職員の定数適正化管理計画で、なかなかこれが、最近増えましたけれども、実数も増えましたけれども、しかし仕事はどんどん増える、国、県からの受託事業も出てくる。そういう点で事業をやっていく上では、執行体制というのは非常にきついのがありますよね。職員なかなか増やせない、募集してもなかなか集まらないわけでしょう。その辺はやっぱり三役の皆さんももちろん承知していると思うし、そうであれば適正な……ごめん、補正予算だよ。いや、どうしてもこういったのを指摘したくなってくるのです。やっぱり体力に見合った適正な事業執行体制、あるいはその事業内容というのをやっぱりもう少し詰めていくべきではないのかなととても感じているのです。そういった意味も、今私の指摘の認識を持っていただいて、三役協議してほしいと思うのですけれども、三役とは別にこういうのももちろん相談できますよね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 当然、市長、副市長を含めてそういったお話とかも議論になってございますので、来年度、令和6年度はその辺の見直しも取組をしていこうと考えているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 8ページの繰越明許費補正、8款土木費の2項道路橋梁費と3項の都市計画費、これが件数

的にもあるいは金額ベース的にも明許繰越しは主なので、それに伴って補正予算でもこの部分というのは補正減されていますからね。道路橋梁費から行きますけれども、ここで難関な事業ってどこなのですか。なかなかその進捗が深まらない、事業の進捗が進んでいない事業というのはどこなのでしょう。

今、8ページの真栄原54号道路整備事業から7つ、一番下の道路メンテナンス事業1,300万円まで7つ道路橋梁費あるのですけれども、この中でなかなか進捗がはかどらないというのはどこか。それとも全般的にもう全て、用地買収があるので、道路メンテナンス事業は別ですけれども、ほかの市道整備事業というのが平均して進捗が遅いのですか、進む度合いは。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御指摘のとおりですが、道路橋梁費につきましてもおっしゃるように補償関係が難航しているものが主になっております。なかなか事業には協力的であっても、いざ補償額を提示すると、補償金が見合わないということで難航しているのがあります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 都市計画費の、これは3・4・71号普天間線整備事業がありますけれども、無電線化とか、あるいは公園整備事業、野嵩第1公園というのはずっと毎年出てきているのですけれども、この進捗はなかなか進み具合が鈍いのです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公園事業につきましては、沖縄県のハード交付金を活用しているのですけれども、なかなか要望額どおり予算がつかなくて、要望の30%とか、予算がつかないものですから、その辺の進捗にも影響していると考えています。こちらの補償費、墓の移転等もございまして、その移転先が見つからないとか、そういう補償関係でも難航しているところであります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 野嵩第一公園に関しては、大体例年、皆さんが計上する予算の3割程度しか県から出てこないということですか、国から出てこないということですか。そうしたらやっぱりそれだけ事業の進捗も遅いのですかね。あと7割が自前ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公園事業につきましては、野嵩第一公園と比屋良川公園、あと安全安心のものがあまして、この3事業でもって交付金が交付されます。

○桃原功 委員 野嵩第一公園と比屋良川公園と、もう一つ何だっけ。

○建設部次長 都市公園遊具施設等整備事業があつて、当初予算、概算要望で予算だったりするのですけれども、予算編成のときに、概算要望より3割減で査定が来るものですから……

○桃原功 委員 3割減で来る。

○建設部次長 それに合わせてまた事業を調整しています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この3つの事業を案分みたいに予算配慮しているのと。

○建設部次長 はい、そうです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 遊具とこの公園整備事業が同列なのかよく分からないのですけれども、これはもうハード交付金自体がある程度こういったものに活用できるので、そこに遊具事業も入っているということなの、さっき遊具という、3つセットで遊具というのが。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この遊具のものでも、ほかの事業と同じように安心安全で長寿命化で予算……

○桃原功 委員 ごめんなさい。安心安全の。

○建設部次長 正式には都市公園遊具施設等整備事業です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 国費で使える。

○建設部次長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 遊具の関係が出てきたので、この遊具というのは、児童公園の遊具と、あるいはインクルーシブの遊具を同列で、これも含まれていますか。公園には、インクルーシブ公園にしようねという傾向も出てくるでしょう。この、今言った遊具をこういうインクルーシブの遊具に使えるのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 前の決算委員会でもお答えしたのですけれども、基本的にこの長寿命化で更新していく遊具につきましても、同等品しかできないのです。インクルーシブはまたちょっとグレードアップになるものですから、新しくできる公園についてはインクルーシブの遊具も設置していくのですけれども、この長寿命化で更新していくものについては同等の遊具というふうになります。

○桃原功 委員 旧態依然の法律だね。時代はどんどん変わってくる。需要もどんどん変わってくる、ニーズが変わっていくのだったらニーズに合わせて、だって耐用年数がどんどん過ぎたらやっぱり、その時代、ニーズに合わせたような施設づくりというのは必要だと思うのですけれども、こういう法律をニーズに合った法律にすべきではないですかという協議はできない。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 確かに時代にそぐわないものもあるものですから、今後また県とも調整になってくると思います。そういったメニューもできないかというところなのです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ぜひこのハード交付金、あるいはその公園自体がそういう性質であれば、やっぱりニーズにあった施設づくりというのが一番、市民が求めているものが一番大切だと思うので、検討していただきたいと思います。

野嵩第一公園、比屋良川公園のところは明繰りには出てきていないのですけれども、同じ8ページの宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業の15億3,100万円、なかなか事業の進め方について、これは資料を要求したのですけれども、この資料というのは出せますか。出ている。

○建設部次長 はい。お手元のほうに届いているかと思いますが。

○桃原功 委員 お手元のほうに。資料番号何番ですか。

○建設部次長 資料番号1番。

○桃原功 委員 1 番。

○建設部次長 はい。

○桃原功 委員 出してあるわけですね。ちょっとまだテーブルには届いていないものですから。

○石川慶 委員長 確認させましょう。事務局にあるかもしれない、取ってきて。

○桃原功 委員 では、終わりにします。

○石川慶 委員長 そのほか質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 私、資料ももらいましたので、予算書の46ページ、財産収入ですけれども、金額に関しては総務課のほうに聞いても資料出ていますのでよろしいですから、手続等の問題について。

これまでずっと皆さんに伺って、今回分かりやすい資料が出ています。多分価格等は路線価ということで公平性保ってやられていると思いますので、それでこれまで申請者等があると思いますけれども、3月補正にはこれだけ出ているけれども、年間の申請者というのも分かりますでしょうか。

それから、それと同時に、例えば相談しにいらっしゃる方、申込みを現在進行形でやっている方とかもいると思うのですけれども、大体どれぐらいになるか答弁できますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 補正予算の35ページのほうでよろしいでしょうか。17款1項1目の不動産売払いのほうでよろしいですか。35ページ、こちらについては今年度10件ほどの申請がございましたので、年間通して大体20件以内かなとは考えております。

○我如古盛英 委員 20件以内。

○道路整備課長 はい、そうですね。現場のほう確認をして利用状況がないとか、あと公共施設、水道とか入っていないとか、そういった場合には廃止に向けての手続を行っております。手続の際は、自治会とか周辺の権利者の方の同意ももらっているのです、書類のほうは。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 年間20件ぐらいのその申請があって、その不動産売払いに至らないケースもあるのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 例えば公として使っているとか、水道が入っているとか、そういった場合には廃止のほうはできない。

○我如古盛英 委員 水道が入っている。

○道路整備課長 公共物が埋設しているとか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それと、手続上の方法ということで前回担当部署からもらったのですけれども、もちろん隣接地主とか関係者はやはり相談して、あるいは承諾を得ないといけないと思うのですけれども、そういった里道の売払いについては、その里道のある自治会の責任者の合意も必要なのですか、承諾も必要なのですか、全部。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 現場を知っている自治会の印鑑のほうを必要としております。

○我如古盛英 委員 自治会長の印鑑、承諾印が必要だということ。

○道路整備課長 そうです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、そういったものがそろって実際に不動産売買に至る、名義変更に至るということで、それで理解していいですか。分かりました。

それから、今回出ているのはほとんど里道ですので、里道に関してもう一つお聞きしたいのですけれども、その里道の管理というのは、地方分権制度の法律が出来上がってから、県からあるいは総合事務局ですか、その管理というのは全部市のほうがやっているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 宜野湾市については、死んでいる里道も生きている里道も市のほうで管理をしています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 宜野湾市にはそういった無地番の里道というのは、みんな市のほうはもう関知している。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 平成18年に国からの権限移譲があつて、那覇市とかは死んでいる里道、崖地であつたり、家の下であつたり、ああいったのは受け取っていないと聞いております。うちが管理しているのは、50キロ強ぐらいだったと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そして、やっぱり管理しているということは、崖とか本当に利用価値と言ったらおかしいですけれども、一般的に住宅街あるいは平たん地にあるところというのは、なかなか里道ですから個人では使えないと思うのですけれども、例えば雑草が生えたり、あるいはいろんな湿地帯になったり、それに対する管理というのはなされていますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 通常は現況での管理ですね。今、委員がおっしゃるように、雑草等が生えていけばまた伐採をしたり、そういったのもしております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは市民から、自治会からの要請、市民からの要請ですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市民からあつたり、自治会からあつたり、ほとんど電話のほうですね、問合せのほうが。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは市のほうでやっていただく。分かりました。

それから、次に行きますけれども、予算書の94ページ、これ明許繰越にも入っているのですけれども、年度途中で事業が補正で計上されたのか分からないですが、8款2項2目の説明09の道路メンテナンス事業、これが繰越明許にもものっているのですけれども、その内容について、説明書の中で見ているのですけれども、どういった事業なのか説明いただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 道路メンテナンス事業のほうですけれども、宜野湾市内には12の橋がございます。それに

についてのメンテナンスのほうです。今回については国の補正の予算があったので、そこにエントリーして採択をいただきました。これの予算になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以前、長寿命化というふうな感じのような気がするのですが、これはもう橋だけのメンテナンスのための予算になるわけですか。

○道路整備課長 そうです。長寿命化はいろいろあって、公園であったり橋であったりするのですが、今回については橋のほうです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 市道に架かった橋なのか、12の橋というのはこの予算で全部やるのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 はい、そうです。補修を、まず長寿命化の計画をつくって、それに基づいて設計や工事を行います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは、その期間はあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 令和7年度までに新たな保全計画をつくりなさいという指導があって、まず令和7年までに保全計画をつくって、それに基づいて委託とか工事のほうに入っていきます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回の委託事業というのは、この12個ある橋の調査とそれから計画をつくるという、実際のメンテナンスの工事に入るということではないのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回、一応メンテナンス事業で1,300万円余り、当初は4橋要求をしていて、減があってそれで大体2橋とか3橋分になっていて、次年度の予算のほうも要求をしていて、その状況を見ながら何橋するか検討はしています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次行きますと、102ページ、9款消防費の1項2目の非常備予防費、消防団事務運営費、団員年額報酬の減額になっているのですが、久しぶりの消防団のことが出ていますからしなければいけないのだけれども、この減額というのはどういった理由で減額になっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。102ページ、説明欄の01の消防団事務運営費の19万7,000円の減額理由なのですが、年額報酬、これ消防団員、当初予算では40名分の報酬を計上しておりましたが、令和6月1月1日現在、34名の団員数というところで、この執行残を補正するものでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 消防団員も日々災害等に対応するために、宜野湾消防署と一緒にしっかりと働きながら訓練をなさっているわけなのですが、この中に女性団員もいらっしゃいますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。34名中7名の女性消防団員が現在配置しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 40名の計画ということですが、34名今現在団員がいて、いろんな募集とか呼びかけとかはやっぱりなされていると思うのですが、なかなか集まらないということですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。定数40名というところ、1月1日現在34名というところで、消防団のほうも随時募集のほうを行ってまして、事業所等へポスター掲示だったり、消防参加のイベント等においてのばりやパンフレットの配布、あと消防団員からの直接勧誘等を行っているところです。まだなかなか、募集すれば来るところもあるのですが、また辞める団員のほうがやはり同様にいまして、令和5年中も実際入ったのは4名の新団員が入ったのですが、また同じ数、仕事の理由だったりというところで辞めたというところもありまして、34名となっているところでございます。随時募集のほうはかけているところであります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以前から本当に災害があったら消防の職員だけでは対応できないところを消防団員がいち早く現場に駆けつけたりするという役目だと思うのですが、それで34名いらっしゃるわけですが、例えば今、各自治会で防災活動の組織とかもありますよね。その防災組織の担当者との関連とかはありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 我如古委員の御質疑なのですが、こちらの自主防災組織のことかなと思うのですが、それでよろしいですか。そちらに関しましては、総務部の防災危機管理室所管になるのかと思っておりますが、今、私のほうで資料を持ち合わせておりませんので、次でよければ、そのときにお答えしたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは、皆さん、防災組織を各自治会にちゃんと結成していこうという取組は分かるのですが、やはり災害が起されれば消防職員がいち早くその現場に行くはずで。消防団員の皆さんはそれを手助けする補助の役目というのがあるわけです。その補助の役目ですから、その自主防災組織ともやっぱり関連がないと、何かちぐはぐになってしまうのではないかなと思うのだけれども、そういったところの連携はあるのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。現在、消防団はやはり各地域のリーダーとして活躍することを期待されております。それで、最近、各自治会の救急法とか防災訓練とかそういった事業がございまして、そういったところに積極的に消防団を派遣して、一緒になって訓練をして顔の見える関係を構築するようというところで、現在積極的に消防団のそういった事業に関わるようにしております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 34名いらっしゃる消防団員の皆さんは、各地域でその防災担当と連携取りながらやっているということですね。取りあえず以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 建設部の方、よろしく願いいたします。資料が先ほど出ています。資料番号8番の公共投資交付金の状況について、令和4年度、5年度、6年度のが出されているのですが、この公共投資交付金の建設に係る事業というのが、改めてこの表にしてみると、とんでもない増減額率といいますか、要するに交付決定額が当初予算より相当少ないような現状があつて、どうにかしていけないといけないだろうなど、常々発信させていただいておりますけれども、まずこの内容に入る前に、これは令和4年度、5年度、6年度というふうに資料で出されておりますが、令和6年度の予算審議は今からですよ、多分ね。ここでも当初予算から交付決定額という形で数字載せておりますけれども、まず最初にお伺いしたいのは、これから予算審議がある流れの中で交付決定額が分かる、もう数字も出されているので、どこで審議をしていけばいいのか、今までは当初予算で審議していたはずなのです。去年までは交付決定額というのは最終補正までは出されていなかったと思うのですけれども、今回この最初に出されてきたわけですから、今度の新年度予算審議する上では、当初予算額で審議していけばいいのか、交付決定額で審議していけばいいのかというのはちょっと分からないところなのですけれども、お伺いいたします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ただいまこの資料ですと、令和6年度交付決定額って書いてあるのですけれども、あくまでも内示額でありまして、交付決定額ではないのです。もちろん平安座委員御指摘のとおり、今から予算審議に入っていくわけですから、あくまでも決定額というのは予定で、県から内示を受けた額の予定として計上しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 県が今月の何日かまでだったと思うので、まだ内示額としてそのとおりだと思うのですけれども、予算審議において言わせれば、今までどおり当初予算額での質疑になっていくという流れでいいですか。例えば当初予算額、これだけ交付決定額が減らされるというのは分かっておきながら、当初予算の額で審議しても、私はだから毎回言っている、意味がないのではないかなと思っていますので、だからどっちで審議すればいいのかな。

結局、皆さんは、最終、この3月補正までは補正予算減額しないわけですよ。ですから、その期間、今まではずっと、もう交付決定額もされた後、もう交付決定額に基づく事業ではなくて、当初予算額の事業として、皆さん全部答えていたわけです。そうですね。だから、これをどうやっていけばいいのかなと、これから。例えばもう早い段階、どちらかの段階で、次の議会は定例会の6月ですけれども、6月で補正減にするのですか。それとも、今までどおりまたこの3月最終補正で減額して、その間はこの当初予算額の、要するに一般質問等の質問として審議をしていけばいいのかな、どっちなのかなというのが分からないのです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 確かに当初予算につきましては、例年5月頃に概算要望というのがありまして、概算要望した額でもって予算編成で予算計上しております。これが当初予算額というものになっていて、ただ先ほど申

し上げたように、年明けの1月頃に県のほうから内示額が来る。額にもこれ予定額として計上しているのですけれども、まだ年度途中で県からの大型補正で補助金の追加交付があった場合に、対応できるようにということで、その3月のほうで、また予算確保しておいて、最終的にもう来ないって分かった時点で補正落とすという形で取っております。年度内の追加交付受けられるように、予算自体は確保するというところでやっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。追加交付がある場合に限り予算はちゃんと取っておく、必要なのかもしれない。ただ、我々が審議する上で、これだけ大体内示され交付決定額が少ない上で、これも要するにこの道路事業に関して言えば、用地取得するのも当初予算額に比べれば交付決定額にしたら半分以下の形になるわけじゃないですか。だから、それを分かっているのだけれども、結局、補正減するのが3月になってしまうので、その期間は当初予算額で皆さん答えてくるわけではないですか、一般質問とか。だから、そこが自分ちょっとおかしいのではないかなと思っていて、だからその辺の改善をずっと求めていたのです。今回、ありがたいことに、今の段階で、私も前から要望していましたから、当初予算額ではなくて公共投資交付金に関しては、ある意味交付決定額もちゃんと最初で知らせてくださいというふうにやっていたので、このように今回令和6年度まで載せていただいているのかなと思うのですけれども、あとはこの審議の進め方というのももうちょっと皆さん研究していただいて、当初予算で10筆の用地を取得する当初予算を組んでいても、交付決定額が5月に決まるのであれば、その半分以下になるわけです、用地取得に関しては。我々はそのチェックなり審議なりをしたいので、その方法をこれから考えていただければなと思っております。

もう一つ、やっぱり今これだけ交付される額が少ないので、別メニューをとという話をして、何回か言っているのですけれども、去年の11月、国の国土強靱化に伴う予算という形で、この公共投資交付金の道路事業をエントリーしていたという私は認識なのですが、今回の国土強靱化に伴う予算にエントリーしてもかなわなかった、その理由等が分かるのであれば、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 昨年、国の大型補正があつて、委員がおっしゃるとおり国土強靱化、これを目指して大型補正がございました。うちのほうでは、我如古21号を要望して、結果、全額カット。県のほうでは、要は県内で優先順位を決めた上での配分というふうにお伺いはしております。それ以上の話は特には。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 多分、我如古21号だけではなく、真栄原11号もという、私は内々で話、一般質問去年やったはずなのですが、担当課の話聞けば、大体県のほうとの話ができていて、ほぼつくのではないかなという話だったもので一般質問に入れたりとかしたのですけれども、それが今回かなわなくて、補正予算の94ページの道路メンテナンス事業だけが採択されたという形になっているのですけれども、一つ確認したいのは、補正予算書39ページの4目過年度収入、沖縄振興公共投資交付金の真栄原11号道路整備事業費というのが4,000万円余り今回補正で上がってきておりますが、過年度収入というのは基本的に去年にもらえるべき予算が今年度に入ってきたという意味合いだと私は思っているのですけれども、これとの兼ね合いはないですか。要するにこれがあるから今回エントリーしたけれども、国土強靱化の予算がつかなかったということではないのですか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 県のほうからは繰越しの手続を行って、通常のルートで入っております。その影響によって減額したということはありません。

○平安座武志 委員 では、この過年度収入が入ったからといって、この国土強靱化の予算のあれが全額カットされたのではないというふうに理解していいのですか。

○道路整備課長 そうです。はい。

○平安座武志 委員 分かりました。この国土強靱化の予算が期限つきだったはずなので、令和7年度までだったと思っていますので、本年度のもちろんエントリーはされる御予定なのか確認させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 県のほうからそういった話があれば、当然減額されておりますので、エントリーのほうは予定しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひよろしくお願いします。この公共投資交付金事業では、どんどん、どんどん交付決定額が減額されている現状で、事業の遅れが出ていますので、取れるものは取りに行くという形で、今年度もぜひこの事業に充てられる予算をもし活用できるのであれば、エントリーして進めていただければなと思っています。

あと、もう一つ、最後、今言った道路メンテナンス事業に国土強靱化の予算が1,300万円今度ついて、ちょっと先ほどの説明でよく分からなかったのですが、私が聞いたのは4橋梁、西海岸地区の4橋梁の調査に入るというふうに伺っていたのですが、先ほど何か全12橋梁を調べるみたいな話になっておりましたが、もう一度確認させてください。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 道路メンテナンスというのが宜野湾市内の全橋梁です。今回、要望したのが西海岸の4橋で、全額はついていなくて、査定をさせて、また次年度も要望していますので、その状況を見ながら2橋にするのか3橋にするのか考えていきたいと思っています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 これは、今回エントリーして新規事業という形で新年度の事業を前倒しして多分補正に上がってきていると思うのですが、橋梁に関して言えば、5年に1度でしたか、定期的な橋梁等のメンテナンスに関する調査が入るではないですか。それが多分次年度なのか、その次なのかちょっと覚えていないのですが、それとはどういうかみ合いになるのですか、別ですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そうです。今回の道路メンテナンスは1つの個別の橋、委員がおっしゃるとおり、5年に1度全体のを行います。それで、またレベル1から4まであって、これで確認をして優先順位のほうをつけていきます。これとはまた別です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つあります。90ページの8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明

03の宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業というところですが、この委託料というのはその対策を民間に頼んでやっているのか。それから、それが減額になっているのは、もう終了に近づいているということでしょうか、その辺のところを知りたい。お願いいたします。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 8款1項1目、説明03宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業については、令和5年、令和6年について既存建物のアスベスト台帳を作る事業となっています。今年度は、その台帳を作る前の宜野湾市全体の平成18年以前の建物の調査をしているというところですので、来年まではこの事業が続くということです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一つ、102ページの9款消防費、1項消防費、3目消防施設費について、説明02の救急業務高度化資機材緊急整備事業というのですが、救急の件数もかなり増えて、やっぱり大変な状況だと思うのですけれども、この高度化資機材というのはどういうものなのかということと、それとそれがマイナスになっているので、大丈夫なのかその辺のところを教えてください。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。9款1項3目の説明欄の02救急業務高度化資機材緊急整備事業につきましては、救急自動車の更新事業でございます。真志喜出張所に配備されている救急車が10年目を迎えますので、それに伴って救急車の中に整備する高度救命処置資機材、この2点の整備を行いました。その契約執行に伴う執行残でございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 92ページから97ページの、先ほどからいろいろと質疑も出ている公共投資交付金が出ていますけれども、そこで明記されている県の補助金と国の補助金というメニューがあります。この県の補助金というのは、公共投資交付金というふうに認識をしていいのか、理解していいのか。恐らくそうだと思うのだけれども、国というのはどちらですか、国庫。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 国庫補助金、建設につきましては、防衛費。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 国庫というのは全て防衛というふうに認識、理解していいですか。例えば3・4・71号については、それは公共投資交付金から、年度の途中だから、これは防衛予算に変わりましたよね。それと同じようにほかの事業の国庫というのも防衛補助金で間違いないですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 上地委員のおっしゃるように、3・4・71号普天間線、令和4年度から、今までは沖縄公共投資交付金の活用していたものを、去年度から防衛費で執行しています。この事業につきましても、真栄原54号、55号も、あと普天間線、この3路線は防衛費のほうで執行しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに、当初は県の一括交付金、公共投資交付金を活用して事業を進めていたが、途中国庫に変えられる、その国庫というのは3路線とも防衛補助というふうに理解をしていいのか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その防衛の補助の範囲というのがあるのですか。そうであれば、なかなか進まない、この事業をもう少しこれ検討してみてもいいですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 上地委員がおっしゃったのは、沖縄振興公共投資交付金、査定が切られて執行率が上がらないものを防衛費に切り替えてはどうかということによろしいですか。

○上地安之 委員 そうです。

○建設部次長 一応、これ今後、確におっしゃるように、事業進捗悪いものについては内部で検討しながら、どのように事業を進めていけばいいのかというのを検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今のまま放置をしていくと、予算というのが、交付率というのが2分の1切っているわけでしょう。こんなものはないですよ。全く事業が前に進まないような、この数年ずっとこれが繰り返されているというのは、別メニューも含めて検討する価値があるのではないかなと思いますので、それ内部検討の中でこらえてください。お願いします。

それから、繰り越しになっている屋外劇場についてを少し確認させていただきます。去年の6月に契約案として提案しました。ところが、建築2工区がこういった状況ですから、ずっとそれが停滞をされています。考えただけちょっと、方針だけ説明をいただきたいのですが、その電気と機械の対応についての方針はどうするのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 お答えします。これまで建築のほうは入札、令和5年5月にやって不調で、電気と機械のほうは6月議会で承認いただきました。建築のほうなのですが、7月12日にも入札したのですが、それも不調、10月にもやりましたが、入札に至らなかった。去る2月14日に4回目の入札を行いましたけれども、入札不調ということになってしまいました。既に契約している電気と機械設備については、これからの結果ということなのですが、補助元、これは内閣府の推進費でございます。内閣府とあと受注しているこの2JVと協議をして調整を進めていきたいなというふうに思っているところです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 経過について説明は要りませんので、つまり停滞をしている契約したものについての市の方針はどうなっているということが、まず、方針だけでいいのです。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 方針もまだちゃんと決定はしてはいないのです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 機械と電気の工期は何か月予定していますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 6月契約で20カ月を予定していました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 建築の工期は何か月を予定していましたか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 21か月です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 となりますと、何がどうなるかという、予算の原則、繰越し手续やっていますよね。多くの事業で繰越しやっていますよね。基本的には単年度ですよ。しかし、単年度でうまくいかない場合には繰越しできるよ。ところが、それ以上というのがないのです。事故繰越しなので、国庫の返納がその時期に、年度末に求められています。今の説明からすると、もうこれが怖い。どのような方針を下そうか、これが怖いのです。仮に建築が間に合ったとしても、建築をした後にしか電気と機械は入っていけないわけ、その工期先ほど言われた、とっくに事故繰越しの2年を経過することになるわけよ。基本的には、予算の原則からすると、そのように理解したわけ。しかし、ウルトラCがあるから分からない。ほかの選択があるのか分からないけれども、ほかの選択があつて、それを今鋭意進めておられるのか。

今回は、一応14億円ですか、16億円ですね。繰越し手続は承認されたとしましょう。それが執行の一部を残したら、一部については補助対象外になるわけよ。国庫返納の手続きをしないといけないわけ、そうすると単費投入するわけ、先ほどの説明からすると、膨大な単費がここに発生してくる可能性があるわけです。ですから、これがもうとても、皆さん方は行政のプロだからウルトラCを控えた上で対応をしているのかなという期待もあったのだけれども、基本的にはそうだと思うわけ。ですから、それも視野に入れたほうがいいのではないか。対応してもらいたいと思います。その辺だけは繰越しはした。仮の話で執行が2分の1の未執行ですと、16億円の50%、8億円の返納が発生する。8億円の単費が投入されるようなことになるわけ。これまで過去にも宜野湾市でもそうだったことはありました。市営陸上競技場、これ国庫返納しました、1億円。ですから、そのような検討してもらいたいなと。

具体的な答弁がなければよろしいことにしたいので、その視点も入れて、やっぱり繰越し手続をしていくというのも、やっぱり具体化してもらいたいと思いますので、ぜひともそれは早急に、大きな意味で検討してもらって、大きなくくりで検討してもらって、今後の対応方に期待をしたいと思います。

財政課長、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御指摘について私のほうから見解を述べさせていただきますが、早急にこの繰越し額の今回16億円でございますが、これれがどこまでできるのか、またさらに令和6年度の事業費のほうもまた計上してございますので、ここもまたどこまでできるのかということも踏まえて、補助も十分調整して、もちろん単費が発生してはいけない規模にもなっていることは承知してございますので、そういったことがないように、補助元と綿密に調整させていただいて、確実に執行のほうをさせていただくという形で、執行の管理のほうも、もちろん企画部も連携していきたいと思っています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 原則だから、予算の原則では、先ほどした内容なのです、原則は。しかし、調整してください、国と。国と調整しないと、今やらないと進められないのです。そのとき来たときにはもう遅いよ。今ですよ。ぜひとも検討を加えていただきますようお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 大分時間が押していますので、会議時間の延長を行っていきます。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合で、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今日資料もらった資料番号5番です。西普天間住宅地区土地区画整理事業に関してなのですが、うちの会派は経済建設常任委員会にはいないものですから、情報が入らないのですけれども、今回、資料を頂きましたけれども、方策は聞かないのです、簡単に。全体の事業ベースが143億3,900万円ということで、今現在、6月現在でもう事業が58%進んでいるということで、これに資料はあるのですけれども、そういうことになっているわけですね、本年度末で。

それと、もう一つ、その中で保留地処分金額が計画金額は66億5,000万円、それから処分金がもう52億9,000万円処分して、執行率というのでしょうか、これ、79.5%進んでいるということですよ。そういうことですね。保留地の処分がこれだけ進んでいるということで理解して、この2つちょっと答弁を求めます。

○石川慶 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。今お手元の資料、3月1日に提出していただいたのですけれども、全体的なベースで約6割程度完了しております。それとまた、保留地処分金につきましては、下のほうの処分金額についての52億円余りの金額は、琉球大学を処分した額になっております。一般保留地につきましては、今後、造成計画に基づいて、工事の進捗にもよるのですけれども、今後、一般保留地については処分していきたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 確認ですけれども……

○石川慶 委員長 我如古議員、これ議案第7号になっているのですよ。

○我如古盛英 委員 7号。

○石川慶 委員長 資料番号5番。

○我如古盛英 委員 この交付金の特別会計繰出金とかいろいろあるので、関連して今聞いているのですけれども、確認だけしていいですか、今の答弁。

保留地処分金額というのは、大分80%近くということで、全額琉球大学の土地の処分、現在、建物が工事中の開学予定の、それに充てている、それがその土地だということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、数字並べている52億9,000万円余りの金額は琉球大学のみです。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいですか、質疑のほうは。大丈夫ですね。

では、また10分間休憩して、その後、最後の教育費のほうに行きたいと思います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時50分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後4時00分）

---

○石川慶 委員長 続きまして、10款教育費及び2款の一部、市民会館費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 補正予算書の106ページ、108ページ、10款2項2目の説明番号02の要保護及び準要保護学用品費援助事業3,600万円、小学校が3,600万円なのです。次に108ページ、同事業の中学校が4,500万円の減額補正となっています。この援助事業の内容を含めた減額理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。106ページ、10款2項2目の説明番号02番要保護及び準要保護学用品費援助事業及び108ページ、10款3項2目の教育振興費02番、要保護及び準要保護学用品費援助事業に関しましての補正減は、今回、令和5年5月の小学校給食費全額助成事業がございました。そのために就学援助の事業のほうで、複数項目でございまして、特にこの給食費の部分に関しましては全て全額助成で見ることになりましたので、その部分の、不用額を3月議会のほうで補正減額してございます。

なので、保護者のほうがこの助成を受けられることではなくて、別途事業でこの減額助成事業を受けるという形になりましたので、今回のこの要保護及び準要保護学用品費援助事業に関しましては、この部分に関しましては、小学校、中学校とも減額してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 確認します。令和5年の5月に国の補助事業等で支援が入ったので、その分市の事業費として浮いたので減額補正ということよろしいですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。令和5年5月に臨時議会において全額助成事業を実施することになりましたので、その部分に関しまして、要保護・準要保護も方も含めて助成事業を受ける形になりましたので、本来こちらから執行予定だった要保護・準要保護に対する給食費の助成事業に関しましては、不要になったため、今回、不用額として計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 思い出しました。よく分かりました。

続いて、同じ108ページの一番下段の04番中学生語学研修派遣事業の金額、少額なのですが、委託料の36万2,000円の減額、契約理由を伺います。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。108ページ、10款3項、説明番号04番中学生語学研修派遣事業の36万2,000円の減額に関しましては、契約執行残でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 令和5年度の一般会計予算書の手持ち内容で、当初予算額とこの語学研修先でどのような選定、選抜になっているのか、事業のちょっと詳細を伺います。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。まず、当初予算、補正前の額に関しましては316万5,000円、執行見込額が280万3,000円でございます。今回のこの選抜方法に関しましては、中学校のストーリーコンテストにおいて優秀な方と、学校からの選抜で構成をして、令和5年度の当初、生徒数の数は10人を予定してございました。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これ英語のほうですか。契約執行残ということですが、これはこの派遣自体の旅費、滞在費の執行残ということですか。

○**石川慶 委員長** 指導課指導担当主幹。

○**指導担当主幹** 御質疑にお答えいたします。この契約執行残についてなのですが、この語学研修、プロポーザル方式で行って、それで業者を選定したと、桃原功委員がおっしゃるように、これは研修の費用になっておりまして、その執行残ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** すみません。研修先まで、場所まで教えてください。

○**石川慶 委員長** 指導課指導担当主幹。

○**指導担当主幹** 5泊6日のうちのほぼ3泊を山梨県にあるアチーブイングリッシュという施設ですね、こちらも日本語を朝から晩まで禁止、英語漬けの生活を送るというような施設になっておりまして、そこが主な研修先となっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく理解できました。ありがとうございます。

115ページ、保健体育総務費のフッ化物洗口推進事業、これも少額なのですが、26万9,000円の減額理由をお願いします。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書115ページの10款6項、05番のフッ化物洗口事業においては、当初、志真志小学校、大謝名幼稚園、大謝名小学校で実施予定でございました。今回、このフッ化物洗口事業においては、令和2年度、大謝名小学校のほうで、皆さんも御承知のとおりコロナの影響でやむなく中断をしてございました。その中で、今回ブランクがございますので、教員の負荷であったりとか、保護者の説明であったりとかそういったところからより丁寧な実施を、再開に向けて動いてきましたので、大謝名小学校の教員説明、保護者説明、同意等を取りながら、まずはもう大謝名小学校から再開してございます。ゆえに、志真志小学校、大謝名幼稚園に関しては、ちょっと実施ができなかったため、その2つ分の未実施分の消耗品予算を減額してございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 教員の説明、同意を求めるというお答えであったと思うのですが、これは教員の同意ですか、保護者の同意ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えします。フッ化物洗口事業に関しましては、令和2年度実施してございましたので、改めて保護者のほうに同意を得る必要があるということで、学校現場においては実施に関しての説明をしてございます。また、同意の部分に関しましては、アンケートのほうで各保護者のほうに、PTAでの授業参観のほうで集まった機会に事業の説明をして、この同意書のほうをお配りして、保護者のほうに同意を頂いてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。最後の質疑ですけれども、116ページ、10款6項3目、説明番号03学校給食費収納管理システム導入事業の委託料の減額、ちょっと金額が大きいですが、システム委託料の減額というのはどういうことなのか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。10款6項3目、説明番号03学校給食費収納管理システム導入事業におきましては、当初、この1,402万2,000円の事業費を計上してございます。ただ、今回、先ほども少し御答弁しました全額助成事業、こちらのほうがかなり大きな金額でございましたので、保護者のほうに向けての説明であったりとか申請手続であったりとか、そういったものが少し取り急ぎその事業を推進しなければならないというところで、今回、同時並行で、システム構築の事業というのは非常にちょっと難しいということで、全額執行なしで今回補正減で計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、令和5年5月の国の全額助成があるので、何かシステム改築が面倒くさい、ややこしいので、一旦これは補正で上げて全額減額ということ。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。この事業においては、当初予算でこの学校給食費収納管理システム導入事業を当初予算で計上してございました。ただ、その中で、4月から物価高騰に伴う全額助成事業が……

○桃原功 委員 国の。

○指導部次長 交付金自体は国の事業でございますが、どの事業を実施するかというのは市町村の判断になりますので、今回、この全額助成事業を実施するというのが年度途中で決まりましたので、その部分に職員の業務のほうを投下しなければならないということで、併せてこのシステムの構築事業に関しましては、非常に対応するのが難しいという状況もございましたので、特にこの全額助成事業を優先して事業したために、今回、システム構築というところの事業は、要員のほうが少し体制的に整えるのは非常に難しいということで全額減額してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、今回、新年度予算にはまた給食費収納管理システムの費用というのは予算組むわけですね。仮にもし令和6年度の年度途中に、国がまたこういう補助が入った場合には、また何かややこしくなる、今のお話だと、そうはならない。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和5年度においては、先ほども申し上げましたとおり、当初予算で計上したものが4月から庁内の調整の中で全額助成事業を実施するというので、併せた同時並行で進めるというところは非常に厳しいものでありましたので、ただ令和6年度においては当初予算計上してございますし、今現時点ではそういった全額助成事業というところのものが交付金等で措置されていない部分もございますので、今現時点では、令和6年度に当初予算で計上している事業においては、予算可決後、速やかに業務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、最後の質疑ですけれども、今の給食費収納管理システムというのを少し説明伺いたいのですけれども、小学校、中学校の給食費の徴収事業というのはどうなっていますか。振込制なの、それとも引き落としなの。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。今のシステムのほうは入っておりませんで、各学校のほうでエクセルのほうで管理をしておりますで……

○桃原功 委員 各学校へ任せている。

○学校給食センター所長 給食センターとしても共有しながら、管理をしているところです。

○桃原功 委員 徴収方法は。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 徴収方法につきましては基本的には口座振替で行っております。

○石川慶 委員長 質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 給食費の資料を頂きましたけれども、補正予算の116ページ、説明04の令和5年度小中学校給食費全額助成事業、皆さんが令和5年全額助成していただいたことで、楽しく食事をやったと思いますけれども、これはその小学校、中学校の全額のもう執行した残額、執行残ということで理解してよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。10款6項の02番の小学校給食費助成事業と04番令和5年度小中学校給食費全額助成事業（補助）関しましては、委員御質疑のとおり、執行残で補正減額で計上してございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本当に小学生から中学生まで、物価高騰、本当に去年から物価が上がって、生活費もやりくりしながら暮らしているという実態がありますので、これはよかったと思います。

こちらの給食に関して、これに関してはまた新年度の予算にまた半額助成にも結びつくと、それに関してはまたそのときにやるとして、1つだけこの給食に関して質疑があるのですけれども、1週間ぐらい前ですか、福岡県の小学校でゆでたウズラの卵を喉に詰まらせて事故があったということは皆さん御存じだと思うのですけれども、この事故が本来的には全国で多々出ているということが報道にもあったのですけれども、宜野湾市もそのウズラの卵のゆで卵は給食に出ているのでしょうか、その後は。これだけちょっと聞かせてください。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。すみません。先ほどのちょっと補足で説明させていただきます。全額助成事業及び小学校給食費助成事業、これ数年分の予算は確保した上で、今回不用額と見込まれる金額を、今回補正のほうで計上してございますということです。御理解いただきたいと思います。

また、ウズラの卵の件、福岡県のみやま市で痛ましい事故が発生してございますが、宜野湾市のほうにおいても、宜野湾給食センターで1回、はごろも学校給食センターで3回ウズラの卵は提供してございます。この事故を受けまして、給食センターも含めて指導課も含めまして、各学校のほうによくかんでしっかり食べるように、あとはまたふざけた行為でそういった事故を招くおそれがありますので、そういったところをしっかりと学校の現場のほうでも指導してほしいというところ、よくかんで提供するようにということで通知文を发出してございます。また、今年度のほうはウズラの卵を今年度内に提供する献立は、今予定をしてございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ありがとうございます。そのほうがいいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 次の質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 まず、ページ数は104ページ、10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、その中の説明の05です。説明が05特別支援教育支援員派遣事業、この918万1,000円、そこの事業のこのことについて説明していただけますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。104ページ、05特別支援教育支援員派遣事業の減について説明させていただきます。

まず、主な減の理由としてなのですけれども、会計年度の報酬で特別支援の看護師なのですけれども、こちらの配置が1名未配置ということの減となっております。この未配置というのが進行性の医療的ケアの児童に備えて配置を想定していたのですけれども、進行しなくて配置をしなくて済んだということでの減というふうになっております。その他7.5時間掛ける3名ということで計上していたのですけれども、2名の配置の児童が低学年ということもあって、7.5ではなく、配置した2人も6時間の配置で済んでいるということでの執行残というのが主な理由です。

さらに、期末手当の減という部分は、期間率といって、通常特別支援教育支援員というのが継続を想定して、夏休みがあるので、マックス継続加算が0.8で考えるのですけれども、結構入替えとかがありまして、0.8ではなくて0.3の支払いとかで、そういった支払いの会計年度が多かったということで、そういった部分での減ということで御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

では、続いて、110ページの10款教育費、5項社会教育費、3目文化費、ここで説明02です。基地内遺跡ほか発掘調査事業のところですが、まだ様々残っていると聞いていますが、この減になっているのはなぜでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 10款5項1目の文化費の中の説明番号02の基地内遺跡ほか発掘調査事業5,456万円の減額補正の理由なのですが、こちらの主な理由につきましては、普天間飛行場の立入許可が得られなかったことによる会計年度任用職員の減と調査費用の減額となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 これはなぜ認められなかった理由とかは分かるのですか、立入調査。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 これまで普天間基地、平成25年までは調査を継続していたのですが、西普天間住宅地区の調査が優先だということで平成26年度から途切れていた。その事業が途切れたために、米側の許可を得られなかったということです。

ただ、次年度から再開できるようにということで要請をして、今、調整の結果、次年度あたりから調査のための立入りができそうだということで、大まかな返事を頂いているところです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よかったです。ぜひ再開してもらってほしいと思います。ありがとうございます。

では続いて、113ページの10款教育費、5項社会教育費、7目学習センター費、ここの説明05となります。ここの児童生徒等相談事業というところですが、たくさんの相談増えていると思うのですが、この減になっているのは、相談が減ったせいでしょうか。理由を説明お願いいたします。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。児童生徒等相談事業、こちらのほうの主な減としましては、会計年度任用職員報酬の減でございます。会計年度任用職員の臨床心理士1名が通年で未配置という状況でございましたので、その分の減となっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 臨床心理士は必要だと思うのですが、これは見つからなかったということですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 ハローワークであるとか、継続して本市のホームページで募集をかけておったのですが、残念ながら1年通して応募する方がいらっしゃらなかったということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

もう一つ、最後、115ページ、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、説明が03になります。ここのスポーツ推進員というものが出てきています。この説明をしていただけますか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 また、あさって質疑してください。

では、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。ページ数106、10款2項2目説明欄の04を少し詳しく、小学校児童集団宿泊学習事業について御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 106ページ、小学校児童宿泊学習事業の減について説明いたします。この費用については、

各小学校9校の5年生を対象にした石川青少年自然の家に集団の宿泊学習事業になっております。そのうちの今年度、志真志小学校が本市の宿泊研修事業ではなくて、県が予算を負担する離島体験学習というものを実施になったことで、まず志真志小の分の減というものがまず一つの理由です。

さらに、このバスなのですけれども、昨今、バスの運転士等の確保が結構難しいということで、当初予算のときに、バス会社を市内からちょっと広げて想定した予算計上したのですけれども、幸いほぼ市内の直近のバス会社と契約できたことで、その部分の費用の減ということが主な理由となっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。志真志小学校の部分が県の予算で対応してまいったということありますけれども、この中に指導補助謝礼金50万円ってあります。ということは毎回こういう形でいろんな小学校を指導補助する場合、これはどういった方々のことを言っているのか、50万円というのはちょっと大きいのかなと思うのですけれども、内容を御説明お願いします。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 この費用について説明します。この小学校のこの宿泊について、やはり支援が必要な子の補助する方、対応する方の謝礼金ということで計上しておりますが、今回、50万円の減ということなのですけれども、このヘルパーの配置が嘉数小、宜野湾小の2校だったという7校分の謝礼金の使途がなかったという部分もあったので、この辺りの減というふうになっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、このように小学校児童集団宿泊学習にはヘルパーが必要な子も一緒に参加をしてもらって、しっかり支援していくということが、これはやっているということですね。ありがとうございます。理解しました。

○石川慶 委員長 ほかにもございますか。桃原功委員。

○桃原功 委員 体育館も今よろしいですか。

○石川慶 委員長 市民体育館。

○桃原功 委員 市立体育館。今ではない。教育委員会ではなくて、明繰り事業。

(「建設部です」という者あり)

○桃原功 委員 建設部。明繰りは建設なのか。

○石川慶 委員長 市立体育館ですよ。

○桃原功 委員 市立体育館のほう。

(「建設部です」という者あり)

○石川慶 委員長 あさってまた呼んで質疑できますので。桃原功委員。

○桃原功 委員 二十歳の集いって教育委員会。

○石川慶 委員長 大丈夫ですよ。何ページですか。

○桃原功 委員 110ページをお願いします。110ページに二十歳のつどい開催事業が、全額補正になっているのですよ、360万円。大きなラグナガーデンホテルでやったと記憶しているのですよ。私には案内なかったのでは行っていないのですけれども、いいですよ。なぜ減額になっているのか、事業があったのです。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。二十歳のつどい開催事業のマイナス360万8,000円については、当初予算計上時におきまして会場はまだ決まっていなくて、その際にはコンベンション展示棟の会場のほうも想定をしていたのです。ラグナのほうも例年の日数では、ちょっともう予約が入っておりまして、ラグナも最初は予約が入っていたので、この展示棟のもので会場委託料としてこの360万8,000円については計上していたのですけれども、今年は1月21日にラグナで開催することができましたので、その委託料についても必要がなくなりましたので、全額補正減という形にしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 コンベンションってラグナより高いの。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 コンベンション劇場の委託料、会場の委託料のほうでこちら予算組んでいましたので……

○桃原功 委員 この360万円はね。

○教育部次長 そうです、そうです。ラグナの場合についてはホテルですので、全てラグナの職員が会場の設営もやってくれるのですけれども、コンベンション劇場、コンベンション展示棟……

○桃原功 委員 展示場、あの広いところ、一番。

○教育部次長 そうです、そうです。向こうのほうについては会場の設営についてはちょっと委託も考えておりまして、取りあえず委託料のほうも組んでおこうということで、その部分になります。今回、ラグナで実施いたしましたので、その委託料についても必要ありませんので、減額しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市民からどうして宜野湾市は21日なのという質問もあって、多分会場が使えないので、もっと立派なラグナでやったのではないって答えたのだけれども、合っているかどうか分からないけれども、そうすると当初コンベンション劇場棟でやる予定で360万円計上したけれども、なぜ21日になったのですか、日程。当初の1月10日だっけ、9日でしたっけ、今回の成人の日みたいなものは。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 その予算計上時には、コンベンションは劇場棟の工事があるということで、この時期について借用できるかどうかちょっと未確定だったのです。

○桃原功 委員 工事。

○教育部次長 そうなのです。それで、ラグナのほうも例年の日付ではもう予約が入っているということで、ではもうコンベンションの展示棟にしようかということで、そこに予算を組んでいたのですけれども、ラグナが日付を変えれば、1月21日であれば可能だよということのお返事もありまして、やっぱり予算とかいろんなことを考えてラグナのほうに決定をしたのですけれども、結果、今回、ラグナで実施したことで、初めての取組ではあったのですけれども、親御さんとかこの20歳の方々からもよかったと、場所もきれいだったので好評ではございました。

○桃原功 委員 好評だった。

○教育部次長 はい。

○桃原功 委員 では、よかったね。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 一応当事者の感想ですよ。工事で使えないというわけですから、ラグナガーデンで駐車場もあるし、きれいだし、ここでやってよかったということであれば、よかったのではないですか。以上です。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** ちょっと関連してなのですけども、この好評だったという場合もあると思うのですけれども、離れ過ぎていて、ほかのところ、自治体はほとんど……

(「何が離れ過ぎて、日にち、会場」という者あり)

○**プリティ宮城ちえ 委員** 日にち、一斉に大体7日とか8日とか、この辺りに開かれるのが宜野湾市だけ離れているということで困ったという声もありました。以上。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 確認だけさせてください。嘉数小学校プールの1,500万円繰り越しされているので、繰り越し理由は建物配置計画等の調整に想定以上の時間を要したとありますが、完了年月日というのは令和6年5月31日になっていますので、もう工事は始まっていると考えていいのですか。この建物、屋上への増築を検討されたとなっているのですけれども、どの場所になったのか、今の場所を改築しているのか、ほかの場所に改築されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 平安座委員の御質疑にお答えします。繰り越ししたのは委託設計でして、平安座委員がおっしゃったとおり、当初は屋上に計画する予定で、今、校舎の上に設置する予定で最初は走ったというか、構造計算を再度見直したらアウトになってしまいまして、それで今回、今既設、あるところと位置の決定、場所をどうするかというので時間を結構要したので、それで今回繰り越ししたということです。まだ工事は、令和6年度から解体が始まって、令和6年度、令和7年度で完了する予定でございます。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、これ工事の予算ではなくて、計画の段階の予算ということですね。それを繰り越した。工事は令和6年度から始まると、これ多分、本当は今年度工事をやる予定ではなかったかなと思っていたのですけれども、ちょっと延びているような認識なののですけれども、令和6年度にはもう工事は行われると認識していいのですか。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 平安座委員の言うとおりです。予定どおり、令和5年度は設計して、令和6年度、7年度で工事するというので、ちょっと令和5年度の設計が少し繰り越しするという事です。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、よろしくお願いいたします。

もう一つ確認です。113ページ、10款5項7目、説明欄04スクールソーシャルワーカー活用事業900万円余りの減額補正になっていますけれども、理由をちょっとお伺いしたいなと思います。

○**石川慶 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。スクールソーシャルワーカー活用事業の主な減額理由ですが、会計年度任用職員報酬、これが580万円の減額となっております。この会計年度任用職員というのは、スクールソーシャルワーカーの未配置による減額となっております。それが主な減額

で、あとはそのソーシャルワーカーが不在となる時間外の減額、期末手当等の減額、これが主な理由となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。ちょっと聞こえなかった。減額理由は、会計年度任用職員、これは何名という話、1名だけいなかったのですが、金額からすると1名ではないだろうなと思っているのですけれども。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 まず、中学校のソーシャルワーカーが4名定員中3名不在の状況でございます。あとは、スクールソーシャルワーカーのコーディネーター、こちらのほうが4月から8月までが1人欠、それから小学校が8月から12月までが1人欠という、これらの合計の減額となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 本市は全校配置を目指してやってきて、コーディネーターも1人欠けたと、学校配置も1名減ったと、全体で約5名欠けた分がこの減額理由ということになっているのですけれども、主に欠けた理由って何ですか。途中で欠けていく理由というのは、これだけ5名余りも途中で欠けるというのは何らかの理由があるのか、その辺把握しているのか確認したいのです。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 まず、中学校の3名欠は、当初から通年通じて不在ということ……

○平安座武志 委員 スタートから。

○はごろも学習センター所長 はい。1年間です。それと、小学校につきましては、病気療養ということで一旦退職という形です。コーディネーターの方の1人欠ということなののですけれども、こちらも病気療養です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 コーディネーターというと、学習センターに配置されている方がコーディネーターで、その方が4名いて、その方、今3名になっているのですか、コーディネーター。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 4月から8月までは欠だったのですけれども、9月から新しい方が入ってきて埋まっております。現在は4名いらっしゃいます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。次年度は、また新年度どういう体制でやっていくかというのは、また新年度予算でお伺いしますけれども、大切な職業ですから、しっかり配置できるようにやっていただければなと思っています。

最後ですけれども、115ページの先ほど市民経済部と言ったスポーツ少年団派遣補助事業を執行していただいているが、これは聞きたいのは財源組替えになっているので、その辺はお答えできないかなと思って、財源組替えになった理由。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 スポーツ少年団派遣補助事業については、今年度末に補助要綱のほうで拡充をしまして、多数の方が受けられる要綱の拡充がございました。あと、かなり今年度成績もよくて、派遣される方も多いとい

うことで、補正、途中で歳出のほうは補正増をしてございます。その件に関して、今回3月で歳入のほうは補正増をしていなかったもので、3月でまとめて、全て財源調整させていただくということで、補正増をさせていただいたものです。歳出についての増はなかったのですが、歳入のほうが入ってきたということで、これ財源組替えというような表記がなされているものでございます。歳出の増がゼロと表記されておりまして、これについて歳出はもう9月で補正をしておりますので、そこに歳入を合わせる形で、今回歳入を入れているということで、財源組替えという表記になっています。

○平安座武志 委員 理解しました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 どうですか、皆さんよろしいでしょうか。

(「資料だけ」という者あり)

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 113ページの児童支援等相談事業で予算減になった理由と、あと事業内容を資料でいただけますでしょうか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 先ほど児童生徒等相談事業につきましては、臨床心理士の会計年度任用職員の報酬減ということで、2名中1名が欠員だったというお話を申し上げましたが、この辺の資料ということでしょうか。

○知念秀明 委員 あと、事業内容。

○はごろも学習センター所長 事業内容の資料ということですか。提出します。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時47分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時48分)

---

○石川慶 委員長 審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時48分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時49分)

---

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は3月5日火曜日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時50分)

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年3月5日（火） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時23分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |          |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶     |
| 委員  | 宮城 克     |
| 委員  | 桃原 功     |
| 委員  | プリティ宮城ちえ |
| 委員  | 上里 広幸    |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 伊波 一男  |
| 委員   | 我如古 盛英 |
| 委員   | 上地 安之  |

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

|        |        |
|--------|--------|
| 総務部次長  | 多和田 眞満 |
| 人事係長   | 真境名 由誠 |
| 管財係長   | 福本 司   |
| 消防総務課長 | 島袋 保   |
| 予防課長   | 早川 淳   |
| 行政経営室長 | 金城 美千代 |

|          |       |
|----------|-------|
| 人事課長     | 上地 章弘 |
| 給与係長     | 饒平名 直 |
| 消防次長     | 又吉 清  |
| 警防課長     | 伊佐 隆之 |
| 企画部次長    | 伊佐 真  |
| 行政経営担当主査 | 中村 誠  |

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第19号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第37号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和解について

議案第38号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第22号 宜野湾市債権管理条例の制定について

第455回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年3月5日（火）第2日目

○石川慶 委員長 それでは、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

請願第19号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第19号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第19号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

議案第19号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料の1、2を提出いただいていますので、確認をさせていただきたいのですが、これは条例化しないと支給できないものなのか。例えば自治体によっては、規則とかあるいは運用で支給しているところがあるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 条例に規定しないといけないかということでしたが、国のほうからは、こういった給与に関する部分については、条例に定めることが望ましいということがありました。ただ、宜野湾市としてはこの会計年度任用職員については、制度スタート当時、例えばこの資料2、裏面のほうをちょっと御確認いただきたいなと思いますけれども、そこに会計年度任用職員の期末手当についてというところの説明がございます。中段辺りです。ここ少し読み上げて説明しますけれども、総務省が示す会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにおいて、期末手当の率については、制度の導入に当たって支給割合を2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取扱いとすることが考えられるとされており、県や近隣市の状況に応じて、都度、柔軟に引上げを検討する必要がありますと。会計年度任用職員の給与について、どの程度の内容を条例に規定すべきかについては必ずしも明らかではないとされ、また期末手当の支給割合についても条例に定めることが望ましいのではないかと考えられるとの表現にとどまっております、これまで義務化されていませんでした。

それから、本市では、以上のことから、それを踏まえて、しばらくの間は会計年度任用職員の期末手当の

支給割合については規則で定めるという形を取っておりました。会計年度任用職員への勤勉手当を導入する際に、併せて条例化を検討していこうという形になりましたので、今回、地方自治法と事務処理マニュアルの2つによって、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給できることになったことから、合わせた条例案を今回提案したという形となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 他市で運用の在り方とか規則等で支給していた自治体の例もあるのでしょうか。もし分かりましたら、分からなければいいです。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 少し把握している内容で、那覇市のほうが規則で定めるという形の対応を取っていたようです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 条例化でなくて規則の運用で支給をしていた。ただ、条例化したほうが支給する側も、あるいは受ける側も根拠がちゃんと説明できることで、市民に対しても説明責任を果たせるかなと思うので、それはそれで条例化でいいと思います。

あと、今回その条例化することによって、予算の確保、勤勉手当は、シミュレーション出してあると思うのですが、その金額の総額とか、あるいはどこから引っ張ってくるという、これも一般会計から出すしかないのか、その辺説明いただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 まず、財源の部分についてですけれども、国のほうからはこの会計年度制度がスタートした当時から交付税措置の対応も検討はしていくというようなアナウンスはあったようです。ちょっと勤勉手当導入に当たってですけれども、その影響額といいますか、今回、新年度予算では会計年度任用職員の事業で、手当を予算計上しておりますけれども、参考までに期末手当は、今1億2,730万円、勤勉手当が1億600万円程度。

○桃原功 委員 同等ぐらいあるのだ。

○人事課長 計上はしております。ですので、この手当だけの分では、この決まった勤勉手当1億600万円余りというのがまず増える。

あと、こういった形で手当が支給されるので、おのずと社会保険料だったり雇用保険料とか、その辺りも影響がちょっと出てきますので、単純に言えばそういった形で影響はあります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 予想していたよりも、期末手当とほぼ近い金額というのはちょっと、もう少し少なくな見積もっていたので、これはもう大丈夫、新年度予算に計上しているから大丈夫なのですね。

新旧対照表の4ページ、在職期間が6か月が100分の100、1か月未満が100分の0とありますけれども、これはもう実際、国、県、市同様の割合なのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 今の新旧対照表の4ページの上段部分のほうにあります在職期間の表があります。そちらの表の6か月100分の100から、下から2番目の1か月以上3か月未満100分の30、ここは県であったり他市のほうも同じようなつくりになっているということで、一番下、1か月未満100分のゼロという部分、そこは本市の

ほうで規定しているのですけれども、どうしても会計年度任用が短期間で終わったりとか、本当に1か月未満で終わったりということも可能性はあるということなので、ここは追記というか、つくってある形になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと確認したいのですけれども、勤勉手当ということですから、例えば6か月のところで、この6か月間で病休を取りました。これは勤勉手当がなくなるというわけではないでしょう、病休はちゃんと病休ですよ。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 病休は有給になりますので、休職はしていません。休職はしていない形になりますので、この休職した期間があったときにそこから減額という、期間率が少なくなっていくというイメージです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、減額とおっしゃったので、会計年度任用職員の有給の日数というのがありますよね。これ何日でしたっけ。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 病休の日数。

○桃原功 委員 病休とか有給の、さっき病休と言った、病休は有給ですとおっしゃられたので、契約が6か月とか3か月とか、そういう短期もあるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 実際ありまして、その任用期間、月数に応じて有給休暇、例えば年休が任用されて月ごとに増えていく形を取っています。例えば年休でいきますと1年間で12日、病休は1年間で10日間、これが1年間の会計年度任用職員の有給休暇、ただ例えば6か月になるとこの10日から減ったり、この任用期間に応じた有給休暇数が付与されるという形になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1年間で12日有給がある。病休は1年間で10日間、これを利用したと。だから、それも減額されていますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 それは減額されません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 されない。それをオーバーしたところで減額のカウントになるという……

○人事課長 そうです。欠勤が生じ場合。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 会計年度職員の人数とかあるいはその採用とか、あるいは部署で行われているということでお聞きしたのですけれども、この有給の扱いとか休職とか、在職期間の件に関しても各部署でこれは管理するということであるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 実際、各課のほうで面接を行ったりとか、業務の内容の説明をしたりとか、任用期間数であったりとか、そのような形で、原課のほうで本人と面談をして任用しているというような形です。最終的に人事課のほうに書類を提出していただくという流れです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 人事課のほうに提出して、その後その給与の支払いとか、そういう計算方法は人事課のほうでちゃんとやるということ。

○人事課長 はい。

○我如古盛英 委員 分かりました。

それから、この会計年度任用職員もその種類が、月給制や日給制ということが言われていますけれども、宜野湾市のほうはもうほとんど月給制でやっているということなののでしょうか、

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 宜野湾市のほうは時給で計算して月ごとにお支払いをするということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1点確認なのですが、宜野湾市はフレキシブル出勤体制というのはあるのですか。例えば業務に応じて午後から出勤して19時までできる、こういう体制ってあるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 フレックスタイムの出勤については、宜野湾市ではまだ導入はされていません。ただ、子供の送り迎えで、保育所に送り迎えが必要とかで、出勤時間を後ろにずらしたりとか、逆にちょっと前にしたりとか、そういった早出、遅出の勤務というのが申請はできることにはなっています。

○桃原功 委員 申請して契約できると、これが8時間15分だけ。

○人事課長 8時半出勤。

○桃原功 委員 8時半出勤の17時15分、これが中身のボリュームは一緒でずれることは申請次第という……

○人事課長 そうです。

○桃原功 委員 これは正職員も会計年度任用職員もできるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。会計年度任用職員は早出遅出勤務のこの制度はなくて、ただシフト勤務のある部署については、例えば図書館だったりとか保育所だったりとか、そういった部分は開所時期に合わせてこういったシフト勤務というのはあります。ただ、今言う早出遅出で、本人の都合によってこういった形というのは今できてはいない、会計年度任用職員の。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、会計年度任用職員の方々のほうが若い方も多だろうし、子育て世代層というのも多いと思うのです。そうすると、やっぱりどうしても8時までに保育園に連れていかないといけないという例も多いと思うのですけれども、これはもう年休取るしかないわけですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのような形になります。

○桃原功 委員 その辺もう少し柔軟性があって、正職員と同様にできたら、離職率もよくなると思います。

この辺の検討ってされたのですか。会計年度任用職員のさらなる待遇の改善という。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 宜野湾市ではまだその辺りの検討はしていませんので、今後、他市の取扱いも見ながら導入事例があるのかを調べながら検討していきたい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 他市より先にやったほうが宜野湾市の人気が出てくる。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません、関連してですけれども、学校現場では育児だけではなくて、介護の見送り、迎えとか、それも含めて遅く出勤していくというふうに確保されていたのですけれども、それが本務の会計年度任用職員もないということですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、職員についてはこの早出、遅出、これはもう本当に保育所の送りのみだけが限定……

○プリティ宮城ちえ 委員 介護はない。

○人事課長 介護はないです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 それでは、重ねてですけれども、本務の方も会計年度の方も含めて、本当にこれができるので育児も介護も大きく改善するので検討していただけたらと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっとおさらいさせてください。法律改正をされて会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、その改正をされた理由というのは何ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 もしかしたら繰り返しの答弁になるかもしれませんが、資料1のほうで地方自治法の一部改正がありまして、国のほうから令和5年5月8日付総務大臣名で、地方自治法の改正する法律の公布と施行についてというところがありまして、そこで会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項というところがございまして、そこで期末勤勉手当が支給をすることが可能になりましたということを受けて、今回は改正の考え方でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 勤勉手当の支給、4月からスタート、それが全ての市町村が同じようにスタートされますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 規定では支給できるというような形になっておりますので、各市町村の都合によってはもしかしたら規定をしないところもあるかもしれません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 11市の対応はどうなっていますか。つまり、これは財政力に合わせたその義務的経費の位置づけになるから、予算状況に鑑みて対応ができない自治体も恐らくあるのかなと思うのです。ちなみに、

11市の対応方についてはどうなのですか。分かる範囲で結構です。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 少し把握している内容では、11市は規定している。町村は少し把握ができていない。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、本市では、昨日の答弁でも会計年度任用職員の数のお話がありました。600名から700名ぐらい配置をされてきました。その総額、この率については、これは在職期間が6か月で100分の100、率については示されておりますけれども、総額は幾らになるのですか。勤勉手当支給総額。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 新年度予算に少し計上している予算の勤勉手当の額についてだけ少し申し上げますけれども、勤勉手当が今回1億600万円計上しておりますが、勤勉手当が支給されることで、社会保険料であったりとか雇用保険、労災保険とかそういった保険料関係も増えるような形になりますので、その辺りの影響も出てきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 勤勉手当の支給総額というのは1億600万円というふうに認識を持ってよろしいですか。

○人事課長 はい。

○上地安之 委員 そこで、会計年度任用職員というのは、有資格者、専門職というのも給与形態というのは異なっていますよね。それが一律定額で支給をされるようになるのですか。それとも何らかの基準に基づいて支給額がそれぞれ違ってくるといようなことなのかをお願いします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 勤勉手当の支給算定は、支給月額に掛ける支給月数、例えば勤勉手当ですと、年間2.05月になりますので、月額掛ける2.05になります。この月額の部分が、また時給がその職種ごとによって変わっておりますので、なので例えば一般職で言いますと、一般職事務職では最高時給額が1,067円、保健師ですと1,709円という形になりますので、専門職もまた時給が変わります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それはもう全てその職員の支給額については精査はやっているのですか。当初予算に1億600万円計上されているということは、それぞれの個々の精査も終わってつなぎをしてきたと思っています。それを対応されているということですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 様々職種がございますが、在籍している職員をベースに積算しているところであります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次年度、令和6年度から定年延長制度がスタートするわけで、その定年延長された方々の勤勉手当に対する支給についてはどうなりますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 定年延長の職員についても、職員と同様に支給予定です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それを全て含めて1億600万円の費用に。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。1億600万円の予算については、これは会計年度任用職員の分です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは定年延長された職員についてはどのような支給なのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 支給月数も職員と一緒にあります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 理解いたしました。定年延長される方々についても職員を基準としての試算をして対応しているということですね。分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の議案第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

---

#### 【議題】

##### 議案第20号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第20号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号については議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第20号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 それでは、質疑ありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 新旧対照表の10ページの今説明があった第5条の7項では、60歳に達したら前2項にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員の勤務成績に応じ、規則で定めるところにより昇給させることができるとあるのですけれども、これだけの字句で、要は、まずその定年延長は何歳からなのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 定年延長は順次1歳ずつ2年かけて延長されるような形になりますので、今年度は61歳、延長

されましたので、今年度は定年で退職される職員がいない。定年というのは60で定年というのがなくて、61歳で次年度定年退職される職員が発生するというような形になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 退職金は60歳に支給されるのですか、その方々は。61歳で支給されるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 61歳で退職される場合には61歳で支給しますし、60歳で退職を希望する場合、今回も3名いらっしゃいますが、この方々は61歳までは勤めないで60歳で退職したいという希望がありましたので、その代わり、退職金の算定、これは定年、これまでの60歳まで勤めた定年という形で支給される形になります。今現在は61歳が定年という年数になっているのですけれども、60歳で退職する場合には、扱い、一応勸奨みたいな呼び方になるのです。61歳の定年には達していない。ただ、その60歳の人たちが退職する場合には、これまでどおり定年扱いにしましょうという形で、支給月数、支給割合がこれまでの定年扱いという形にされると。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 勸奨扱いという、勸奨退職は通常普通退職に比べて割合が多いですよ。そうなるのですね。

○石川慶 委員長 給与係長。

○給与係長 この定年延長職員については、この制度で不利益が生じないように、この60歳に達した時点で、そこからいつ辞めても基本的には定年退職、これまでの定年退職の退職手当の算定等も一緒にしましょうねというところでやっています。勸奨は勸奨で、50歳から勸奨退職というのがあるのですけれども、それはそれでまたちょっと50歳で辞めたら、ちょっと月額に少し加算があったりという形にはなるのですが、基本的には不利益が生じないような制度設計にはなっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、各自治体、国、県、市同一ということでよろしいのですか。

○人事課長 そうなります。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど今回の改正は、国、県も同様かということで、そういうことですが、全く同じ手法で国家公務員、地方公務員もみんな同じ方法で定年延長のための措置になってきているわけですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 定年延長されても働く皆さんが意欲をもって、時代が時代でそういった少子高齢化で働き手が少なくなるという現状等もあって、民間のほうはもう既に65歳定年というのが打ち出されている。ひょっとしたら70歳まで働けるというのだってあると思うのですけれども、これは認めていかなければいけない状況だと思うのですけれども、もう一つ、宜野湾市の場合はラスパイレス指数がここ5年ぐらいずっと95ということで同じところを低迷しているのですけれども、そういったものに関しては、国、県も同じような制度であるわけですから、そのラスパイレス指数にはなかなか影響しないということで理解していいのかな、

ちょっと計算の仕方が分からないものですが、そういったことに関してはどうですか。これまでどおりで影響ない。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 退職手当の支払いについては、どの市町村も対応は一緒です。ラスパイレスにそこが全体的な順位だったりとか、そういったので影響が出るかというのは少し考えにくいのかなというふうには思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 最後に、もう一つだけ、やはりこれは50歳以上、60歳となると管理職のほうが多いのかなとは思われるのですが、組合との交渉等も団交も重ねて一応理解はされているのでしょうか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 組合ともまずは意見交換をしまして、その後、事務交渉を行い、その後で団体交渉も行いまして、おおむね理解をいただいて、協定に妥結も。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 市の職員の定年職員というのかな、該当者、60歳。その数は何名なのか。それと、定年延長で勤務をされる方々というのは何名おられるのか、その説明をお願いしますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 60歳に到達した職員が今年度9名、そのうち定年延長する職員が6名、退職が3名となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その延長をされる職員の処遇というのは、処遇、給与形態というのかな、について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 定年延長される職員、例えば管理職の職員で退職される職員、これ役下りという形を取りまして、管理職ではなくて主査級に下ります。これは管理職以外もそうですけれども、退職時の給与の7割程度に給与は変わります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、今まで役職に関係なく、7割。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、新旧対照表の中では記述されているのだけれども、議案の中にも示されているけれども、基本的には昇給なしですね、基本的にはね。ただし、勤務成績に応じたものについては、その限りではないというふうに理解できるわけ。そこで、何に基づいてやるかという、規定ですよ。その規定というのはもう準備されておりますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 この勤務成績に応じてということについては、人事評価の活用に関する取扱い要綱に基づいて、例えば極めて良好だから、特に良好な、そういった区分に応じて、成績が優秀だった場合には昇給はするような形を取っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、それは新年度の予算計上にも定年延長に伴う職員の7割給与を基本として予算化されているわけでしょう。そして、昇給云々というのもこれは場合によってはあり得るわけ、そして規則を定めなくてはならないとあるけれども、その規則を提出していただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 提出させていただきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その昇給というのはどの範囲までですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 人事評価結果の活用に関する取扱い要綱というのがございまして、そこに極めて良好というような区分があるのですけれども、そこではAという評価がありまして、5段階評価でAが一番優秀という扱いになります。そのAの中で昇給する号給が2号給昇給をするという、最大です。という形になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その最大役職はどの程度になるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 役職はもうそのままの形で、主査です。

○上地安之 委員 分かりました。ぜひとも参考に、皆さん方の昇給に対する規則、これも準備されていると思いますので、その規則をちょっと提出お願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第20号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時48分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時11分)

---

#### 【議題】

請願第37号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和解について

○石川慶 委員長 議案第37号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和

解についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第37号については議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第37号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、この燃費補償金として和解金が10万円と31万円の提示がされているということで、今伺った話の内容によりますと、これはあくまで解決金だというお話がありますが、解決金で当たりなのですか。例えば燃費不正したということであるのであれば、当たり前購入時の燃費で、この車の燃費が分かかって、大体使用期間がどれぐらいなるかによって、この燃料の費用というのが大体出ると思うのですが、その燃費不正に関わった燃料費用のこの差額分ではなく、解決金としてのあくまでその金額なのかちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。今回の燃費補償額の算出というものを日野自動車のほうが示しておりまして、今回のエンジン認証不正に伴う燃料消費量、いわゆる燃費率の乖離を基にこの大型トラックから小型バスまで多岐にわたるこの車種、商用車などの車両の使い方などの特性を考慮して、車種別、エンジン別に今回の燃費補償額を提示させていただいているということでありました。

また、解決金というこの言葉の使い方はこちらからというわけではなく、あちらのホームページに記載されていたものを読み上げたということですが、私たちとしてはそれが和解契約に当たるということで今回議案を提出させているということでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。どうやってこれを出したかというのは、やっぱり専門のところでないと分からないと思うのですが、しっかりと燃費の差額的なものを全て考慮した上での金額、提示に当たっての金額というものに理解をいたしました。これ結局は、この和解契約を結ばないと、行政側は日野自動車を訴えるわけでもないわけですから、しっかりと和解条項を結ぶのがいいとは思っているのですが、金額の根拠だけ今確認できたので、了解いたしました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほどこれからの異議の申立てをしないという部分を聞きたいのですが、これから先にまたこの日野自動車の問題が起きたりしたときは、それは別で、その件だったら異議申立てはできるということですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど説明したように、今回は燃費補償、燃費の改ざんがあったために起きた、いわゆる補償内容を提示されて、その和解ということになります。今、委員おっしゃるように、それ以外の問題が起

きたらまた別になるものと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 せっかくだから、1点確認なのですけども、宜野湾市に瑕疵がないこういう事案を議案に上げるという根拠というか、上げなくてはいけないのですか。これ、金額、実際少額ではないですか。議案に上げることもなく解決というのは、その辺よく分からない。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほども説明しましたが、根拠は自治法の96条第1項第12号に規定されております和解、これ議会の案件になりますので、それで今回上程しているということでございます。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 車両が2車両あるのですけれども、どれが消防車両だか分からない。まず、それからお願いします。

それと、マイクロバスのほうはいつ買って、これからどれぐらい、耐用年数というのでしょうか、いつ頃まで使う、あるいは消防車両でしたら、しっかりしたその災害に対する対応ですから、耐用年数が来たらやっぱり更新しないといけないと思いますので、すみません、この2点、申し訳ないのですが。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、マイクロバスと消防車両のものですけれども、議案書の日野リエッセⅡはマイクロバスです。日野プロフィアが消防車両となります。

マイクロバスの契約ですけれども、令和4年1月に、契約自体は前年ですけれども、車両が来たのが令和4年1月ということであります。以上です

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 消防車両の車名につきましては、はしご自動車になります。車検登録年月日が令和3年11月になります。耐用年数につきましては、メーカーが推奨する耐用年数は18年となっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和3年あるいは令和4年に購入したということで、まだ新しい車両と思うのですけれども、それから特に燃費に関して国への偽装の報告をしたということで、大変問題になっている件でありますけれども、契約による説明のときに、その日野自動車によると走行とか燃費に関しては、あまり差異はないというふうに説明を受けたということですから、それはもうそのとおり受け取らないといけないと思いますので、こっちで検査するわけにもいかぬし、こんな高額なものを買換えとかということもできないでしょうし、それについては不安がないことはないのですけれども、不安はないですね。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今現在、マイクロバス運用、使用もさせているところですけども、走行に何かしら不具合があるとか、そういった報告はないので、今のところは大丈夫でございます。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 消防車、はしご車につきましても、現在、陸上救助隊のほうが運用しているのですけれども、特に不具合が生じているというような報告はございませんので、今現状において特に心配はしてございません。

○石川慶 委員長 ほかに御質疑ございますか。進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第37号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時23分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

---

【議題】

請願第38号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

○石川慶 委員長 議案第38号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第38号については議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第38号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。消防次長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様にありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 以前に議員のほとんどが比謝川行政事務組合のほうに視察に行かせていただいて、内容はもうそのときに浦添市も加入すること、うるま市に新しく移転しますよという話は伺っていたので、その案件だと思いますけれども、一番気になるのは支出の部分、要は負担割合の部分、浦添市が追加することによって宜野湾市及び宜野湾市以外の全体で、単体の自治体として負担割合の変動部分があるのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 御質疑にお答えいたします。浦添市の加入に伴いまして、トータル的な金額はまだ示されてはございませんが、割合については減るということでの認識はされております。令和5年に、今年度なのですけれども、システム調達支援業務という全体更新に係る委託があったのですが、それにおいても沖縄市、浦添市が入ることによって当初予定していた宜野湾市は170万円ぐらい委託料が発生したのですけれども、沖縄市が入ることによって150万円、浦添市が入ったという前提にすると120万円ぐらいの負担金に減るという

ような試算がちょっと出ています。これは一部のシステム設計の委託業務だけの話なのですが、それと合わせて全体もそういったことで割合は減ってくるだろうということで見越しております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。これはもう4月から、来月からすぐ稼働ということですが、こういう金額シミュレーションというのは、今170万円から沖縄市が加入すると150万円、浦添市が加入すると120万円ぐらいになるだろうということですが、しっかりと提案説明というのは、比謝川行政事務組合のその本体から各消防にこれぐらいの負担になりますよというお示しはないのですか。今、この示されたものを基に答弁されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 御質疑にお答えします。これは令和6年の新年度予算にも反映されている、当初予算にも載せているのですが、機器整備においては令和6年度、令和7年度の債務負担行為で金額が示されております。その中で、先ほどあった沖縄市が参画したら幾らになります、今後の調整なのですが、浦添市が参画決定したときには、さらに再計算されて金額が下がるということで見込まれております。今、令和6年度の予算においては、沖縄市が参画したものについての金額が示されているような表記となっています。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。今、宜野湾市消防として、そちらのほうに1人出向なされているのですか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 トータルとしましては4名行っております。詳細な内容につきましては、管理職で1名、日勤者なのですが、あと2名が指令員と、あと今年度、令和5年度に全体更新に係る職員として1名派遣して、トータル4名の職員を派遣している現状であります。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 浦添市が参加することによって、宜野湾市から出向する人数の変動というのはあるのでしょうか。要は増える可能性があるとか、そういうのもあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 増える可能性については今のところありません。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あと、この比謝川行政事務組合になってもう何年経過されていますか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 平成28年にスタートしているので、令和6年からすると、今8年目を迎えているというような感じです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっとこの議案とは少しずれるのですが、指令センターのことなのでお尋ねしたいのですが、私の知人が宜野湾消防を利用して119番を呼んで、そうすると、返された言葉が通り名どこですかって聞かれたらしいのです、通り名。ヒルズ通りとかいろいろあるではないですか。だけれども、今度はその通り名を把握していなくて、佐真下の方なのだけれども、沖国大がある通りですと言ったらしいの

です。そうすると指令センターは、では宜野湾ですねという話で、宜野湾ではない、佐真下ですということなのですけれども、通り名ってそんなに名称ついていないから、ついているところもあるかもしれないけれども、あまりついているのは聞いたことがないので、いきなり通り名は、もう本人が動揺している気持ちの中で、通り名どこですかと聞かれても、多分この人は、受けた方は、宜野湾市の人ではないのだろうなというのも言っていたのですけれども、最初聞くのというのは、最初に火事ですか、救急ですかと尋ねた後に住所を尋ねないのですか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 御質疑にお答えします。基本的には先ほど言った火事ですか、救急ですかというような選別をして、その中で住所、市町村名からどうぞというような聞き方をします。これはなぜかというと、先ほどもちょっとあったのですけれども、いろんな市町村からの指令員の集まりなので、そこを明確にするために、宜野湾市どこどこ何丁目何番何号、もしくは何番地ですというのが大前提であるのですけれども、多分先ほど言った通報者においては、路上か何かにいて、そこからの通報が予測されたので、指令員はこの名称、通り名ついていきますかというような聞き方をしたのかなというところがちょっと想定できます。なので、その通り名が分かるのであれば、通り名を教えてください。もし分からない、もう今来たばかりなのでとかというのであれば、近くに何か目印になるものないですかとかというような聞き方をするのが通常であります。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 意地悪な質疑だったらごめんなさい。例えば4名出向を出しているではないですか。指令員が二人。

○消防総務課長 今現在、はい、2名です。

○桃原功 委員 この方が例えば名護市の方から119番に電話して、名護市のことも詳しくないという前提で、こういったもので出動の時間が遅れるとかというそういうデータはあるのですか。そんなのは関係ないと、しっかり対応できていて、宜野湾市消防が単体であった頃のように、8年以上前、あったように出動時間の変動はそんなにないのだというのであればいいのですけれども、その辺というのは分かりますか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 御質疑にお答えします。当然ながら地域に精通した方の指令員の集まりではないので、そういった少しトラブルは当初あったかと思います。ただ、先進地域、他の都道府県においてもそういった事情も含めて聴取りいろいろしているので、そういったものを参考に、先ほど言ったような形で、市町村名からどうぞというのもそういった流れにありまして、そういったミスを極力減らす、もしくは時間もかけないというようなことにおいていろんな工夫がされて、現時点に至っているということで認識願いたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 観光立県で観光客もたくさんいらっしゃいますよね。観光客が119番する例も多いと思うのですけれども、観光客だと住所も分からない、市町村名も分からない場合には、スマホから発信してシグナルはあって、場所は特定できるのですか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 質疑にお答えします。携帯電話からの通報においては発信地表示というような機能が指令センターの機器には存在してしまっていて、最初に電話来たら、ピンポイントではないのですが、半径何百メートルからの通報だよというところで、少し時間がたつにつれて再計算するともっと絞り込みがあって、最終的には何十メートル、何メートル、ピンポイントでこの方というような絞り込みができる機能にはなっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 比謝川事務組合が当初発足するときに少し関わりましたけれども、現場もいきましたけれども、一番心配するのは広域になることで、救急車で到着遅れるのではないかなというのが一番心配だったような気もするのですが、これは素人の考え方です。それが解消されているということでいいのですが、今回の、本来でしたら沖縄市もうるま市もその当時に呼びかけして説明とかして一緒にやるということだったと思うのですが、次々加入していただいて、今回、浦添市が加入するのですが、浦添市がこれまで加入していない理由というのは明確な理由があるのかどうか、それだけちょっとお伺いしたいものですから。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 当時の詳細まではちょっと存じ上げていないのですが、当然単体で整備するのがベターと考えていたと思います。もしくは、更新時期がまもなくならなかった、短かったので、さらに参画してまた新たな整備をするとなると費用が発生するので、そういったことを避けるために抜けたのがちょっと原因かなというところで想定されています。なので、更新時期がそろそろ来たというようなことも含めて、今回、参画させてくださいというような流れになったかというところで認識しています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その2点が主な理由ですね。

○消防総務課長 そうです。

○我如古盛英 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今、通信指令官についてですが、さっき出た外国人ですが、中国人、韓国人、ほとんどです。そういうところで英語も含めてですが、その辺の通信のときにそれは対応できているのですか。

○石川慶 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 御質疑にお答えします。システムにそういった多言語を選択できるようなシステムが入っていて、先ほど言った英語、中国語、韓国語、フランス語という7か国語だったと思います。そういった国の言葉を訳して、またそのメーカーにつないで通訳を介するような仕組みになっておりますので、そういった通報に関して特段遅れるとか、そういったことはないという認識であります。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、ほかに質疑ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第38号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時38分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時39分）

---

【議題】

請願第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第30号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第30号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。消防次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 では、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 影響ないということなので問題はないのですけれども、ただ同じような議案がつい最近あったような記憶があるのですけれども、覚えています。まだ1年、2年ぐらいしかたっていない。

（「電池だよ、電池。充電」という者あり）

○桃原功 委員 あれEVでしたか。全然違うね。何かこの何キロリットルに対して幾らという、この58ページの表が似ていたので、改正のタイミングが早いなと感じた。では、そうではないわけですね。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 前回改正された時期が令和元年になります。

○桃原功 委員 今の議案は。今出されている議案、前は令和元年。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 同じように特定屋外タンクの審査手数料の金額が変わるという内容のものに関しては、直前では令和元年に改正しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、私の勘違いです。この58ページを見たときに、何かとても、まだ1～2年ぐらいの間隔でこういう表を見た記憶があったので、ではあれは全く別だということですね。失礼しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つだけ、今現在これに関わる宜野湾市での設置例はないということですが、お

おむね5年に1度見直しが行われるということで、1つだけ危惧するのが、もし普天間飛行場が返還された場合、5年以内に返還されたらうれしいのですが、その敷地内にこういった例えば貯蔵する事業化が入ってくるという、それでもやっぱり宜野湾市内にはないのかなということで、聞いていいのかな、答弁できればお願いします。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 現在、このような貯蔵量が1,000キロ以上の大型のタンク、県内の例を見ますと、やはり石油基地がある地域、それとあと空港、それから電力会社、そういった施設に設置されているというふうに認識しているものですので、やはり市街地にはなかなかそういった大型のタンクの設置は厳しいのかなというふうに認識はしております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、改正が1,000キロリットル以上ということですが、その1,000キロリットル以下はこれまでの手数料のままであるというわけですね。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 お見込みのとおりです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これだけの市内、ちょっと先ほど質疑してしまったのですが、答弁からすると、やはり石油基地とか、あるいは空港、それから発電所、そういった大型の施設のところに設置されるものだという理解いたしましたので、これで質疑終わります。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の議案第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時46分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

---

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時47分)

#### ◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

#### 【議題】

## 議案第22号 宜野湾市債権管理条例の制定について

○石川慶 委員長 議案第22号 宜野湾市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第22号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第22号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 こんにちは。特に説明はございません。

○石川慶 委員長 では、委員の皆様、質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料も6番という資料が届いています。今、手元にいただいたのは、宜野湾市債権管理条例施行規則案というのもいただいています。まず、最初にお尋ねしたいのは、この条例をつくる理由、設置目的、つくる理由、なぜつくらなければいけないのかお尋ねをいたします。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 お答えいたします。まず、本市の第7次行革大綱の実施計画の中に債権管理適正化という項目がございまして、私債権の管理については法令等に基づく債権の消滅時効がなく、市としての債権放棄に係る統一された基準等がないということで、この債権管理の適正化を図る必要があるというふうに掲載しております。回収不能を判断とした債権を長年保有している状況であるということと、効率的な管理をするため、基準の明確化などが課題という認識の下で、このたび債権管理条例を制定することになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。明確化、明文化は必要でしょうね、と思います。

他の自治体での設置状況も確認したいのですが、この債権管理条例がほかの自治体でどういうふうに設置されているのか、あるいはまだ設置されていないのかどうか、ほかの自治体でね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。県内の11市の状況のほうでございしますが、平成24年に石垣市が設置してございますので、その後、平成25年にうるま市、平成29年に浦添市が設置してございまして、宜野湾市のほうが今回4市目ということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 10市中まだ3市しか設置していない。宜野湾市が4番目ということの答弁ですけれども、個人的には、今、国会で法律をつくる国会議員の自民党の方々が、こうやってキックバックとか、今はSNSなどのハッシュタグ使って、確定申告のボイコットとかそういう状況が出てきている中で、債権は債権の、これももちろん市民としては払わないといけないものというのは分かるのだけれども、この時期かというものもあるのだけれども、今、あと6市がまだ未設置ということですから、ただ6番の資料を見る限りでも、非常に未済額が多い。5億円、2.5億円、2億円、3億円、もう10億円以上のものが未済額として計上されているのを鑑みると、何らかの手だてが必要かなと個人的には思うのですが、これを設置することによって、今度実態の実施という債権を徴収するということになると、この条例がなくても、例えば今、公債権

にしても私債権にしても請求はしていますよね。請求して、支払いを促してはいますよね。それでも、やはりもちろん払う方もいれば、どうしても厳しくて払い切れない方もいらっしゃる。条例を設置することによって、そことの差異、違いというのはどういうふうな流れになってくるのでしょうか、流れ的には。この条例を設置することによって。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 まず、市の債権としまして、強制徴収債権と非強制徴収債権があるということで、強制徴収債権につきましては、法律に基づいて回収が不能な債権につきましては、債権放棄をしていくことができる形になってございます。非徴収債権につきましては、地方自治法の適用だったり、民法の適用だったりということで様々な部署で債権がございしますが、ちょっと権限がなくて、例えば財産の調査権とか、そういったものもなく、なかなか強制的に処理をするということができない状況がございします。そういったこともありまして、あとは例えば民法に適用する債権につきましては、例えば時効期間に到来したとしても、相手方の援用がないと例えば債権放棄ができないとか、そういったことによって債権の回収が難しい状況でもあるにもかかわらず、ずっと持ち続けていないといけない、持つためにはまたいろいろなこの管理をしたり、そういった業務も発生しますので、そういったことで業務が不効率になっている部分がございしますので、まずはそこをちょっと改善していきたいということで、債権管理条例をつくって、各部署を統一的に、そういった債権の管理業務ができるようにしていこうという形で今回条例の提案をさせていただいております。

あと、徴収一元化とか、そういったものも以前から議論にはなってきたはいるのですが、まずはこの債権、適正にしっかり管理していこうと、全庁的にということから今回スタートしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 全庁的にいろんな種類の債権がこれ見る限りでも30ぐらいあるので、全庁的にやっていかないといけないというのは分かります。

要は、この条例制定によって職員の債権を回収する、徴収する意識というか、この条例を設定しない前と何が違うのかということを知りたいのです。あとは、市民の立場から、旧規則であるものと、今回の条例が制定された後の実行されるこの規則によって市民にはどう影響が出てくるのかということを知りたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 先ほど少し説明が不足してございましたが、全庁的に統一的に債権を管理することによって、この条例を設置することによって、期限が債権回収不能の債権につきまして、期限が到来したらこの条例に基づいて債権放棄していくと、そういう処理ができるという形になりますので、業務的にも適正に効率的に処理ができると。例えば業務上効率化されていく先で、余力ができましたらその余力を徴収のほうにまた向けていこうというようなそういった効率化の目的も一つございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の答弁は、皆さんの自治体職員としての立場の見方ですね。これ、強制執行等の措置を取るまでの期間は、もう原則として1年しかないわけだから、1年経過したものはもう債権放棄という手続を踏んで白黒はつきりさせるというようなことだと思うのですけれども、ではその債権を抱えている市民の立場はどうなのですかと、要は普通の金融機関みたいにブラックリストに載ってしまうのか、どうしても都

合が合わなくて払い切れない方、1年経過しました。では、行政は債権放棄を取る、支払わなければいけない市民はどういう扱いになるのかということも知りたいのですけれども、その辺いかがですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 先ほど条例を制定してどう変わっていくのかということなのですが、効果としては、例えば第5条で見ると、台帳の整備というのがあるのですけれども、これまで各課でそれぞれがそれぞれの課の判断で台帳を作っていたので、台帳に規定する項目もばらばらだったりしていたので、これを全庁的に統一していく。そうすることで、例えば時効の管理がきちりできますとか、催告、ここに来たら督促を発送しますよ、催告を打ちますよ、ここに来たら時効ですよという管理がしっかりできるといったところが一つ期待できるのかなと。

もう一つ大きなところが、この第6条、債権放棄というところで、それまでにしっかり債権を管理して回収努力もした末に、やはりもう取れないという判断をしたならば、こういった基準に基づいて債権を放棄することができますよという規定になってございますので、今はもう完全にこの人、市としてもこの債務者は払えないだろうなって判断して、もう落とせない状況があったので、もうずっと催告を続けている。

○桃原功 委員 ずっと抱えていた。

○行政経営担当主査 ずっと持っていて、催告書を送って払いなさい、払いなさい、払えない、払いなさい、こういう繰り返しが続いていても、市がもう明らかに取れないと判断したら、この人の債権を放棄しますということで、この人はもうこの債務から免れるといった、そういったところも、効果としては、影響としては変わってくるのかなというところは考えています。

ただし、その前提としてはしっかり回収はするというのが前提になりますけれども、それでも取れないと判断したものは放棄ができるといった規定になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この6番の資料の中に、収入未済額がゼロという種類があるのですけれども、道路占用料だったり行政財産使用料だったり各種手数料だったりあるのですけれども、これはそのときにチケットなどを買って、そのときに支払うからそういうふうに債権が生じていないという種類のものなのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 そのとおりです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 収入未済額をこれだけ一覧で列記をしてみると、非常に債権も多いなと思います。やっぱり、併せてどうやって回収、徴収していくのかと、これはもう皆さんが非常に努力しているのが分かるのですけれども、大変な事業だなと大変なことだなと思っています。

この条例制定によって、収入未済額が減額していく見通し、皆さんのこの制定による事業の見通し、あるいはその計画みたいなのがあるのですか。これを制定することによってこれだけ減らしていきたいみたいな目標があるのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 具体的な数字は持っていないのですけれども、例えばこの資料6の一番下のほう、損害賠償請求金とかというのは、実際に平成22年に企業が倒産して、契約途中で倒産してしまって、契約不

履行の賠償請求費なのですけれども、取りようがない、そういったものをずっと抱えていて、毎年調定を起こして、いろんな資料集めて調定を起こして、決算にはまた決算審査も受けながら、ずっと取りようがない債権をずっと調定上げて下げて、上げて下げての繰り返しをしているので、こういったところは明らかにこの条例ができれば、この条文に照らして放棄ができるのではないかなと、こういったところで整理ができていくものだと思いますし、市営住宅なんかは毎年委員会の審査の中で、本当に取れない人たちから毎月5,000円ずつ取って、どんどん、どんどん滞納が膨らんでいくといった実態も聞いていますので、こういったところもある程度整理ができていくのかなとは思いますが、具体的に幾らぐらいには圧縮できるとかというのは計算したことはございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 6番の資料が出されているので、ちょっとこの数字についてもお尋ねしたいのですけれども、私債権の水道料金が2億円を超える非常に大きな金額になっているのですけれども、水道というのは水道料金を払わなければ数か月後に栓止めますよね。それで、ある程度の収入未済額というのは、そんなに多くない印象があったのですけれども、こんなに2億円もあるというのは、何か分かりますか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 御質疑にお答えいたします。実は水道料金につきましては、公営企業会計上で計算されているものでして、決算時期の3月ということになります。ですので、この2億円以上の金額が出ていますのは、実は調定額ということで水道料金、これから納めてもらう金額がここに載ってきているということになります。3月締めですので、もう水道料金については常に調定を起こしているものですから、実際この金額は市民の3月分の水道料金だったり、収入が見込まれる金額と言っても過言ではない。

○桃原功 委員 収入が見込まれる金額。

○行政経営室長 はい。実はこの令和4年度の決算時期の数字を私たちは拾っていますので、そのときの未収額というのが、水道料金は既にもう調定が起こっている水道料、これから市民に納めてもらう水道料金の金額ということになります。ですので、ほぼ水道料金につきましては、もう調定を起こして入ってくる、イコールもう90%以上の収納率ですので、これは決算の時期に収入未済として数字が出ているものイコール調定額。

○桃原功 委員 9割は回収していると。

○行政経営室長 そのように伺っています。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑のある委員の皆様。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願いたします。一般質問でもある程度もらっているのだけれども、附則のところで、令和6年4月1日から施行することなののですけれども、この令和5年度の不納欠損から全て、もし条例が制定されれば、当てはめて処理していく仕組みですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 令和6年4月1日施行ですので、その時点でもう発生している債権は全て適用の対象になってくるので、過去、遡ってもう発生している。持ち続けている債権は全て適用対象になってくるということで理解しています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 運用についてもう少し聞かせていただきたいのですけれども、債権が発生しました。皆さん調定しました。不納調定を行います。もしこれが納入されていない場合は、督促を、催告をして、この範囲の台帳の整備というのは、その範囲ですか。条例の第5条、台帳の整備とあるのですけれども、どの辺までを皆さんが、共有して皆さん管理していくと思うので、全庁的にね。この辺まで管理していくのか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 本日お配りいたしました規則のほうの第3条に台帳の整備というふうに載せています。第3条。これは台帳に載せる項目を集約して載せていますので、各債権管理担当者はこれに沿った台帳を準備して、やり取り全て記載するようなルールにしていく準備をしています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。規則をしっかり作られているのだなということで、確認しました。

それから、もう一点なのですけれども、この財産に関する処分なのですけれども、一般質問のほうでもさせていただいたのですけれども、この議会の議決事項ではないかとあるのですけれども、法的なものと、そしてまた議会と関係性、こういった形で報告していたのかなということを少し確認させてください。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 今回の今審議していただいている条例に関しましては、議会への報告という規定は、条文は載せていないのですけれども、決算の際に参考資料として債権放棄の報告書というものを添付して報告をする予定になっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この報告書等がこれは別で添付して議会に説明するというようなことなのですね。そうすると、滞納額とか徴収率とか、そういったことも含めて皆さんに御報告していただけると思うので、報告についてはこういった形で、私たちも条例制定をすると、今年度分の決算になる、それをまた私たちはチェックしていかないといけないものですから、なるべく資料等の作成をよろしくお願いいたします。

最後に1点、この条例案見させていただいているのですけれども、目的のほうから記載されているのですけれども、中身を拝見すると、債権の放棄が中心となっています。全庁的に取り組んでということで説明を受けているのですけれども、専門的な知識等が非常に必要になってくると思うのです。皆さんが今後運用していくために、他自治体の条例みても、職員向けの債権管理ガイドブック、もちろんこの目的からではなくて、債権等の理念を持っていて、職員が一目瞭然なものと、同じような運用をしていると、皆様御存じだと思うのですけれども、このガイドブック策定はいつ頃になってくるのか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 お答えいたします。実は、条例の制定に向けて準備をしている中で、もちろん条例を施行したらすぐに各債権担当部署のほうで運用ができるようにということで、マニュアルも準備しているところでございます。マニュアルをつくった後で、またそれについてどのように周知していくかというのが同時に課題と考えていましたので、研修なども1回目の研修はもう既に開催しておりまして、マニュアルについて

はまた、今必要な事項をこの徴収業務にたけている職員を中心に作ってはきているのですけれども、都度また、担当同士で使いながら、使いやすいマニュアルにということで、もちろん改訂とかもしながら、常にガイドブックとして業務に使っていきけるように準備をしているところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 私たち総務常任委員会でも芦屋市というところに視察に行ったのです。会派としても別自治体に訪れて勉強させてもらったのですけれども、どうしてもたけている職員の皆さんが抜けると、また同じように、資料が残っていても取り組めないわけです。知識もある、法改正をされている、援用期間も旧制度、新制度もあるということで、そういうことも皆さん多分御存じだと思うので、運用しながら、職員の皆さんしっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう一点いいですか。

○石川慶 委員長 はい、どうぞ。

○上里広幸 委員 あくまで今回は、債権の放棄だったのですけれども、先ほど企画部次長からもあったのですけれども、将来的に情報の共有した一元化に向けての始動みたいなものはあるのか、今は先駆けて放棄からやっていますが、今後どのような体制、方針とか、そういったものがあるのであれば教えてください。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上里委員の御質疑にお答えいたします。先ほど少し説明させていただきましたが、まずはこういった台帳整備とか債権の管理の課題があるということで、それをスタートにということでございますが、将来的にはこういった債権の徴収の一元化も検討していこうということの考えとかもございましたが、まずはこの債権管理条例は設置させていただいて、それで出てくるような課題とか、そういったものを見ながら、今後の検討課題としていこうということでは考えてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回、条例を制定されて運用しながら、またその方向性とか検討していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 何点が確認させていただきたいと思います。

まず、台帳の整備、それも真っ先に整備しなくてはならないと思うのだけれども、それどこの課でやるのですか。台帳整備をどこの課で取りまとめをしていくのですか。つまり、債権を管理していくというのは、他の部署にも広がっていると思うのだけれども、それぞれの部署に全てを任すということですか。それを最終的な管理をするところはどちらですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 今は、一旦この条例ができますと、こういった基準で台帳を整備してくださいよという、条例所管課は今のところ行政経営室になっているので、うちのほうから全庁的にアナウンスはしていくという形になるのですけれども、あくまでも一括集約ということは考えていなくて、あくまでもこの項目は台帳に備えてくださいよという周知を図っていくというところで考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、それぞれの部署、台帳の整備の基本的な考え方というのを理解しておりますか。

そのマニュアルだとか統一したものは既に下ろされていますか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 一応、前に少しこの条例の案、施行規則の案というところで、全庁、この債権を所管している担当職員向けに説明会は1度開いておりまして、そこのポイントとしては、やはり条例がもし仮に成立した場合は、台帳の整備はもうこういった基準でやっていきますよ。なぜこの台帳の項目が必要なのかというのは、そのとき詳細に説明はしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、皆さん方は担当部署だから債権の整理というのは適正かというのは十分理解をされていると思うのだけれども、ほかの部署というのは何事だろうなと思っているところもやっぱりあると思うので、これはもうしっかり下していかないと、整理に伴うマニュアル、あるいは研修、教えていかないと、それぞれの感覚でやられると、統一的なものが逸脱する可能性があるから、それはしっかりやっぱり気をつけてもらいたいと思います。整理は、いつをめどにします。台帳の整理はいつ頃をめどにしておりますか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 今、情報共有を全庁的に、債権管理を担当している部署の担当課レベルにも情報を下ろして共有をしております。と申しますのは、実は債権管理条例を準備するに当たって、専門部会、作業部会ということで、作業部会は担当者レベルの集まりではあるのですが、台帳についてもどのような台帳を現在使っているかということも情報を共有しまして、最終的には規則の中で必須項目を今掲げているのですが、基本的な項目については網羅するように、情報の共有とまた勉強会、あとマニュアルの中で台帳の整理がどれだけ大事かというのは伝えているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その整理をいつ頃までにというふうに予定されておりますか。

○石川慶 委員長 行政経営室長。

○行政経営室長 もう既に始まっているということで、それぞれの部署で意識は持ち始めて、今その確認しましては、先ほど申し上げました担当者に集まっていただく作業部会の中で、それぞれの台帳の整理については、基本的に必要ですよということと、あとそれぞれの今ある台帳の内容について整理をしていただいているところですので、その台帳の整理はもう始まっているものと認識しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 台帳の整理をした後に、その債権を債権放棄に沿って手続を踏むか、あるいは私債権においては民法を適用して、それは滞納者に対する、それを並行してやらないと勘違いされたら困りますよ、これは。これ取るという前提ですよ。落とす前提で、債権管理条例というのはあるものではないですよ。職員は、これは長年放置してきていて取れない、亡くなったりと、行方不明者たくさんいますよ。それだけではない。基本的にはどうしたら取るかですよ。その意識がないと、そればかりに優先されたら、大きな間違いが起こりますよ。ですから、私債権については、民法を適用して、今までは実績ありませんでしょう。民法を適用してから滞納処分されている事例というのはほとんどないと思う。しかし、それを意識しないといけないですよ。それを職員が理解しないことには、一見放棄だけ優先して、財政が大きなのを優先して、

その対応に走ったら大きな過ちが起こりますから、それは皆さん方でこれは強く、ですから研修の話もありましたけれども、その2つを走らすことではないと、どうしたら取れるか。民法を適用してでも滞納処分をしていく、それを並行していかないと、ぜひともそこら辺はしっかり下ろしてもらいたいと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 土地委員の御指摘ですが、まさにそのとおりだと思ってございますし、これまでも当然、まず徴収できるようないろんな方策を検討して職員は業務に取り組んでいるところでございますので、その辺はまた重々、再度改めてしっかりと周知していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 債権の放棄適用の決定というのはどこでやるのですか。担当部署でやるの、それとも行政経営室と連携をして、その対象者に対する、原課については放棄に適用されるからと、最終的に決定する手法というのは、流れというのはどのようなになっていますか。これ全て原課に任すのですか。これ原課に全て任せていいものなのかなと思ったりする。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 一応今基本的には、まず債権放棄する場合、起案、この決裁権者は、債権の放棄ができるのは市長しかございませんので、市長の決裁でもって債権を決定していくという流れになるかと思ひまして、またこの起案者は原課がやるのですけれども、その間に条例の所管課である、今で言うと行政経営室に合議をして、最終的に市長決裁という流れを考えています。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 最終的には市長決裁かもしれないけれども、市長が決裁する前に原課が起案をしていると、それ行政経営室の絡みもあることが大切だと思うから、ぜひともその体制でその流れをつくってもらいたいと思います。その流れで進めてください。大丈夫。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 その辺また検討させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 これ決算に出てきますよね、決算にね。行政部門においても、出納の整理期間、5月末日ですよね。実は、これ上下水道局、さっきもちょっと指摘ありました2億円滞納、累積があるわけ、これもやっぱり改めて説明してもらったほうがいいのではないかなと思うのだけれども、行政と上下水道局の滞納整理期間というのは異なるわけよ。実際に2億円が累積しているわけではないわけよ。5月末日ではないよ。

そうすると、上下水道局、あるいはまた市長部局の出納整理期間がそれぞれ異なる。上下水道局の場合は次年度、1年間の出納整理期間中に位置づけられているわけ、つまり今年度払えていなかった人が市長部局であれば、これ5月31日まで払えなかった、普通整理しますよね。そして、決算に上がってくるわけ。上下水道局の場合、向こう1年間が猶予期間になっているわけ、そうすると整理の仕方、これ上下水道局でももちろんこの条例あるかもしれないけれども、市長部局にも条例あるかもしれないけれども、それぞれで進めているような形になるのですか。出納整理期間が違うから、例えば5月末日をもって市長部局の対応については、それは整理をしてくれない。上下水道局はそうではないわけよ。向こう1年間あるから。そのときのいろんな納期であり、あるいはまた不納欠損であり、それぞれの対応方が異なっていくかなと思ってい

るわけ。これは上下水道局とも整理はしていますか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 基本的には、上地委員おっしゃるように、公営企業会計と一般会計、この出納整理期間の考え方が違いますので、うちで言うと3月31日までに債権放棄をしないといけないので、そこまでにしたものが次年度の決算に債権放棄として不納欠損として上がっていくという形になります。上下水道局はもちろん、それが3月31日なのか、ちょっといつなのかというのは分からないのですが、そこは向こうの考え方で整理して、次の決算に上がっていくものだと思うのですが、そこは恐らくこの条例もこの債権放棄ができるものを市長と、あえて水道事業管理者2人と入れ込んでございますので、それぞれの形で放棄が上がっていくのかなと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、1年遅れて上下水道局は上がってくるというふうになるのですか。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 確認はしていませんけれども、恐らく向こうも出納整理期間中に債権の放棄というのはできないのかなとは思っているので、うちもこの例えば4月、5月に前年度の債権放棄をするということではできませんので、あくまでも3月31日までに放棄をして、出納整理期間はあくまでも、ここで調定を起こしたものを歳入を入れるだけの期間ですので、この4月、5月があるからといってそこで放棄ができるということではないので、この4月から3月の1年間というところです。なので、上下水道局もそこは変わらないのかなとは思いますが、ちょっとまたそこは不たしかではあるので、確認は取っていききたいなど。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 2つの条例でその部分で差があるので、対応がまた、それぞれ若干、出納整理期間というのはそれぞれ異なっているから、それも違ってくるのかなとは思っているのだけれども、その辺しっかり調整をした上で対応してもらいたいと思います。

それで、上下水道局についても実質200～300万円ぐらいの不納欠損処理されている、決算、2億円ではないわけ、最終的には200万円ぐらいなのです。これは、不納欠損という処理の仕方をしているわけ、不納欠損、条例をつくったから見える化したものではない、見える化、条例に伴い財産の放棄、適用で処理をしているというふうに明記したほうがいいのではないかなと思う。

○石川慶 委員長 行政経営担当主査。

○行政経営担当主査 基本的には、今のところ、例えば地方自治法で時効で消える場合もあるし、こっちから積極的な債権放棄をして消滅する場合もあるのですが、いずれにしても債権が消滅した場合は、決算上は不納欠損として表しなさいというのがルールとなっていますので、ちょっとそこが変えられるのかどうかというのは今のところ分からないのですが。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 法律上のその明記が限られているのであれば、しかし、追加の掲載として、その放棄の適用、それも挿入したほうが条例に沿って見える化したほうがいいのかなと思いますので、ぜひともそれも、だって決算が上がってきたときに、決算審査する際に、不納欠損、実質には、それは財産放棄を適用しても処理はされているわけよ。その処理が明記、いろいろと法的なもので都合が悪ければ、それが追加明記をす

るような形を取ってもらいたいなと、そうすると議員からも、その決算書見たときには、その条例適用だということが明らかに分かるのですよ。それと同じように、市長部局で対応されているやつについては、これ別紙ですか、それはもうぜひともそれ添付してもらって、決算審査の中で、地方自治法で時効5年、時効3年の適用に基づいて不納欠損という法的な処理もあれば、その条例に基づいた、法規に基づいたその処理というものを明確にしたほうがいい。そうすると、議会から見ても分かりやすいわけ。それと、ある意味また抑止力にもなる。抑止力というものの、ある意味それを優先できないということがある。ですから、それは、それに対応していただきたいと思いますけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいまの御指摘につきましても、決算書とは別に附属資料として提出を一応検討してございますので、その中で財政課等とも調整しながら、明示していけるといような検討していきたいと思えます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、最後にもう一点なのだけれども、適正に管理、そのための整理をしていく、それが1つ、未済額、これは先ほど企画部次長から話もあったように、もう一方の効力は何かという、現年度分の徴収なのです。その2つなのです。

そこで、それは未済額における徴収の目標設定額と収入未済額を抑えていくことが、その目標設定までの準備してもらいたいと思うのだけれども、この原課も含めて、そうではないと偏りかねないわけよ。言っていること分かりますよね。長年間放置をして、全く身動きできない債権の放棄できない、整理していきましょうというのが1つ。

もう1つについては、未済額のこれは縮減なのです。だから、先進自治体においては、その整理するのと未済額の目標設定まで2つ走らせていますよ、2つ。だから、大きな勘違いされたら困りますよ、担当者は。それで、皆さん方は担当しているから十分理解あるかもしれないけれども、原課はその意識があるのかなと、そうではないよと、整理するための条例ではないよと、未済額をどうして縮減していくか、原課のほうでも収入未済額の縮減に向けての目標、それを策定しながら2つ走らすことは必要ではないかなと思うのだけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員にちょっと確認なのですが、現年分の例えば収納率目標値を例えば95%に設定した場合に、95%達成すると5%が未済額になると思うのですが、例えば未済額も例えば3%にすると、この裏腹なところがある。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 数値は置いといて、その意識のためにも、その整理をすることによって、ここに、現年度分に集中していきますよというのが条例の趣旨であるわけ、そのためには未済額を縮減させていくよという意識をつくる意味においても、それは具体的な目標数値を置いてでも、それは何らかの目標というのかな、それをつくっていったほうが、勘違いしないのではないかなと思う。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 分かりました。どういった形の目標設定が望ましいかどうかということも含めて、ちょっと検

討させていただければと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 十分検討してもらって、とにかく2つあるよと、1つではないよと、2つあるよと、整理をすることによって、ここに業務が集中できるよと、そのための現年度分をどう上げていくか、未済額をどう処分していくか、その2つだよということをしっかり意識づけを持って、落とすものについての整理と収入確保に取り組めるような条例にやってもらいたいと思いますから、お願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

審査中の議案第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時23分)

---

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時23分)

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年3月6日（水） 3日目

午前10時01分 開議

午後 1時05分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |          |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶     |
| 委員  | 宮城 克     |
| 委員  | 桃原 功     |
| 委員  | プリティ宮城ちえ |
| 委員  | 上里 広幸    |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 伊波 一男  |
| 委員   | 我如古 盛英 |
| 委員   | 上地 安之  |

○欠席委員（0名）

○説明員（28名）

|            |        |
|------------|--------|
| 総務部次長      | 多和田 眞満 |
| 企画政策担当主幹   | 小橋川 陽介 |
| 企画政策担当技査   | 望月 利晋  |
| 市民経済部次長    | 新垣 育子  |
| 基地政策部次長    | 津波古 良幸 |
| 福祉担当次長     | 島袋 喜美恵 |
| 児童家庭担当主幹   | 棚原 佳乃  |
| 認定こども園担当主幹 | 又吉 時生  |
| 都市計画担当技幹   | 新崎 雅也  |
| 用地課長       | 比嘉 徹   |
| 教育部次長      | 真鳥 かおり |
| 施設担当技幹     | 我那覇 宗康 |
| 文化課長       | 浜里 吉彦  |
| 指導部次長      | 松本 勝利  |

|           |         |
|-----------|---------|
| 企画部次長     | 伊佐 真    |
| 企画政策担当技幹  | 玉元 智    |
| 財政課長      | 比嘉 隼也   |
| 市民協働課長    | 喜友名 和佳子 |
| 基地跡地推進課長  | 仲泊 嗣典   |
| こども政策担当次長 | 浜里 郁子   |
| 子育て支援課長   | 山城 隼人   |
| 建設部次長     | 城間 勝也   |
| 建設部参事     | 嶺井 辰也   |
| 道路整備課長    | 高江洲 強   |
| 施設管理課長    | 與那嶺 諭   |
| 施設課長      | 仲村 等    |
| 市立博物館長    | 平敷 兼哉   |
| 生涯学習課長    | 佐久原 昇   |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第 1 号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

議案第 19 号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 20 号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 宜野湾市債権管理条例の制定について

議案第 30 号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和解について

議案第 38 号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

陳情第 11 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第 12 号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 18 号 学生議会開催について

請願第 2 号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第 6 号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

第455回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和6年3月6日（水）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本日はさきの委員会で決定いたしましたとおり、別紙で配付した項目、計21件について質疑を行うことで決定しております。審査についても別紙記載の順に審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。

まず初めに、1の項目から順に審議を進めていきます。

まず1番、予算書5ページ、10款教育費の減3億3,458万9,000円について、桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。補正予算書の5ページ、10款教育費の3億3,000万円の減額、これが多岐にわたって、教育総務費、小学校費、次のページの中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費の減、多岐にわたって減額されているのですけれども、どなたかが聞いたかちょっと覚えていないので、改めてもう一度コンパクトに減額理由を教えてください。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 おはようございます。それでは、5ページの10款の教育費で3億3,458万9,000円の減額補正の主なものについて御説明をしていきたいと思います。

まず、1項の教育総務費6,990万6,000円の減額につきましては、歳出の105ページにございます4目の学校施設費の説明欄03公立学校・幼稚園施設維持管理事業の光熱水費3,573万4,000円の減額になってございますが、こちらは国や県の電気料値上げに対する対策によりまして、各学校の光熱費の執行残によるものでございます。

○桃原功 委員 電気料。

○教育部次長 そうです。電気料です。

○桃原功 委員 電気料の補填があったということ。

○教育部次長 当初の予算計上のときに電気料が高騰してございましたので、少し多めに予算を組んでおりましたので、その絡みでございます。

続きまして、社会教育費になるのですけれども、こちらは予算書の110ページから114ページに記載がございますけれども、こちらが主なものといたしまして、110ページの10款5項3目の文化費、説明欄02の基地内

遺跡ほか発掘調査事業5,456万円の減額につきましては、昨日も少しお話をしたのですが、普天間飛行場の立入許可が得られなかったことによります会計年度職員の報酬の1名の減と、期末手当の減、あとは委託料の発掘作業委託料の減額に伴います補正減となっております。

111ページのほうに、説明欄05真志喜地区急傾斜地崩壊対策に伴う緊急発掘調査事業の1,114万3,000円の減額補正につきましては、こちらは県の真志喜グスクヌハナ急傾斜地の落石対策工事に伴いまして、埋蔵文化財が存在している箇所を文化財保護法に基づきまして、事前に緊急発掘調査を行う予定でございましたけれども、県のほうから埋蔵文化財を避けての工事をするのが可能であったことから、発掘調査の必要がなくなりまして、全額補正減するものでございます。こちらが主な社会教育費の減額の補正の理由となっております。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。教育費のほうは指導部にも及ぶものがありまして、こちらは98ページ、10款2項1目教育振興費、説明欄02要保護及び準要保護学用品費援助事業3,602万3,000円の減につきましては、委員会初日のほうにも少し御説明申し上げました令和5年度小中学校給食費全額助成事業において、準要保護対象の給食費の助成がされるために、その部分においてこの事業からの給食費援助が不要となったことによる補正減であります。

もう一つが100ページ、こちらは中学校費になるのですが、こちらの部分に関しましても同様に、中学校部分の要保護及び準要保護学用品費援助事業4,524万4,000円の減も同様な理由で減額措置してございます。

(「次長、ページ違うんじゃない」という者あり)

○指導部次長 失礼しました。106ページからは小学校費です。同じく108ページが中学校費、それぞれ減額をしてございます。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 真志喜地区の急傾斜地対策の緊急発掘調査事業、これ要は簡潔に言うと、県が実施できた、それで浮いたということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらは県の受託事業になりますので、県の工事でその文化財を避けて工事をするのができたので、こちらは調査する必要がなくなったという形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この事業自体はもう一応完結はできたわけですか。それともまた、新年度でもこの調査事業は継続するのですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらは工期を1工区、2工区に分けていますので、ただ次年度もまた第2工区ということで予算は上げてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 場所をもう一度再確認です。どの辺りですか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 消防の真志喜出張所がある向かいに真志喜児童公園があるので、その向かいにある

この丘のほうです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 新年度は、第2工区としてまた継続していく。分かりました。ありがとうございました。

あと、基地内発掘事業、その前のページ、110ページの5,456万円、これは平成26年から普天間基地の発掘調査が途切れたということで、この事業はまた継続してやっていくわけですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 次年度は許可の申請中でございますけれども、次年度も立入調査をする予定で予算は計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

次進めていきましょうね。

続きまして、予算書51ページ、2款1項8目説明02市民会館施設整備事業、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。市民会館の改修工事ということで説明を受けていて、市民会館、中央公民館とか市民の活動が中断されているのですけれども、工事費が減額になっているということは、もう既に工事は終盤戦でもう改修工事が終わりそうということなのですか。どうしてこの工事の給付費がマイナス、減額になっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。こちらの説明欄02の市民会館整備事業の減額補正の理由につきましては、委託料と工事請負の契約執行残によるものです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは工期がもう迫っているということだったのか。いつから市民の皆さんが利用できるのかなということをお聞きしたくてですね。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。工期につきましては、令和6年度の10月頃まで続きます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和6年の10月頃までということで、まだ改修作業も本当に真っ最中ですか。

○石川慶 委員長 教育次長。

○教育部次長 そうです。そのとおりです。まだ、10月頃まで工事がありまして、11月頃に現場の引渡し、また12月頃には、今、館が全て電気等もストップしている状況でもございますので、舞台の運用の試運転とかそういったものもありますので、予定としましては令和7年1月頃からの開館になる予定でございます。ただ、工事の進捗次第では、少し日程も変わりますので、ただ今現在では令和7年の1月頃に開館という予定になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですか。では、まだ工事が、令和7年の1月だから、ほぼ1年にかかる。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その中で契約の執行残が2,100万円ということですが、それは最終ではなくて請負契約したときの契約金の令和5年度の予算から、計上していた予算から、2,128万円が契約残として残っただけということですね。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 この整備については、令和5年度と令和6年度の債務負担行為で行っております。令和5年度分を約半分、令和6年度に工事として半分支払う予定でございます。

今回、繰り越したのは、令和5年度分の出来高がこの50%にいなかったのが繰り越したということで、先ほどの執行残については、当初の契約のということで、2,000万円、それは契約執行残という形になって、支払いは令和5年度分と令和6年度分と分けてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、その債務負担行為で事業を執行しているという状況で今説明ありましたが、その中で、今年度の場合は、その両方で現在の額が契約残として残るのですが、では来年の7月、令和7年の7月まで、その工事の最中に何かしらまた不測の事態とか、再度増額ということもあるのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今の工事の進捗がまだ半分しか行っていないので、もともと令和5年度で契約しました。それで、支払いを令和5年度、令和6年度で分けるということで、令和5年度分についてがまだこの執行を満たしていないので繰り越すという、令和6年については今の契約が変わるということは、契約内容の協議、お互いの進捗を見ながら増えるか。ただ、ちょっとした工事については、令和6年度予算取っていますので、それで対応できるのかなと思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の説明で令和5年度分、それから令和6年度は出てくるということで伺いましたので、それはあとこういった執行残が出ると、すみません、勉強不足で。いつ工事が完了して、市民の皆さんがこれまでどおり使えるかちょっと気になったものですからお聞きをしました。分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

続きまして、予算書27ページ、15款1項9目教育費国庫補助金4,895万5,000円の減について、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この減についてもまたもう一度確認したいのですが、お願いいたします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 予算書27ページの15款2項9目の教育費国庫補助金4,895万5,000円の減額の主な理由でございますけれども、こちらが28ページの社会教育費、説明欄、文化財発掘調査費4,480万円の減額補正がございますけれども、こちらは先ほど歳出で説明いたしました110ページの基地内遺跡ほか発掘調査事業の事業変更に伴います補助金減額になってございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 次行きましょうね。

続きまして、予算書112ページ、10款5項6目博物館管理運営費についてです。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 博物館管理運営費について減になっているところをお願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 10款5項6目博物館費の説明欄01博物館管理運営費の123万円の減額につきましては、先ほどもございましたけれども、光熱水費の執行残、あとは委託料の執行残、使用料、賃借料につきましては複写機の執行残になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと聞き漏らしがあるので、いいですか。

教育費、確認したいのですけれども、前に指導部次長が答弁されていた、フリースクールというワード覚えてますか、フリースクール。フリースクールも要は今5ページの教育費の減額330万円あるわけです。この中に、次のページの小学校費、中学校費、幼稚園費、フリースクールも全額給食費の補助はやったというような、ちょっとそういう答弁だった記憶ですが、フリースクールって言ってませんでした。フリースクールもこれ該当するのですか、これは。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。まず、フリースクール自体、公立ではないものですから、うちのほうで特段そういったところはありませんが、ただ公立学校に属しながらフリースクールに行くというケースもありますので、全般に含まれないものではなくて、どういった対応のことのフリースクールなのかによって、例えば小中学校の給食費助成事業に関しては、公立小中学校のみを対象としていますので、そういったところ、ほかの学校設置者が関わるものに関しての助成とかはございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 志真志にアメラジアンスクールがあるではないですか、あそこはでは一切補助がないということですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。すみません。ちょっと所管ではないものですから詳しく分かる部分はございませんが、ここは公立の公共施設、めぶき、ふくふくの施設でございますので、そういった施設の使用料の減免であつたりとか、あとはフリースクールの場合は私学の対象になりまして、県の対象になりますので、そこから多分何らかの補助金は得ているものというふうに私のほうは理解しております。

○石川慶 委員長 では、職員の入替えを行いたいと思います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時21分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時22分）

---

○石川慶 委員長 続きまして、市民経済部、予算書51ページ、2款1項7目安全対策費について、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 2款1項7目の01の交通安全啓発事業、ちょっとした減額ではあるのですが、申し訳ないです。当初予算の額をちょっと覚えてなくて、交通安全のほうは大事な事業ではあると思うのですが、県内の死亡事故等も増えてきているのですけれども、どういう理由でこの10万円の減額というものが生じたのか、説明をいただければと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補正予算書51ページ、説明欄01の交通安全啓発事業10万円の減額について説明いたします。

まず、この交通安全啓発事業の事業内容なのですが、交通安全対策法に基づきまして、住民の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全に関して各施策を講じるものとなっております。主に交通指導員の委嘱、サポート、交通安全啓発に係る取組がございます。

今回の補正理由でございますけれども、消耗品、これは毎年実施しております新1年生を対象にしたランドセルカバーの購入に係る費用となっております。今年度、宜野湾地区の交通安全協会、宜野湾警察署のほうにあります。そちらと購入枚数を折半する、調整することになったため、その残額を補正減させていただいています。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 新1年生のこういった取組が功を奏して、これは皆さんの努力もあって、昨年、新1年生の事故はなかったような気がするのですけれども、啓発事業としてはその小学校、中学校の通学の安全指導だけやっているのかどうか、ほかにも何かなさっていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員おっしゃるように、立哨指導を毎朝指導員が立哨しているものと、あとは交通安全を行うための看板等の作成、自治会等への配布とか、そういったものも含めてこの事業で行っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。消耗品とか備品というのは、やはり多分ボランティアでなさっている方が主にいらっしゃると思いますので、それだけ配るとか、あるいは帽子等必要なものはしっかりと不足がないような形で進めていただければと思いますけれども、今回はランドセルカバーの交通安全協会と両方で注文して残金が出たということで分かりました。

○石川慶 委員長 進めてまいります。

続きまして、予算書50ページ、2款1項6目多文化共生推進事業、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく申し上げます。この多文化共生推進事業のほうが減になっているのですが、このことをちょっと説明していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書50ページの説明欄17多文化共生推進事業21万6,000円の減について御説明いたします。

どちらも費用弁償と特別旅費、それぞれ10万8,000円の減となっておりますが、トータルで多文化共生21万6,000円の減です。どちらも旅費関連の補正減となっております。こちらの内容ですけれども、本市に1名配置しております国際交流員という方がいらっしゃいまして、この国際交流員と私たち課の担当職員のほうが毎年全国で開催されます国際交流員が集まる研修会に毎年参加しております。今年度も参加予定として予算を計上いたしましたが、今年の1月17日に通知がございまして、主催者側の会場の都合により対象者枠が少し狭まってしまったということで、ちょっと参加ができなくなったということになります。

細かい具体的な内容としましては、この国際交流員任用1年目から3年目の方を対象にしますという通知がございました。私たちどもの国際交流員は5年目となりますので、参加したかったのですが、ちょっと参加ができず今回は見送ったという形になりました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 御説明ありがとうございました。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。桃原功委員。

○桃原功 委員 せっくなのでちょっと聞いていいですか。

○石川慶 委員長 どうぞ。

○桃原功 委員 交通安全啓発事業の消耗品費なのですが、先ほど答弁で交通安全協会と折半できたということなのですが、これまで市のほうでずっと持っていた。そうであれば、なぜ折半になったのか、理由が分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 折半が始まったのは多分昨年ぐらいからだったのかなとちょっと記憶しておりますが、理由については、やはり地区の交通安全協会も一緒になって1年生にそういった消耗品の提供をしたいということがありまして、それで去年、今年、そういった内容で進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 交通安全協会というと、私たちが例えば免許更新なんかで、免許を新しいのを受けるときに500円協力金というのがあるのですが、あれ任意だけれども、ああいったものの資金ですか。交通安全協会から、そういったものに、ランドセルカバーとか回ってくるのですか。分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 地区交通安全協会といって中城村と宜野湾市1市1村で協議されている、宜野湾警察署のほうに所在しているところなのですが、財源といたしましてはたしか市と村の負担金と、そういった県のものもあるかと、ちょっとこちらは少し定かではないのですが、そういった負担金によって運営しているということになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 免更のときのあの交通協力金が原資かどうかは分からない。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ちょっと調査しないと、調べてみないとちょっと分からないです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 新年度予算は、またこれ折半要請を受け入れるの、折半の予算を計上するの、それとも総額

を計上するのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 新年度については折半の部分で予算を計上させていただいております。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

では、説明員の入替をいたします。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時31分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時32分）

---

○石川慶 委員長 続きまして、基地政策部、予算書47ページ、2款1項6目基地跡地推進事業について、桃原功委員。

○桃原功 委員 説明のほうは特別旅費の減額ってちゃんと書いてあるので、なぜ減額になったのか、これ特別旅費ということは三役の旅費ですか。その詳細をちょっと説明してください。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書47ページの説明欄02基地跡地推進事業、特別旅費151万4,000円の補正減の理由ですけれども、この特別旅費については、沖縄健康医療拠点整備の令和6年度完成に向け、令和5年度はその予算確保に向け重要な年と認識をしておりました。その政府要請等のための特別旅費を当初計上しておりましたが、国の予算計上の確認ができたことから、今回、特別旅費の補正減となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 健康医療拠点ということは、西普天間住宅地区の琉球大学病院に関して何らかの出張が生じる予定ということで計上をしたけれども、国が負担してくれたということですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 沖縄健康医療拠点整備等に関する予算の確保に向けた要請を予定しておりましたが、国のほうで政府の骨太の方針2023や政府の概算要求等において、当該予算の確保についてめどがついたことから、今回、特別旅費を補正しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この特別旅費は、どこに誰が行く予定の特別旅費だったのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 東京への市長による要請等です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

続きまして、予算書50ページ、2款1項6目西普天間住宅地区跡地利用推進事業、コリドー地区調査について、桃原功委員。

○桃原功 委員 西普天間の下の部分のコリドー地区の跡地利用推進事業1,500万円、非常に市民も注目している地区なのですが、この減額理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 インダストリアルコリドー地区につきましては、平成25年度の統合計画において、返還時期が2024年度、令和6年度またはその後と示されておりましたことから、それに向けた基本計画等の策定についての委託業務を計上しておりましたが、現時点において具体的な返還時期が見通せない状況を踏まえまして、委託料の精査及び執行残に伴う補正減となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 返還時期の見通しが立たないとおっしゃいました。返還時期というのは決まっているのではないですか。それが今きちんと鮮明になっていないということ。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 2024年の日米間の統合計画において、インダストリアルコリドー地区については、令和6年度またはその後の返還が表明されておりましたが、現時点において、この具体的な返還時期が今見通せないということで説明がございましたので、そういうところの減となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 見通せないけれども、この1,500万円の減額理由、ゆっくり答弁お願いしていい。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 コリドー地区に関する基本計画の策定に向けた委託ですが、当初は令和6年度の返還を見越して業務量を盛り込んでおりましたが、この返還の時期が見通せなくなったものですから、協議会等の業務について削除いたしましたことによる補正減となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 基本計画を策定する制作費用の減額ということですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 基本計画策定に向けた委託料の補正減となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 コンサル料ですね。しかし、返還というのは決まっているわけだから、これ基本計画自体は作成できると思うのですけれども、それができないという理由を少し深掘りになるかもしれないけれども、お答えをお願いします。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 今後、具体的な返還時期が見通せるまでの間、また時間的余裕が少しできたものと捉えて、地権者の説明会などを行いながら、基本計画を策定していくということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 地権者等の説明会自体はしっかり消化している、実施できているのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 これまでも説明会等は実施をしてきておりましたけれども、一部の地権者等の動向も踏まえて、今後より丁寧に説明会の回数も重ねながら、この基本計画の策定に向けて取り組んでいきたいと。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 地権者等の説明会ってこれまでに何回行われたのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 今ちょっと回数について、ちょっと手持ちの資料がないものですから……

○桃原功 委員 ざっくりでお願いします。数回とか。

○基地政策部次長 これまで年に2～3回は開催できている。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あその土地は、御存じのように、敗戦後、米軍に強制的に接收され、金は1年、土地は万年というのがありますよね。今回、また返還されて、行政が主導して跡地事業を開発していくということを考えると、やっぱり地権者の意見というのは、本当に尊重してほしいないうところで、十分酌み取っていい開発ができるようにお願いしたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 関連してなのですけども、当初は令和6年の返還を予定していたという答弁がございましたけれども、これまでずっと計画立ててやっていたと思いますが、その返還が見通せなくなったという要因というのは分かりますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 インダストリアルコリドー地区については、倉庫群となってございます。倉庫として使用されておりますが、その倉庫の場所の移転先であったりとか、その部隊の移転先がまた国外とかになっているものですから、その辺の兼ね合いからちょっと今見通せない状況となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 47ページの基地跡地推進事業の特別旅費の確認をしていいですか。47ページ、2款1項6目、説明が02のさっき……

（「関連して」という者あり）

○プリティ宮城ちえ 委員 関連してですけども、政府要請の特別旅費が使う必要がなくなったという話ですけども、この50万円というのは何人が行くという、予定として。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 政府要請等の特別旅費を計上させていただいておりましたけれども、その内訳につきましては、市長及び随行者による出張が6回と、あと内閣府との調整等による事務方の要請も……ごめんなさい、逆です。市長による要請が3回と、事務方による調整が3回で当初計上させていただいておりました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 市長3回と事務方が3回を計上していて、それ全てなくなったということですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 要請についてはこちらの特別旅費もありますけれども、返還行政のものも別の事業で組まさせていただいてまして、そういったものを活用したことから、この特別を抑えることができたということです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解しました。

○石川慶 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、説明員の入替えを行います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時43分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時45分)

---

○石川慶 委員長 続きまして、福祉推進部、予算書70ページ、3款2項2目新すこやか保育補助事業について、上地安之委員。

○上地安之 委員 まず初めに、70ページの新すこやか保育補助事業について、まず目につきましたのは、それは新すこやか保育補助事業というのは、認可外保育所に対する環境整備、衛生整備等の補助をする制度だという認識を持っているのです。あるいはまた、保育士確保、保育士の負担軽減に伴う国、県の制度を活用して、様々な施策を展開する中で、ことごとく補正減になっています。そこで、まず初めに、その新すこやか保育補助事業の636万3,000円の減額理由を御説明いただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。11番の新すこやか保育補助事業の636万3,000円の減に関してでございますが、この事業は、認可外保育施設に入所している児童の健やかな発達、発育を促すとともに、認可外保育施設における安全衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇向上を図ることを目的としている事業でございます。

補助対象施設を21施設と当初は見込んでおりまして、その分を当初予算で計上しておりましたが、実際に補助申請する中で、施設の申請園が16園に減ったということと、あと今年度から給食費支援拡充分と障害児保育加配支援分の補助も新たにいたしております。その分を見込んで当初予算に計上しておりましたが、16施設の補助の申請になったことに伴って減となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 21施設の中で認可外施設、その16施設から申請があった、残りについては申請がなかった。この目的については、先ほど説明があったように、衛生環境を整える、それが一つの目的なのですね。そうなりますと、残りの施設についての対応はどのようになりますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 この事業に関しましては県の補助を受けて執行しているものなのですが、この補助の申請をするには要件がございます。県の指導監査を受けて改善報告書を出したりしているのですとか、保育士の配置基準もありまして、有資格者が配置した従事者数の何分の1以上でなければいけないということの要件もございますので、その要件を満たしていなければ、ちょっと今回の補助金は支給できる形にはなってございません。そういった形の施設に関しましては、常々、基準を満たすような形の、要件を満たすような形の事業の執行ができるようお願いはしているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その事業というのは継続をされていますよね。県の指導勧告の下で指導されたこちらについては、整備を整える。それはやっぱり市の行政もその指導者の立場でもって指導されていると思いますが、

これ解消されないと、いつまでもそのメニューの整理も補助金の適用が見込まれなくなってしまうかと危惧をするのです。そうすると、劣悪な環境の下で子供を、その施設については環境の整備を整えることができないということになるから、それはやっぱり県の指導勧告の下に、市行政もそこをしっかりと対応してもらって、衛生環境を整えられるように、そして補助申請ができるように対応すべきだと思いますけれども、子供達に影響が出てくるのですよね。ぜひとも、恐らく毎回か分からないけれども、大体県の指導勧告の指示を受けていると思うのです。環境の整理を整えて、子供たちが安心・安全な環境で、そしてまたそれに対する支援事業と補助事業とか執行できるようにしていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 上地委員のおっしゃるとおり、私ども市も認可外保育施設の保育環境に関しましては、今後とも一緒に考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その指導勧告で改善をされて、補助申請をされて、そして子供たちの衛生環境を整えて、そのような事業になるように期待していますので、よろしくお願いします。

71ページの県補助金、国の補助金を活用して、これも保育士の確保ですよね。保育士の処遇改善です。それと、保育士の業務の負担軽減に伴う制度を活用しての事業を展開していると思いますが、これも同じように補正減になっているのですよ。それは、要は満たされているということなのか。それとも見込みがあったものの、見込み違いで減額になったのか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今年度、保育士確保事業といたしまして10事業計上しております。この事業なのですけれども、予算の計上に関しましては、前年度に対象園、認可園のほうに実施予定の事業がどれくらいあるのかということで見込みを伺って、それでもって当初予算を計上していることでございますが、やはり年間を通して確保に努めてはいると思うのですけれども、やはりどうしても当初見込みまでは、対応が見込めなかったりするものがありましたので、こういった形の理由で園のほうから補助申請がちょっと減ってしまったので、今回の減につながっているという形になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 事業の執行が、要するに減額だけの問題ではなくて、その制度を活用して目的、保育士の確保が一体どうなのかというのを、負担軽減はどう図られているのだろうと、処遇改善はどう向上されていくのだろうかというようなことが大事だと思うのです。それに対する、補正減はあるものの、その事業効果についてどのように分析をしておりますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 事業効果に関しましては、少しずつですが増えてきているということもございしますので、引き続き保育士確保対策事業をやっていく中で、ちょっとずつ、いきなり大きくの変化はやっぱり難しいかなと思っておりますので、引き続き継続していきながら、私どもも保育士の確保に勤めていきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 令和4年度末の保育士不足が33名。今、令和5年度の末を迎える中で、その待機児童の推

移はどうか。待機児童が何名いるのか、現在、申込みの最終でいろいろ集約されていると思うが、こういった事業を推進する中で、保育士の確保をしようということで進めていたわけです。今、保育士の確保が満たされているのか、それと待機児童は何名になるのですか。その説明をお願いしたい。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今現在、入所調整をやっている段階でして、最新の待機児童数というのはまだちょっと数字が確定させることが今できない状況です。確定している数値で申し上げますと、令和5年度の待機児童数が32名になっております。令和5年4月1日時点、32名の待機児童です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうすると、暫定かもしれないけれども、令和4年度の33名と変わらないということですね。今後の市の取組計画の中で公私連携、幼保連携認定こども園、保育所の認定こども園移行、今鋭意進めているけれども、その公私連携、幼保連携認定こども園に移行する中で、30数名の今待機が発生しているような、それはどのような影響があるのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 上地委員の御質疑にお答えします。今回策定している市立幼稚園、保育所の認定こども園基本計画についてですけれども、ここについては待機児童解消が前提の目的ではなくて、やはり幼稚園に通われている利用者のための保育サービスの拡充と、あとは職員の処遇改善というのが大きなテーマで基本計画を策定しています。なので、この利用の保育サービス拡充するための基本計画としておりますので、そこで利用しやすい環境をつくっていくところを基にしていますので、そこで今幼稚園に通われているお子さんが減っていつていますので、そこがサービス拡充されることによって、今回の計画は3、4、5歳の年齢を保育サービス拡充しますので、その部分については利用者が増えていけば、その入りやすい選択肢、利用者の選択肢が広がると考えております。

ただ、先ほど言った待機児童については、令和5年4月1日で32名のうち、1、2歳児の待機児童が31名います。なので、そこは認定こども園移行計画を進めていっても、この1、2歳児の部分が解消されるかというと、そこはなかなか難しいかなというふうに考えております。

その1、2歳児の待機児童の要因というのは様々あります。やはり特定園を希望する保護者が多いということと、やはり施設によっては保育士確保が難しいということもございますので、そこは別の施策として展開していく必要があるのも、もちろん認定こども園が進めていくと、既存保育園の3、4、5歳の枠が少し余裕が出てくるところもありますので、既存保育園には1、2歳児の保育の枠の拡充も現在お願いしているところでもありますし、やはりなかなかその保育士確保が難しいようであれば、やはり新規の保育所整備等も踏まえて、必要であれば展開する必要があるかなというのもありますので、第3期の子ども・子育て支援事業計画も今回策定してまいりますので、この中で計画に盛り込んでいきたいと思っています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。直接認定こども園に移行することによって影響はない。ただ、3、4、5歳の対応方については影響があるということで、それは理解できました。

本市は、潜在的保育士の洗い出し、掘り起こし。そして就労に伴う、これが6月だったかな、10万円支給制度というのを施策しましたよね。それ適用人数は何人ですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今年度始めてまいりました保育士就労促進支援事業10万円のほうなのですけれども、今現在の時点で13名の応募者がございます。

それと、あと潜在的保育士の掘り起こしのために、県のほうからデータ提供をしてもらうような形を行ってはいますが、この整理が古いデータのものなので、この突合に少々時間がかかっておりまして、具体的にまだここから……。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それも予算の中で出てこないものなのですよ。同時に、それは沖縄県の社会研修センター、未就学児の子供がいる保育士に対する保育料の貸付制度ということで、あるいは定期異動に伴う準備費、それも併せて、もしこの10万円と併せて、その補正等を視野に入れて、処遇改善に取り組んでいただきたいなと思います。

72ページ、保育士産休等代替職員配置支援事業、これも減額になっているのです。当初の見込み人数、そして減額人数、それ説明いただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士産休等代替職員配置支援事業でございますが、当初はこちらで園のほうに事前調査を行いまして、17園のほうから申請がございました。19名分を確保しておりましたが、今現在見込みとして7名程度かなということで、ちょっとここのほうで確認は取れていますので、その分の差額は今回減というような形になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 7名が申請をしていて、残りの12名については申請がされないということなののでしょうか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 この保育士産休等代替職員配置支援事業の件なのですけれども、補助要件といたしまして、産休職員の産休中の給料と、あと産休代替保育士の給料の両方を支給していることということが条件になってございます。ですが、園によっては雇用保険の育児休業給付金を支給しているという園もございまして、そうすると今回の要件にちょっと当てはまらないという形になりますので、それがああるせいでこういった形の差額が生じているのかなと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 代替保育士配置については、ぜひとも進めてもらって、10分の9の補助ですから、非常に効率のいい事業ですから、ぜひとも取りこぼさないように進めていただきたいと思います。

最後に、2026年からこども誰でも通園制度が本格的にスタートしていくのです。今全国、隣の浦添市においても試行実施がされております。それがスタートした際には、その待機児童とか、そういうのに影響が出てくるのですか、つまり保育士の負担が増えるわけ、これどうなのでしょう。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 委員おっしゃるこども誰でも通園制度でございますが、今現在、浦添市のほうが次年度からモデル事業として始めるということで伺っております。県内からは、この1市なのですけれども、令和8年度からは本格実施になるだろうということで、国のほうからは通達が来ております。私たちとしま

しても、やはり認可園にお願いする形が多くなると思うので、情報提供はしております。今年度に入って、まず1回目に、こういった事業が始まりますよということでお知らせはしておりまして、実施に向けてはまた園のほうで再確認しながらやると思うのですが、おっしゃるように待機児童の関係もありますし、また保育の配置基準も関係してきますので、それが満たせるような形とか、あと定員がもし満たさなければ、やはり受け入れる可能性が出てきますので、こういったものと、あと面積とか、こちらはクリアできる園がもしあるのであれば、ちょっとこちらとしても民間のお願いして次年度からモデルとして実施できるような形でお願いしていきたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 分かりました。最後に、配置基準、特に1歳児、4歳児、5歳児が6対1、30対1、それを75年ぶりに今検討をされておりますから、それを実施ができれば、また大きく負担軽減につながっていきますから、それもぜひとも配置計画の見直し、6対1が5対1、30対1が25対1というように、これ検討しますから、ぜひともそれも市長交えて、あるいは県内の関係団体とそういう対応もぜひとも進めていただきたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

今の関連で、予算書71から72ページ、3款2項2目保育士確保の各種事業について、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく申し上げます。71ページの3款2項2目児童措置費の説明欄15の保育士宿舍借上支援事業の減についてお伺いします。説明よろしく申し上げます。減額理由です。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士宿舍借上支援事業でございますが、こちらは採用から5年以内の保育士を対象とした保育士宿舍の借上事業に関する補助になっております。こちらは事前に調査して、対象人数分を11園……ちょっと待ってもらっていいですか。大変失礼しました。保育士宿舍借上支援事業に関しましては、事業の概要から説明いたしたいと思います。

保育士確保のため、保育士宿舍借上げ費用の全部、または一部を支援することによって、保育士の就業継続、離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するための補助金となっております。先ほども申し上げましたとおり、採用5年以内の保育士を対象に補助している事業になりますが、こちら事前の調査で15園から39人程度だろうという見込みで当初予算のほうを計上しておりましたが、実際には11園の24名分の補助となる予定になっておりまして、その差額分を今回減という形にしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その24名は、沖縄県内の方ですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 県内か県外かというのはちょっと、私ども、今、ごめんなさい、ちょっと把握はしていないので、答弁がちょっと難しいです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

では、続けて行きましょうね。

予算書は69ページ、3款2項2目うなばら保育所運営事業、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 69ページ、3款2項2目の説明欄03うなばら保育所運営事業の減についての説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。こちらは、うなばら保育所に勤める会計年度任用職員の報酬になりますが、予算計上時は1日7.5時間の保育士さん9人分の予算を計上していましたが、実際配置できたのが5名になっています。

それから、1日6時間の勤務のパートの保育士さんが4名分予算計上していましたが、こちらが2名の配置になっておりまして、合計すると6名の減になっております。

その減の理由としては、先日も少しお話ししたのですが、定員に対して少し数を制限しているという部分が一応影響しているのがありますし、実際、もう少し配置はしたかったのですが、1年通して保育士募集はかけてはいたのですが、なかなか集まらないといった状況が続いていまして、それで会計年度任用職員6人分の未配置分の減になっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 募集はずっとかけたのですが、その結果、集まらなかったということですか。では、予定していたよりも少なかった、負担は大きかったということですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 そうです。現場のほうでは配置できなかった分に関しては、残りの職員が時間外で対応したりとか、朝のちょっと時間帯とか、夕方の時間帯に関しては、少しちょっと時間外で対応したりとかという状況はございました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、予算書61ページ、3款1項1目の住居確保給付金について、上地安之委員。

○上地安之 委員 生活困窮者自立支援法に基づく支援事業の一環ですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりでございます。必須事業となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これもやっぱりかなり減額出ていますよね。それは対象者が少なかったということですか。その相談を受けた、相談をされたのが何人だったのですか。その年々、この推移についてはどうなのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 この住居確保給付金に関しましては、まず生活困窮者が自立相談支援事業を行っている中で、例えば失業であったり、あとは減収等によって借りている家賃が支払われなくなった場合に、その制度を活用して、家賃分を充当することによって生活立て直しの支援するものでございますが、この事業のピークは、実はコロナの感染症が流行しました令和2年と令和3年にピークを迎えまして、それが令和4年からは少し落ちつきを取り戻しているような状況になってございます。

制度の仕組み自体が、家賃の給付に関しては、原則3か月で再延長、再々延長までして、9か月までは支

援ができることになっているのですが、一度これを活用した場合、その次に活用したいとなっても期間を置くとか、あとは自己都合による退職等は認めないとか、そういった要件が厳しくなっておりまして、相談はあるにもかかわらず、対象とならない場合も、もうその令和2年、令和3年に受けて、そういった状況も見られているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この必須事業は10分の10補助の制度ですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 必須事業ですので国庫負担金なのですけれども、4分の3になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは期間的には3カ月ですよ。延長は可能ですよね、2回までということですよ。延長期間というのは9カ月だったと思うのですよ。その後に発生したものについては要件があって、原則2回の使用については厳しいというような説明があったのですけれども、こういった方々というのは発生しませんか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 実際、相談に来られる方は、窓口にいらっしゃる方はいるのですけれども、制度の説明をして、実際、この制度上こういった給付ができないことになっていますので、そのときにできることを求職活動を一緒にやっていくとか、あとはもしくは安定した仕事に就いている場合は、一旦生活総合資金とかの貸付けを受けていただいて、また生活を立て直すとか、あとは保険料の減免等、そういったところで活用ができないとか、可能な支援を一緒に考えて、同行して支援をするというような、そういったことを行っているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 住むところの確保というのは最大優先ですから本当に取りこぼしのないように。その給付の9か月後、復職される方も中にはいるでしょう。あるいは就労に就く方もおられるでしょう。そのときには2回目、2回も使うことはないと思いますので、それでもなかなか対策できないところもありますから、それはもう放置しているということになるのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 先ほども申しましたけれども、そのときにできる支援を一緒にやっていくというようなことが基本でして、また例えば生活困窮者支援の窓口にいとしても、体調の問題であったり年齢の問題であったり、そういったところで自力な経済的な見込みが立たない場合については、速やかに生活保護窓口につながると、そういったところでできることはやっているという状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その対象者というのはですか、相談件数というのかな、あるいはまた支給をされている該当者というのか、その推移についてはどうなっていますか。令和2年、令和3年についてがピークだったという説明があったけれども、今は下降済みだということでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりです。福祉保健の概要のほうにも載せてございますけれども、本当に令和元年

度は、まずコロナが始まる前ですけれども、この制度を活用される世帯が16件だったのですけれども、それが令和2年度には389件に急増したのです。それから、令和3年度は165件、令和4年度は103件といった形で令和2年、令和3年度をピークにだんだん下がっていくというような状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次長、すみません。今の説明もうちょっとお願いできますか。件数ね。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 住居確保給付金支給状況でございますが、令和元年度は決定世帯が16件、令和2年度は決定世帯が389件に急増してございます。令和3年度は165件、昨年度までの統計がございましたけれども、令和4年度が103件という形になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 取りこぼしがないように、あるいはまた支給されてもなかなか改善されていない、ところが要件そのものが9か月まで、2回目については条件クリアしないと該当しないということになるから、ぜひともそれは追いかけてもらって、せっかく支援したにもかかわらず、また行き場のないようなことに陥ってしまわないよう対応していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

予算書26ページ、15款2項2目困難な問題を抱える女性支援推進等事業について、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 26ページです。15款2項2目困難な問題を抱える女性支援推進等事業費について、その事業内容について説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。26ページの15款2項2目1節社会福祉費の一番最後の欄に困難な問題を抱える女性支援推進等事業費とございます。この説明でございますが、これの2つ下に、同じ歳入の中で児童虐待・DV対策等総合支援事業費というものがございます。これまでは児童虐待とDV支援に関しては、厚労省管轄でございました。厚生労働省管轄で一括しての補助金がここに、児童虐待もDV対策も一括した補助金で、この児童虐待・DV対策等総合支援事業費として入ってきておりましたが、こども家庭庁の発足によって、児童虐待に関してはこども家庭庁、DV支援に関しては厚労省というふうに2つの省に分かれました。そのために先ほどあった、DV対策等のところから、2つ繰り上げて困難な問題を抱える女性支援推進等事業費としてDVに関してはこの項目に、児童虐待に関しては、次のページの27ページの同じく民生費国庫補助の上から2つ目の説明、児童虐待防止対策等総合支援事業費、この2つに省が分かれたことで、補助元が変わったということで2つに分かれております。

なぜこのタイミングかということなのですが、ちょうど今頃、ちょうど予算編成をする際にはこの正確な補助メニューがまだ明示されていなかったもので、これまでどおり従前どおり歳入は計上してございましたけれども、もうこの時点できちんとした補助メニューが確定しておりますので、振替、それぞれに分けて計上し直しているという状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 確認です。DVのほうは厚労省。

○児童家庭担当主幹 はい、そうです。

○プリティ宮城ちえ 委員 児童虐待がこども家庭庁になったということ、分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、皆さん、もう大分時間もたっていますので、一旦休憩入れたいと思います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時28分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時38分）

---

○石川慶 委員長 予算書8ページ、8款3項宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業について、上里広幸委員と桃原功委員となっていますが、上里広幸委員は確認できたということですので、桃原功委員、質疑をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 8ページの明繰りの金額が15億3,100万円、非常に高額な明繰りで、資料番号の1番で資料を頂いて、内容は入札不調によるということでした。ただ、その入札不調、4回入札不調になっています。いろいろ段階的に入札の基準みたいなものの緩和というか、落札できるようないろいろな手は尽くしているというような記述も見られるのですが、なぜ入札不調になっているか、原因を皆さん、きちんと把握していますか。なぜ落札に至らないのか、その辺は分かりますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入札、合計で4回しておりますけれども、4回目の入札につきましては、今まで設計と入札で出してもらった工種で、格差がある工種を見積り徴収して、その見積りを設計書に反映させて、設計書を作って、入札に呼んでもらったのですけれども、それでも25%超の予定価格を上回る入札となっております。業者のほうに一応ヒアリングも行いまして、そのヒアリング結果として、この見積り出したときより工事発注のほうが件数を多くて、下請の型枠、鉄筋屋さんがもう金額でないと捕まえられないということで、入札を超過した金額で入札をしたというふうに聞いております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 再確認しますけれども、これ全て建築2工区、電気設備2工区、機械設備2工区という入札ですけども、第1工区自体はもう済んでいて完成しているのですたっけ。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 第1工区については完了しております。

○桃原功 委員 基礎部分ということですね。

○施設管理課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ヒアリングした内容というのは、どういう意見が出ておりますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 見積りを徴収して設計書に反映したのに、なぜこんなに入札との差があるかというのをメインに聞きました。ただ、県内、市内もそうですけれども、マンションとかジャングリアとか発注がいっぱい控えているということで、ちょっと飽和状態になっているということで、もう下請、型枠屋さんとか鉄筋を探すのには、最初、設計書に出してもらった見積りよりさらにもう上乘せしてこないと、もう下請が集め

きれないということを確認しています。その辺は聞きました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、単純に人工不足という形ですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 はい、そうです。工事に対して施工業者、型枠さんとかが少ないということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 皆さんとしては、2回目の入札で数量提示、3回目も数量提示、4回目は数量提示して見積もり活用もしてキールアーチをもう外したわけでしたっけ。これが提案されたとき、私キールアーチのことは反対したのです。これは何に使うのと、例えば音楽コンサートなんかやったときに、照明を入れて、照明を光らせるってそんなことしないで、ただアーチだけだと、アーチだけだと海のそばでやるから、塩害被害というのはもう早いので、またこれを取り外し、改修工事したときに、結局また予算がかかってしまうということで反対した記憶があるのですけれども、こうやって外してしまうと、この施設自体の意義が皆さんの当初の計画よりどんどん、どんどん落札をしたいがために、譲歩というか、これどうなのかなと、私とっても悩んでいるのです。これに対してどう対応したらいいのか、チェックする議会側としてね。とても悩んでいる、結局落札していないから反対もしづらいし、どう対応したらいいのか悩んでいるのですけれども、ウルトラC的なものってあるのですか。しかし、業者さんが金額的な差があるというふうになった場合に、見積りの競争入札の幅を広げて、では県外大手も入れるとなった場合、結局、地元で人工がないと、県外大手が仮に取ったとしてもすぐ施工できるかといったらそれも分からないわけですよ。何かこう作戦というか、あるのですか。4回も不調になってしまう。キールアーチは外してあるけれども、今後の計画というふううに計画しているのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今後の計画についてはおととい上地委員にもお話ししたのですけれども、今調整中ということで、またどのようにするというのが決定していない状況でございます。

設計については修正とか、そういったものができる、それが正しいかどうかは別として、可能かなと思うのですけれども、ただ設計が落札できる金額になったとしても、下請業者が採せるかどうかというのも、うちのほうも課題として捉えているところで、解決方法としては持ってはおりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 人工単価がもし上がれば、この予定価格の変更、増額、あるいは最低入札価格の増額などを、これやってという提案ではないですよ、こんなふうにしたら、では人工の日当が上がったということであれば、仕事が進む可能性はあるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今、もうその型枠とか鉄筋工の取り扱いということになっているので、ではどんなして取り合うかっていうと、お金のいいところというふうに見ております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それは戦略としてあるのですか、みなさんの中に。この予定価格、あるいは最低入札価格の増額みたいなものは計画としてあるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 予算額というのは決まっていますので、その中で2工区の建築工事が23億円という形になっているのですが、単価を上げたらちょっと数量、別途工事にしないといけないのが出てきますので、その辺はまた次に入札する場合は、また見積り、同じような、徴収して本当にできる見積りを出してもらって設計書に反映してやっていくのかなというふうに考えているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 参考までにお尋ねしますが、これを設計した隈研吾さんですね。隈研吾さんに対しての設計料の支払いというのは、幾ら生じたのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。今設計料の資料をちょっと持っていないので、後ですみません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 設計料というのは、建築躯体の何%かというふうに決まっていますよね。ただ、あれだけの著名な方だから、多少の、だいたいの色をつけて支払ったのか分からないけれども、設計料の金額あとで報告お願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 隈研吾事務所に決まったのは、数社のプロポーザルを行って、その中で評価されて隈研吾事務所が受注という形になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これ15億3,000万円の明繰りですけども、新年度予算も同額のものが組まれていましたか。ちょっと私チェックしていないのだけれども。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 新年度の予算、同じような13億円だったかな……

○桃原功 委員 13億円。

○施設管理課長 組まれております。

○桃原功 委員 15億円ではなくて。明繰りは15億3,000万円になっていますけれども。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 電気と機械はもう落札して業者が決まっていますよね。契約上、こうやって本体工事が不調になった場合、このウイトコンダストリーさんとか、あるいは南星エネルギーさんとかに対しての、逆にこちら側の発注者からのペナルティーというのはあるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今その辺をちょっと契約している電気、機械のほうとも調整させてもらっています。

○桃原功 委員 調整させてもらっているということは……

○施設管理課長 まだ結論は出ていないです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そういったことが生じないように調整をしたいということなのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 まず、契約解除という手もございますし、方法としてうちの契約解除という方法もありますし、そのまま契約は持っておきたいという方法もありますし、これは今調整中で業者とは調整はしているのですけれども、まだどういうふうにするという決定はしていません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ペナルティーということは、市民に不利益を生じさせたということなので、私いつも市民目線なので、その契約書自体チェックしていないのでどうなるか分かりませんが、実態としてこういった事例があったときに、発注者側はペナルティーが生じるのですか。この例ではなくて。こんなふうに4～5回も入札不調になって、要は1工区、2工区、電気、機械って分かれている場合に、前に落札した業者がずっと待っているわけですね。ずっと計画を立てて、ではここで工事を入れて、人も集めないといけない、金だけではなくて、そういった場合に、過去にペナルティーが生じた事例というのはあるのですか、発注者、要は市が。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 過去にはちょっとそういった事例が私は記憶ないのですけれども、まず契約解除としてもしなかった場合は、ペナルティーとしてちょっと違約金とかそういうのがもしかしたら出てくる可能性がございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は4回も不調に終わっているんで、抜本的な対策というのはやっぱりきちんとヒアリングはされているということですが、新年度予算に向けて対策は取らないといけないと思うのですけれども、その辺幹部はどう言っているのか、市長も副市長も。対策はちゃんとあるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市長も含めて会議は入札が不調に終わったということの報告はしているのですけれども、これからどうしようかということは、今うちのほうで、まずコンサルタントにもどういうふうに設計の修正ができるのか、時間等どれくらいかかるのかとか、どういうスケジュールとか今投げているところなので、それを全部そろった時点で、上のほうには調整していきたいというふうに思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 いや、これ10億円以上の金額の契約案件を4回も不調に終わって、市長、副市長というのはもっと当事者意識を持ってもらわないと、私は困るなと思うのですけれども、皆さんだけではなくて、皆さんだけでこの負担というか、やっぱりトップの責任というのはちゃんとありますよ。責任は全てトップです。そういった意味で、しっかり新年度予算に向けて落札できるように対策を講じてほしいなと思いますけれども、これはもう市長の答弁が欲しかったのだけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入札が不調になった時点で、さっき言ったように、市長も含めて会議をして報告した時点で、市長、副市長も重く捉えております。やっぱり土地委員にもおととい話したように、16億円を繰り越す、それを次年度で執行とかその辺の課題がある、そういったものも含めて、大変重く受け止めて対応していくような形になっておりますので。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、進めていきます。

続いて、予算書99ページ、8款3項5目まつぼっくり公園法面对策事業について、上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。繰越明許費補正に係る理由等の17ページです。このまつぼっくり公園法面对策事業は、沖縄振興公共投資交付金を活用して進めてきている事業です。繰越明許費今回上がってきているのです。私、以前からの説明の段階で、まずそもそものり面の工事やったのが大雨で一部崩壊して、全体的に直していけないよねということで、計画のほうもゆとりを持って計画していただいて、それから予算を獲得して進めてきた。

令和5年度中の完成見込みのあれで推進していつてもらっているのですけれども、これが繰越明許で上がってきている、4月末で出ている、完了検査がうたわれているのですけれども、まず少し遅れている理由についてお伺ひします。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 繰越し調書を出した時点では、ちょっと繰越しになりそうということだったのですけれども、今の進捗を見ると3月29日に検査をもう予定していますので、繰り越しせずに工事が竣工する予定でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 御苦労さまです。今回、このまつぼっくり公園法面对策事業にかかった予算の総額というのは幾らになっていますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 工事費が5,000万円弱で、令和4年度の実施設計が370万円かかっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 工事も含めると5,370万円という理解でよろしいですか。

○施設管理課長 そうです。

○上里広幸 委員 先ほど説明あったのですけれども、3月28日に完了検査を行って、工事のほうは完成するという説明あったのですけれども、以前と景観が、のり面工事していただいたのですけれども、大分変わっている状況があるのですね。330号からすると、以前は森が生い茂った状態であつたと、これが崩れるのでのり面工事やりましたよね。今、現状外観で完成ということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ワイヤーマッシュみたいな形で押さえている部分はそのままになっていますけれども、そののり面の部分については種子吹付で緑を生やすような形で予定しているものです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今後、この外観についても何かこう手を加えていくとか、そういった予定とかありますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今のところは予定ないので、その外観についてはまた種子吹付とか、その辺ちょっと検討していきたいと思ひます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この繰越明許費の理由を見ても、地盤が非常に弱くて、人力で対

応していただいたということも確認はさせていただいているのです。今後、またこれ崩れてきたりとか、やっぱり公園ですので、外観も非常に必要になってくると思うのです。でも、予算の面からすると、5,300万円を投じてのり面工事をして、再度外観に手を入れていく、また再度予算を組んでいくとなると、少し後回しになったりとか、後回しという表現どうか分からないのですけれども、なかなか予算が組みにくくなるというふうにして私は思うのですけれども、今後、外観とか完了した後、ちょっとその辺注視しながら見ていただきたいのですけれども、その辺完成した後にも、地盤も弱いという話、外観もむき出しの状態、その辺についてもう少し検討していただきたいのですけれども、その辺の見解を伺いたいです。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 上里委員の言うとおりのので、むき出しではなくて外観についてを検討していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 国道からも見えるところでもありますので、この予算もせっかく組んでいただいて工事も進めていただいているのですけれども、やっぱりそういったまた外観とかの声も多く頂いているので、その辺も検討をお願いいたします。この質疑は以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、12時になっていますけれども、このまま続けてもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

では続いて、予算書99ページ、8款3項5目わかたけ公園水質改善事業について、桃原功委員。

○桃原功 委員 わかたけ児童公園、これ児童公園ではないのですか、わかたけ公園。まず減額理由をお尋ねします。水質改善事業。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 除去装置を造る建物の設計の入札残が27万円となっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、入札、落札できたわけですね。ていーちが一公園にとっても大きな箱の中に機械が入っていますけれども、この湧き水の量というのは、ていーちが一公園に来る水とわかたけ公園に来る水というのは大体一緒ぐらいなのか。そうすると、同じような箱がわかたけ公園の中にもできるということなのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 わかたけ公園の水の量は、ていーちが一公園に比べて少ない。今回、繰り越した理由に、よろしいですか。除去装置、今、ていーちが一公園で造っているのですけれども、あれが粉末活性炭の吸着装置ということなのですから、それ以外にも粒状の活性炭吸着とかイオン交換処理とか、4つぐらい方法がありまして、初期投資とかランニングコスト、PFOSの除去をどれぐらいできるかというのを、これは日本国内でもまだそんなに事例がないので、その除去する機器の選定にちょっと時間を要してしまして、繰越しという形になっているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私は一貫して、低減装置をつけようが除去装置をつけようが、機械だから、ていーちが一公

園にしても反対したのですけれども、わかたけ公園もてい一ちが一公園より流水の量が多くないのだったら、あえて金かけて箱を作って機械を置いて、ここで低減させるのではなくて、潜り込ませる、これ水出すなど、金も使わないでいいし、そうしたら子供たちが湧水に触れる機会もなくなるわけだから、逆にリスクに入るわけですから、落札はもう終わったのね。これは、機械の落札ですか。それともその箱も含めた一式の工事の落札なのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 箱を含めた一式の設計の落札です。

○桃原功 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

続いて、予算書96ページ、8款3項3目3・4・71号普天間線整備事業について、桃原功委員。

○桃原功 委員 96ページ、これ万年通りですよ、2億1,000万円の減額理由、補償金が1億8,000万円の減額になっているのですけれども、ちょっと説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 物件補償費が当初6件予定していたものが、1件のみの補償、契約に至らなかったということで、この事業自体は、防衛の民生安定施設整備事業で真栄原54号と真栄原55号、あと普天間線、3路線で予算を組替えながら執行している状況なのですが、この減額した分については、真栄原54号のほうに組み替えて、そこで執行しているという状況です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 補償が合わずに金額が減額するということは、新年度の補償交渉で詰めていくのでしょうか、こういうときって金額ってどう変更していくか、これまでの体験から、経験からして。粘り強く、同額で詰めていくのですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 桃原功委員にちょっと確認なののですけれども、毎年の予算の確保の意味でしょうか。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、質疑変えます。6件予定していたけれども、1件しか契約できなくて、5件の方々の契約に至らない理由というのは分かりますか。金額が合わないというのは、低いと思っているのか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 一応、実際、6件を予定していた建物に関しては、まず予算立てる前に、その年度の大体の件数を上げて予算確保しています。その中で価格が決定して、各権利者に、まずは借家人の方に交渉という形で、交渉全ては満遍なく一応やっている形で、合意の時期等が見えない中あるものですから、そこをまた事業を優先する側、先ほどうちの次長が言った真栄原55号、54号、3・4・71号での3件の予算を動かしながらやっています。そういった形で優先する場所場所を確認しながら、そこでの55号の権利者の優先順位が上がったために、補正、55号に関しては補正予算、3・4・71号に関してはその予算を不用額として落とす形の手続で、補助金の予算の執行を見直しながら執行している状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 基本的なことをお尋ねしますけれども、県道35号線かな、本町通りは、本町通りは県道です

よね。県道81号線があります。今はヒルズ通り、この県道と県道に挟まったこの市道3・4・71号、これの物件補償は防衛予算等で、県からも出ていますよね。

○建設部次長 いえ、出ていないです。

○桃原功 委員 県は出ていない。この県道になるための県道工事はもちろん県の事業であるわけですよね、道路事業というのは。

○建設部次長 本町通りですか。

○桃原功 委員 いや、3・4・71号、今は市道ですよ。市道で両サイド物件補償をしていて、この道路工事自体の主体は市になるのですか。

○建設部次長 市になります。

○桃原功 委員 市になる。市で造って県道に格上げになるということ。

○建設部次長 いえ、違います。市道として……

○桃原功 委員 県道にはならないのですか。

○建設部次長 格上げはならないです。

○桃原功 委員 ああ、そう。当初の予定は、県道と県道があるから、ここを市道から県道に上げることによって、皆さんの手から離れて予算もかからないしというのを記憶しているのですけれども、当初予定は、最初から市道なのか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 多分、うろ覚えというかあれなのですけれども、恐らく県道の位置づけに要望、市として大分以前に要望した経緯のことを多分おっしゃっているのかと思います。県道81号線から、県道、普天間小学校を越えたエリアのラインの中で結ぶのであれば、そこは県道に事業としてやっていただきたいという多分何度かの要望等はあったかと思いますが、それがいろいろ普天間再開発事業とか、そういった事業の市のまた事業計画等もあったがゆえに、そこは国道330号から県道が先に高速に向かった、普天間小学校通りを先に整備をした。そうした観点もあり、そこはもう県道としての位置づけになっています。そこから再度、国道330号から32号線までの距離に関してはそういった市の開発計画等もあって、県として事業はもうこれで終わっているという形で、その区間が今県道になっています。そういった経緯もあって、市として再開発等云々はもうなくなったので、もともとの都市計画道路の位置づけされていますので、それでその区間の事業採択を都市計画決定の中で、再度事業認可を取ってスタートしているのが現状です。そういった形から、市の整備でもって市道でという形の完成に向けて一応今動いている形でございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あの本町通りも前は市道だったのですよ。県道格上げになったので、今県道という位置づけなのですけれども、まだ今物件補償している途中なので、間違っていたら指摘してほしいのですけれども、こういうのって、僅かあの市道の長さって短いですよ。県道があって、万年通り、県道81号線、県道格上げの要請というのは県はないのですか。そうすると市の予算離れて県で整備するというのができるのですけれども、本来であればそのまま県道81号線と接続できると。要は予算を県に持たすという視点はないのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど用地課長から答弁あったとおり、以前は市街地再開発の中で県道として要請した経緯があったのですけれども、現在はもう市道として整備するということで、特に県道の格上げという要請等は行っておりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、市長と議論します。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、進めてまいります。

予算書91ページ、8款2項1目道路維持管理事業について、上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。91ページ、道路橋梁費の道路維持費なのですけれども、最終補正で1,122万6,000円の減額になっています。ここで市債等あるので、まず減額になった理由を教えてくださいのですけれども。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、減のほう、こちらは会計年度任用職員の時間外の減です。印刷製本費、こちらが20万9,000円で市道認定図の販売を目的に当初予定しておりましたが、建設部にある大型プリンター、こちらのほうであるということで、減にしています。

あと、光熱水費、こちらは街路灯の電気料になっていて、今、国のほうの緩和措置がまだ続くということで、この部分を見込んで減にしております。

あと、設計料のほう、244万7,000円、こちらは緊急時対応がなかったということで減にしております。

あと、工事請負費のほう80万円、こちらは市道長田1号のほう舗装工事をして、それが入札残となっております。

あとは、原材料のほうで45万円、こちらのアスファルトを買ったり、そういったものになりますけれども、執行残ということで減にしております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この委託料、設計料なのですけれども、再度説明してもらっていいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、緊急時の設計で、伊佐3丁目の市道のほうの設計業務を当初組んでおりました。それを減にしております。もう一個、宜野湾11号の街路灯の設計のほう、本年度組んでおりましたが、次年度補助金も獲得も視野に入れて、再度見直しをするということで、今回は減にしております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 11号の街路灯というと、この交差点付近に立てていく、三差路に立てていく街路灯の件ですよね。令和6年度までに設置していくというふうな、皆さんの当初の説明があって、今月いっぱいについていくのかなというふうにして思ったのですけれども、今回、最終補正で減で上がってきている。これは、繰越しとかもないのですけれども、令和6年度中には街路灯は設置していく計画ということで認識してよろしいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 当初は、今年度で設計をして、次年度工事予定でありました。でも、本年度設計をしてお

りませんので、令和6年度には工事はちょっと厳しい状態です。まずは、設計をして補助も視野に入れて検討のほうをしたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 計画では設計今年度だったということ、この遅れた理由について教えていただきたい。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 工事費のほうで、やはり多くなるので、そこら辺で単費持ち出しも厳しいだろうということで、本来は設計すべきではあったけれども、補助金も視野に検討したことで、減のほうにしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。また、推進していつていただきたいと思います。

最後に、説明欄03の一番下の市内一円道路補修資材費というのがあるのですが、私の認識では、よく凸凹があって、これを埋めたりするための資材というふうにして認識しているのですが、これは当たっていますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 上里委員がおっしゃることもあって、あと地域からの要請で原材料を提供したり、そこら辺の費用になっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 物資提供していく際の資材費だと思うのですが、例年100万円程度の予算を組んでいると思うのですが、今回は45万円の執行残になっています。100万円に対して45万円。例年この同等程度の執行残はありますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 例年はそのままではないです。不足したり、今回も不足はしているけれども、残があるということで減のほうにしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これ机上で見ているだけで、実際の現場は皆さんがやっていると思うのですが、地域の声からよくあの凸凹、この凸凹、市道に関して補修してくれないかという声が多くあるのです。これ計画どおり行っていつているのか、それとも執行残に合わせて執行していくという実務の皆さんやり方があると思うのです。であれば、私は、工事がいいのかではないと思うのです。結構たまっていると思うのです。予算があるうちに執行していくほうがいいのではないかなと思っているのですが、その内々の実務のほうが分からないので、その辺教えていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この中にある道路維持管理業務の委託のほうがございます。それは、原材料、業者のほうと契約をして、こちらの補修があれば、そこら辺で指示をしていつて、大きなものはそこでやって、小さなもの、うちのほうで現業の4名いますので、あちらのほうに指示をしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 事情は分かるのですが、やっぱり数も多くあると思うのです。ここの凸凹直してもらいたい、こっちの凸凹直してもらいたいと、これ委託費と資材費を残しているということは、早々に取れ

たと思うのです。これ計画どおりになさっているのか。要はこの工事、凸凹とかあって直したりであれば、資材提供していると言ったり、委託費とか、そういったのが執行残にあるものですから、その辺予算で組んでいるのであれば、計画的に進めたほうがいいのではないかなと思っているのですけれども、その辺について少し見解をお伺いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 通常の計画ではなくて、苦情があり、そこら辺で維持管理のほうでしております。長田1号については、計画を見据えて、2年で舗装をしております。ああいった大方の場合は、計画どおりに進めて、ただ小さな補修については現業を使ったり、うちの維持管理を使ったりしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは、市道の凸凹とか、そういった危険な場所は、気づきは市民から公民館をたどって来ているとか、直接電話あったりとか、多く要請があると思うのです。今、実際、まだ補修されていない場所とかもあると思いますので、予算を組んでいただいた際には、しっかり執行できるような、また取組していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

続いて……

(「屋外劇場の件でもう一件確認したいのですが、いいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっと1件確認したいのですが、この資料1番の一番下のほうで、4回の入札不調があって、キールアーチを除外しているではないですか。キールアーチを除外して入札したけれども、不調だったということですよ。こういった場合に、例えばその設計者の隈研吾氏から、当初の計画と違うと、何で外すかということで訴えられる心配はないのですか。東京オリンピックであったではないですか。図面が違ったから、いろんな問題が起こったではないですか。そういう懸念はないですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これはプロポーザルで、工事費とかそういったのも、デザインとかも入れて落札はしていますけれども、この工事費内には収まっていないということで、キールアーチを外そうということで隈研吾事務所の社長とも協議して、キールアーチを除外して発注して上げています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 設計者から外すよという確認は取れていると、了解は済んでいるということでいいですか。

○施設管理課長 はい。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の件に関して、ちょっと大事な点になるのかなと思うのですけれども、もちろん契約もこれだけ入札が不調になっていると、後がどういう形になるのかなということで心配しているわけですが、もう一つ心配なのは、答弁がありましたけれども、機械の契約、それから電気工事の契約はもう既に契約をされて、やがて1年ですよ、仮契約して。これ、県の指導も照会して受けたと思うのですけれども、こういったときに本体工事がまだ契約できずに、機械と電気だけ一部だけしかやっていないわけですね。

例えば業者の皆さんは、その工事のためにいろんな準備しているとか、いろいろ資材の確保とか、設計に沿った準備をしているかと思うのです。それに対する価格の変動というのは、もう1年もたてば変わってくると思うのですけれども、その調整中という、中部電水工事さんとそれから南星エネルギーさんとの調整中ということですが、その調整中というのは何回ぐらいそのところとお話して、交渉協議やられていることについても少し詳しく答弁できますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 建築の2工区が不調に終わった第2回目から、その間に不調になったのでちょっと時間がかかりますということで、3回目のときもそうですし、やっています。4回目についてもJ Vの社長さんいらしてお話しさせてもらっているところです。

工事の一時中止というのを契約後すぐ出して、契約後すぐ工事の中止というのを出しているの、資材の発注とかそういうのはしないでくれということで、全部ストップをさせておりますので、実害というのは、実損害というのは出ていないかなと思います。ただ、業者のほうからでは、代理人とかその辺は確保しているので、その賃金は見てもらいたいなという要望はありました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の説明では、入札が不調になったたびに、電気業者、機械業者と協議はしているということで、今理解していいですか。今のところは、その人件費に関して、資材は発注を止めているから、人件費に関してそういった要望とかなさっていることで、それだけ理解して。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めましょうね。

続いて、予算書90ページ、8款1項1目宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業、桃原功委員。

○桃原功 委員 アスベスト対策事業で2,800万円の減額理由をお願いします。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 減額理由については、委託費の入札執行残です。予定価格の設定については、落札企業を含む3社見積りを取って、その額で予定価格を3,900万円として設定して入札をかけたのですが、この業者さんの企業努力等で2,800万円の落札額が相当下がったということで、入札残が生じているということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すごいね。3,900万円の予算が結局2,800万円の減額ということは1,100万円で落札できたということ、大体でいいです。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 税込みとして1,347万5,000円で落札しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。市内にこのアスベストを使用した建物、要はこの今回のこの1,300万円で工事を実施する件数というのは、アスベスト使用した建物、これ件数という考え方であったのか分からないのですけれども、何件ぐらいあったのか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 令和5年度、宜野湾市が今持っている資料、2万棟ぐらいの建築計画概要書があるのですけ

れども、それをデータベースに通して、次年度そのデータベースと登記情報、それを突合せながらアスベストがあるかどうかというところを精査して行って、最終的に何棟というのが出てきます。それで、今の段階で何棟ということはちょっと言えないのですけれども、大分、沖縄県の状況として、アスベストというのは断熱材ということで使われるものなので、そんなに多くはないだろうというイメージを持ったわけです。

○**桃原功 委員** 暖かいところだからね。

○**建設部参事** はい。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

---

○**石川慶 委員長** 休憩いたします。（午後0時29分）

○**石川慶 委員長** 再開いたします。（午後0時30分）

---

○**石川慶 委員長** 続きまして、企画部のほうで、予算書36ページ、18款1項1目、2目一般寄附金、総務費寄附金について、我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** よろしくお願ひします。寄附金の件で、庁舎の整備のための、植え込みや花壇の件に関して、緑化の件で一般質問したときに、部長より寄附金があったということですが、この1目の一般寄附金の100万円に関してちょっと説明していただければと思います。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。造園業者5社から20万円ずつで計100万円の寄附を受けておりますので、補正で増額しております。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 市内の造園関係で、これはもう一般寄附として100万円があるのですけれども、その寄附金で今現在、市庁舎なり、あるいは緑化推進のためにその寄附金を使って事業はしているのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。寄附金については、一般寄附ということでございますので、基本的には一般財源となりますが、こちら受け入れる際に使途の要望というのですか、そういったところはお伺ひしてございます。今回、庁舎の敷地内の緑化資源購入に充てていただきたいというような要望をいただいておりますので、庁内の整備を担当している総務課から令和6年度予算で花木の苗購入の予算要求がございましたので、こちらは計上してございます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** この予算は、寄附は令和5年に受け入れたのだけれども、実際の事業としてはこれから令和6年に新年度から始まっていくということは、これは一般寄附というのは目的を持った寄附金の性格が強いということになるわけですね。寄附金には2通りでしたっけ、あるということで覚えているのですけれども。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** こちらについても一般寄附ということで、歳入として一般財源として受け入れはさせていただいておりますが、使途のほうも要望のほうは毎回お伺ひしておりますので、そういったことでちょっと事業

としていただけないでしょうかということですので要望がございましたので、こちらについて予算は計上させていただいているものです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、財政課長からもありましたように、寄附者の意向がこの庁舎外構に関して、花木、苗等でいただきたいという声がありましたので、活用していきたいということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 庁舎外構の花木や苗等で整備するということですが、ちなみに令和6年、新年度予算をちょっと今見ていないのですけれども、100万円だけなのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 一般寄附については、その時々で頂いたときに補正をしておりますので、寄附金として計上は100万円とかという計上してあります。頂いたら補正増をしていくという形になります。これは、令和5年度にいただいたものですので。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 庁舎の緑化というのですか、それに使うわけですが、これ以上プラスしてやるのか、これも新年度で、できたらプラスしてもうちょっと整備してほしいなと思います。

次に、2目の2件、これも総務費寄附金ということでありますけれども、普天間未来寄付金と企業版ふるさと納税寄附金がございます。これ御説明いただければと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答え申し上げます。まず、普天間未来寄付金は基地政策部の所管となりますので、私のほうから企業版ふるさと納税寄附金についての御説明を申し上げます。

この企業版ふるさと納税寄附金につきましては、地方版総合戦略、本市においても現在第2期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて進めておりますが、この総合戦略に定められた各基本目標に対して法人が寄附を行うものでありまして、国からは企業版ふるさと納税の対象となる事業については、総合戦略に掲げる基本目標と基本的方向ごとに適合することが必要であるというふうに定められておりますので、本市もそのような目標に沿った寄附として受入れを行っているというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その目的に沿った寄附というのは、今回が初めてなのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この企業版ふるさと納税寄附金につきましては、初めて受けたのが令和3年度から寄附としては受入れをしております。

今年度につきましては、12月議会になるかと思います。12月議会で那覇空港ビルディング株式会社様のほうから1,000万円を企業版ふるさと納税に御寄附をいただきましたので、こちらは12月補正のほうで歳入歳出予算計上しております。今回、また1,000万円の御寄附をいただく、今年度中の収入としていただく予定がございますので、1,000万円の寄附を計上していると、また歳出のほうでは、基金への積立金、同額の1,000万円を計上しているという状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回の寄附は、寄附を実行する先というのは、同じ那覇空港ビルディングさんということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 今回は、那覇空港ビルディング様ではございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 寄附をしてくれる先の名称というのは、公表はしてはいただけないということですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 それでは、お答え申し上げます。今回の御寄附につきましては、沖縄セルラー様からの御寄附の予定となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。そういう形であれば、企業の皆さんの御協力もいただいて、総合戦略に基づいた事業がやっていければ、また潤ってくるのではないかなと思いますので、ぜひお願いします。

では、普天間未来基金の寄附金というのは、これは従来どおりの寄附になるのでしょうか。

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 では、次の機会をお願いします。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょう。

続いてですが、繰越明許費について、国、県への繰越し手続のフローなどについてですが、上地安之委員。

○上地安之 委員 繰越明許について改めて確認をしていきます。今回、多くの繰越しがなされています。繰越しの理由については、不測の事態、見込めない事態の発生に基づいて、繰越しを余儀なくされていく、それは理解しました。それは、当然繰越し手続を踏まないと言算が飛んでしまう状態になりますから、それはその措置としては当たり前の措置として、あるいはまた年度途中における国、県の補助金の年度補正に伴う年度内執行が厳しい、それも繰越し手続をしていく、そのような内容で答弁をいただいたものでありますけれども、それは手続上踏まないといけないということは十分理解をしておりますので、ただ1点だけ確認の質疑をしますけれども、この国庫補助金、県補助金に伴う繰越し手続のフローというのは、単費とは違う性質だと認識を持っていますが、まず国庫補助金、県補助金の繰越し手続のフローというのは、それは市独自で判断をして、市独自で繰越し手続は進めていくような内容なのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 御質疑にお答えいたします。補助金を補助していただく省庁によって、若干ちょっと時期とかそういったものは前後いたしますが、企画部で所管しております普天間飛行場周辺まちづくり事業の補助元でございます防衛事業を例に申し上げさせていただきたいと思います。

まず、1月上旬頃、これは3月補正、これ市の議会のほうの3月補正予算上程に合わせまして、繰越明許費の補正準備を行います。それと併せて補助元、今回の窓口は沖縄防衛局となりますが、補助元との繰越しの可能性のある事業については、業務については、調整を開始するところでございます。

その後、2月初旬から中旬にかけまして、先ほど述べました補助元との調整に基づきまして、繰越し理由や金額等を確定するところでございます。確定したところで繰越し申請を行うことになっております。

また、その後、3月上旬頃には補助元より繰越しの承認がなされるという流れとなっております。以上

でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、防衛補助の事例での国庫補助の説明ですが、県補助についてはどうなのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。県補助についても大体同じ流れになるのかなと思っておりまして、ただ、繰越しの調査というのが国の補助金と県の補助金で若干違っているようではあります、10月頃に一旦事前の調査があるようです。その後、今御答弁申し上げた、防衛補助と大体前後して同じような調査を進めていくというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 一般財源のほうはどうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 一般財源のものにつきましては、考え方としては、他機関等の補助元がありませんので、まずは議会のほうへの上程となりますので、各課のほうから見積書のほうが上がってまいりまして、それを精査した上で、基本的には3月議会のほうに提出するという形になりまして、その後、3月頃から、議会のほうには枠のほうを、上程していきますが、3月頭の頃から中旬にかけて、実際の繰越額をまた庁内で調査をさせていただいて、月末に決定していく形になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 国のほうを確認したいのですよ。今、国、県のフローについては1月上旬から補助元との協議が開始をして、そして承認を得て初めてこうして手続を踏む。ですから一般財源のフローについても1月頃から原課が、これは財政課へ進めていく、動き始めていくというふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それも一つの提言となりますけれども、これは周知したほうがいいですよ。これ担当者の問題ではない。これは、予算をつけた財政課であり、あるいは事業採択をする上での全体の話ですよ、全体。ぜひとも誰がどうのこうのという話ではないですよ。その手続、フローというのは、これだけの業務を繰越しする上での時間的な余裕もない、あるいはまたチェック体制もままならない等が発生してはならないわけよ。

あえて改めて、繰越し手続については問題ありません。不測の事態に応じて予算を確保する上においての、それは一つも問題はない。ぜひともこれを機会にその繰越しをする際の職員との情報の一元化、共有を図って、これは担当課だけの話ではないです。財政課も企画部もみんな関わっているから、ぜひともその対応をしていただきたいなと思っているのです。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 繰越しの事務手続については、まず年度が始まって4月頭に予算執行方針についての説明があります。この際に、繰越しに関する時期的なお話であるとか、あと注意事項、補助元との綿密な調整を行ってください等の注意喚起について一つの項目を作って、また資料を作って皆さんのほうに御説明を差し上げ

ているところでございます。

また、さらに12月で3月議会にあたって、繰り越しが出る際は十分注意喚起をしながら、また先ほど申し上げたとおり、3月の頭頃に実際の繰越しを調整する調書の提出時期がありますので、その際にも4月に行った注意喚起の資料をこちらから添付をして、必ず補助元との調整を取った上で繰越額を決定してくださいということで、年に数回行いながら進めているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その手続で周知もされているというような説明なのだけれども、改めて周知徹底をしてもらって、上げる場合は、フローについても、職員というのはやっぱり異動していきますから、その都度その事業についたら、周知をしながら繰越し手続の予算を上げてもらいたいというような、要望も含めてでありますので、ぜひとも対応を改めて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、追加の質疑全て終了いたしましたので、進めてまいりたいと思います。

審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時50分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時52分)

---

#### 【議題】

##### 議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第1号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

##### 議案第19号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第19号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例及び宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

#### 議案第20号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第20号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

#### 議案第22号 宜野湾市債権管理条例の制定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第22号 宜野湾市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第22号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

#### 議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第30号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第37号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和解について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第37号 日野自動車株式会社によるエンジン認証不正に係る燃費補償金に関する和解についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第37号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第38号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第38号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第38号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取

り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第18号 学生議会開催について、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願、請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願についてお諮りいたします。

本5件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時58分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時05分)

---

では、これにて本委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午後1時05分)